

## 鷺流間狂言・宝暦名女川本「脇末鱗」翻刻

|     |                                                                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------|
| 著者  | 永井 猛, 稲田 秀雄, 伊海 孝充                                                              |
| 出版者 | 法政大学能楽研究所                                                                       |
| 雑誌名 | 能楽研究                                                                            |
| 巻   | 46                                                                              |
| ページ | 83-141                                                                          |
| 発行年 | 2022-03-25                                                                      |
| URL | <a href="http://doi.org/10.15002/00025661">http://doi.org/10.15002/00025661</a> |

# 鷺流間狂言・宝暦名女川本「脇末鱗」翻刻

永井 猛

稲田秀雄

伊海孝充

宝暦名女川本は、鷺伝右衛門家の高弟・名女川家の五代目・辰三郎（一七七七没）が宝暦十一（一七六一）年頃までに書写し、全二〇冊程度と推定されるものである。

これまで、檜書店蔵の七冊（「檜本」と略称。本狂言五冊、間狂言一冊、伝書「萬聞書」一冊）のみの現存が確認されていたが、新たに笹野堅氏旧蔵の七冊（本狂言二冊、本狂言秘伝集一冊、間狂言四冊）が発見され、法政大学能楽研究所の所蔵となった（「能研本」と略称）。

能研本のうち、本狂言二冊は本誌四四号に、本狂言秘伝集一冊は本誌四五号に翻刻紹介した。間狂言は「脇末鱗（五〇曲）」「語立雑（五〇曲）」「真替間（六八曲）」「遠心立（一〇二曲）」の四冊ある。ちなみに、檜本の間狂言一冊は、「羅葛部（五〇曲）」である。

なお、「脇末鱗」に宝暦十一年以降の安永四年（一七七五）の明和改正本廃止に伴う記事がある（冊八「難波」）が、すでに書か

れていた本文への注記的加筆であり、同筆による後年の追記と認められる。本文は宝暦十一年頃までにまとめ、亡くなるまで加筆していたのであろう。

間狂言の多くの曲に宝永三年（一七〇六）までの年数書があり、宝永頃のアイを記した名女川家伝来本をもとにして書き留められ、内容的には、宝暦より古いアイの姿を伝えるものとなっている。

## 凡 例

一、鷺流間狂言・宝暦名女川本のうち、「脇末鱗」（法政大学能楽研究所蔵）の一冊を翻刻する。

一、「脇末鱗」は、脇能と末社の神・物の精（鱗の精など）の登場する間狂言を五〇曲所収している。

一、底本を忠実に翻刻することを原則としたが、通読の便宜を考慮し、左の方針に従った。

- 1、仮名遣い、送り仮名は底本通りとした。
- 2、濁点・拗音・促音の表記は、底本のままとした。
- 3、合字等は通行字体に改めた。

(例) ㄱ→コト、ㄴ→より、ㄷ→トモ

- 4、漢字の異体字や旧字体は、原則として通行の字体や新字体に改めた。ただし、一部そのままとしたものもある。

(例) 哥 嶋 寫 附 鉢 喚 鼓 萬

- 5、漢字の振り仮名の表記は底本のままとした。特に読みにくい漢字には適宜振り仮名を( )に入れて傍記した。

漢字の両側に振り仮名が振られているものもあるが、同じ読みの場合は記さず、違う場合には、左側の振り仮名を( )に入れて右に傍記した。

- 6、片仮名と平仮名の共通の書体である「ニ」「ハ」「ミ」は、片仮名として翻刻した。

- 7、片仮名の「セ」「ツ」「リ」と平仮名の「せ」「つ」「り」の判定が困難な場合は、平仮名にした。

- 8、得・之・見・茂・和・居の類は、文意によって適宜「え」「の」「み」「も」「わ」「あ」とした

- 9、反復記号については、二字以上の繰り返し「〳〵」はそのままだが、漢字一字の繰り返しは「々」、平仮名一字

の繰り返しは「ゝ」、片仮名一字の繰り返しは「ゞ」にした。

- 10、句読点は底本のままとしたが、それが施されていない場合は、文の切れ目(句点を打つべき箇所)を一字空きとした。
- 11、各役の初めの「は」に改めた。底本においてそれが欠落していたり、そこに記されている役名に誤りがある場合は、( )に入れて傍記した。

- 12、役名またはそれに代わる記号は、ポイントを落とし、右寄せとした。

- 13、抹消(ミセケチも含む)部分は示さず、訂正された本文に従ったが、抹消部分も参考になると判断した場合は、「――」にくくって傍記するか、本文中に示した。

- 14、書き落し部分の細字による書き込み等も本文に入るものは入れ、演出注記等も「――」にくくって示した。

- 15、ト書き、言いかえ等、底本に割注の形で記された部分は「――」にくくって示した。

- 16、節付けのある部分は「――」にくくり、ゴマ点・上・下等の節付記号は省略した。字数が少ない場合には記号だけを傍記したものもある。

- 17、本文中に出てくる能・狂言の曲名は「――」にくくった。

- 18、虫損・汚損・難読等により判読不能部分は推定字数分の□によって示した。

- 19、難読文字や誤写の推定などを「――」にくくって傍記したり、?を添えて曖昧な字体あることや、(ママ)として原文

通りであることを示したりした。( )でくくった部分はすべて校訂者の付加である。

20、「彼」と「皮」のくずしが似ており、判定が困難な場合は、文意により適宜書き分けた。

21、装束付等は、二字下げとした。

22、各曲曲名はゴチック体にした。

23、底本には項目番号や読み、注記等に朱筆があるが、翻刻にあたっては一部を除き、特に断っていない。

本文横に朱筆で「○」「次○」と書かれた箇所があり、

この朱の記号で挟まれた部分は弟子に相伝する場合には抜くとの注記がある(廿七(江嶋))ので、朱筆と分かるように

〔○〕〔次○〕と記した。

一、書誌等については、本誌第四四号の永井猛「新出鷺流狂言『宝暦名女川本』の離れについて」を参照されたい。

一、翻刻は、「脇末鱗」の一(高砂)〜拾六(芳野)を永井、拾七(代主)〜卅五(巖嶋)を稲田、卅六(大般若)〜四拾九(春日龍神)を伊海が担当して原稿を作成し、全体について三名で検討し、最終的に永井が調整した。

一、法政大学能楽研究所HPの能楽資料アーカイブ「6、狂言」に「名女川本狂言台本・伝書」として、能楽研究所蔵宝暦名女川本の全冊が写真公開されている。ぜひ、写真版をご覧に

なって、難読字や朱筆部分などをご確認いただければと思う。

一、法政大学能楽研究所には、貴重な蔵書の翻刻公開許可ばかりでなく、研究所紀要『能楽研究』の紙面まで提供していただき、篤く感謝申し上げます。

〔本稿は、法政大学能楽研究所「能楽の国際・学際的研究拠点」(二〇二一年度共同研究「新出・宝暦名女川本(能研本)の総合的研究」(代表・永井猛、稲田秀雄、伊海孝充)の成果の一部である。〕

(間狂言台本)

## 〔脇末鱗〕

## (目次)

|    |     |    |        |     |      |
|----|-----|----|--------|-----|------|
| 一  | 高砂  | 拾八 | 鵜羽     | 卅五  | 巖嶋   |
| 二  | 老松  | 拾九 | 賀茂     | 卅六  | 大般若  |
| 三  | 弓八幡 | 廿  | 嵐山     | 卅七  | 七夕   |
| 四  | 呉服  | 廿一 | 大社     | 卅八  | 難波   |
| 五  | 右近  | 廿二 | 松尾     | 卅九  | 絵馬   |
| 六  | 志賀  | 廿三 | 浦罵     | 四拾  | 寢覚   |
| 七  | 養老  | 廿四 | 白髭     | 四拾一 | 東方朔  |
| 八  | 淡路  | 廿五 | 富士山    | 四拾二 | 西王母  |
| 九  | 伏見  | 廿六 | 岩船     | 四拾三 | 竹生嶋  |
| 拾  | 放生川 | 廿七 | 江罵     | 四拾四 | 氷室   |
| 拾一 | 御裳濯 | 廿八 | 白楽天    | 四拾五 | 金札   |
| 拾二 | 佐保山 | 廿九 | 源太夫    | 四拾六 | 輪藏   |
| 拾三 | 草薙  | 卅  | 鵜祭     | 四拾七 | 皇帝   |
| 拾四 | 逆鉾  |    | 〔道明寺有〕 | 四拾八 | 鶴亀   |
| 拾五 | 箱崎  | 卅一 | 雨月     | 四拾九 | 春日龍神 |
| 拾六 | 芳野  | 卅二 | 和布刈    | 五拾  | 道明寺  |
| 拾七 | 代主  | 卅三 | 久世渡    |     |      |
|    |     | 卅四 | 玉井     |     |      |

## 一 高砂 〔相生〕トモ云

〔当浦の者とハ誰にて渡り候ぞ 〕心得申候

〔当浦の者の御尋ハ如何様成御用にて候ぞ

〕是ハ思ひもよらぬ事を被仰る、物哉。我等も当浦に住者とハ申ながら。左様の御事しかとは存も致さず候去りながら。初たる御方の召出シお尋有を。一円に存ぜぬと申も餘りなれば。片端聞及為ル通り御物語申上うする 〔爰ニテワキセリフ云事モ有リ 又無事も有り 心得有ベシ〕

〔先高砂の松とハ則是成木を申す。然ハ高砂住の江の松を相生と申子細ハ。昔上代に。高砂の松に譬萬葉集を撰らる。今又延喜の御代にハ住吉の松に譬。古今の撰給ふ事。是ハ昔も今も相同し様に御座有ハとて古今序に。高砂住の江の松も相生の様に覺と。しるし置れたる由承ル。又当社と摂州住吉の明神とハ。夫婦の御神なれば。当社住吉え御影降の御時ハ。住の江の松にて神がたらひをなさる、住吉大明神此所へ御出現のおりふしも。諸木様々多き中に。松ハ一寸になれば。定千年の齡をたもち。雨露霜雪にもおぼれず常盤成ル物なれば。松に上越木ハ有ル間敷と思召。我が宮居も松諸共に有ふずるとて。是成神木を植給ふに。当社も出合相諸共に植給ふにより。相植の松共。但シ是は此在所の者の申事に候。然るに住吉と申ハ。忝も推仁天皇の御宇に。摂州津守の浦に。金色の差を。あしたに勅使を立て御覧すれば。四本の松生出たる

を。則四所明神と祝ひ御申有により。住吉にてハ松を御神木共。又ハ御神木共あがめ御申有など、申す。有古人の言葉にも砂長じて巖となり。塵つもつて山となる。浜の真細沙の数ハつくるとも。当社住吉の御座有ン程ハ。男女夫婦の榮和哥の道神道にいて。目出度事ハつきすまじいとこの御事に候。相生の松の謂。数多子細の有とハいゑど。先我等の存たるハ如此に候

「言語道断奇特成事を仰らる、物哉。左様の老人夫婦ハ。当社住吉の御神にて御座有ふする〔推量致ス〕。夫を如何にと云に一駄分神〔ノ〕御事なれば。当社へ御参の御方ハ。必住吉へ御参詣なふてハ叶ハぬに。唯今あれにて承れば。是よりすぐに都へ御登り有事を。神ハ能御存被成。翁夫婦と頭れ。住吉にてまたふすると仰られ為と推量致す。左有ハ是より住吉へ御参り有ふずる。去ながら陸を御廻りあれば拔群の路次にて候。某此間新艘の舟を持て候が。いまだ乗初を仕らぬ〔○〕あわれよき御方をも哉乗せ始メ申度と存ル所に。肥州阿蘇の宮の神主殿と申。殊にハ当社明神の直に御声をかわされ候程の。神慮目出度御方を乗初メ申ならバ。舟路の行末千秋万歳と目出たからふする間〔次○〕此船に被召候へ。我等舵人致シ。住の江へ浦伝へに付申さうずる。あれ御覧候え。神慮の奇特ニ。日本一の順風が吹来つた。頓而お舟に被召候え

〔住吉三社 筑紫日向小戸橘之憶 原祓除之處也  
表筒男命 中筒男命 底筒男命〕

## 二 老松 〔門前者とハ誰にて渡り候そ 〔心得申候〕〕

〔門前の者のお尋ハ如何様成御用にて御座候ぞ

〕是ハ思ひもよらぬ事をお尋有物哉。我等も門前に住者なれど。左様の御事しかとハ存も致さず候去ながら。初為御方のお尋有を。一円に存ぜぬと申も餘りなれば。片端聞及為通り申上けうずる

〔去程に当社天満天神ハ。御名を菅承相と申奉り。御幼少の時ハ都に御座候ひしが。未いとけなき時よりも御才覚ハ世に越へ。詩哥に付てもくらき事のましまさねば。忝も醍醐天皇の御宇に。大臣の大将に成給へど。去ル子細有て当国へ御下向なされんとて。久敷住馴し紅梅殿を出させ給ふが。折節比ハ衣更着の事成ニ。晩方の雲晴テ。折わすれたる梅が香の御袖にうつる間。東風嘘バ匂ひを越よ梅の花。あるじなしとて春なわすれそと遊し。渡海を陵此辛府へ御着有に。誠に東風吹かせのたよりをへて。一夜に此梅飛来ルに仍テ。則飛梅の神とハ名付給ふ。又色もひとしく候へばとて。紅梅殿といつきまします。いつも京都にてハ松梅を御寵愛なされるに。何とて松のつれなかるらんと詠じ給へば。草木心なしとハいゑど。取わき松にハ心の有けるぞ。跡よりおひくしたひ来ルを以て。老松の神共あがめ御申候。其後高山に御上り有。つげ文をさほのさきにつけて差上。七日爪立梵天に御祈誓あれば。黒雲おりさがり巻物とつて天にあがり。正敷ク大自在の神力を得て。刹那が間に御上落有り。何事も思召ま、にほろぼし。今

に北野々南無天満大自在天神と。君も臣も偈仰カウコウなされ。王城ワシヤウの鎮守チンシュにてまします。是に仍シテテ上十五日ハ都におわします。下十五日ハ此所に御座有由申す。先我等の存たるハ如此に候。  
 (一)言語道断寄特成事を被仰る、物哉。扱ハわれらの存ルにハ。常に北野を御信御向被成る、故二。神ハ一入嬉敷思召。老松紅梅殿の神御仮りに人間と現し。声詞を御替し被成たるかと存ル間。餘りに不思議成御事なれば。暫是に御逗留有り。重而誠の神盗を御拝ミあれかしと存ル。

「御逗留中御用の事候ハ、被仰候へ」「心得申候

「言語道断寄特成事を被仰る、物か哉。(マ)左様二何国共なく老人と若き男の罷出。か様の御物語致さうずる者。此他りにてハ不覚候が。扱ハ我等の存にハ。かたゝの常に北野々天神を御信向被成る、故。老松紅梅殿の神顯出。声詞を御かわし被成たるかと存ル間。餘りにふしぎ成御事なれば。しばらく是に御逗留有り。重て誠の神姿を御おかミあれかしと存ル」

「△」「言語道断寄特成事を被仰る、物哉。かたゝの常に北野を信心・歩を運び・殊に是迄はるゝ御下向有事を・神ハ一入御納受被成・老松紅梅殿花守と現じ・御雑談有りと存ル間・暫是に御逗留有り・神前において信心私なく御祈念被成・其後都へ御登りあれかしと存ル」「尤二候」

「(老松)ノ能ニ紅梅殿出ル事有 ツレナリ」

「同間ニ松笠ト云事有り」

「菅原是善 文章博士ニ任ス 菅相承父承和十一年甲子二月生  
 ル 菅原道真石大臣ニ至り玉フ 道真公アザナハ三ト申シ昌泰  
 四年讒ニ依テ筑紫に左遷シ玉フ」

「菅承相 諱ハ道真 字ハ三 故二世ニ菅三ト申 塩梅ノ臣  
 風月神ト也 延喜元年正月廿九日左遷 同二年二月廿五日安樂  
 寺ニヲイテ薨シ玉フ 宝曆二年迄八百五拾年二成 年代記抜書  
 二有り」

### 三 弓八幡

「山下の者とハ誰にて渡り候ぞ」「心得申候

「山下の者のお尋ハ如何成御用にて候ぞ」

「是ハ思ひも寄ぬ事を仰らる、物哉。我等も山下に住者とハ申ながら。左様の御事しかとハ存も致ず候去りながら。初ハツ為御方の召出シお尋有を。一円に存せぬと申も餘りなれば。片端聞及タツ為通り御物語申上イジうずる

「昔神功皇后異国退治の御時。我朝の神々をかたらひ御申有り。長門国豊浦の郡におわしまし。舟木山に分入りフナキ楠一本にて。舟を四拾八艘御作り被成。九州松浦の湊ミナトに浮メ給ふ。猶も計略の其為に長門の沖に檀ダンの築ツキいこく調伏の法を執行なわせ。皇后ハ四王寺の峯に御上り有。おが玉の木の枝に五重ゴウウヅのかねの鈴を結び付。七日七夜四誠心にして。夫よりいこくへ思召立に。一艘の舟に召れたる御神ハ。早余ヤコの舟にハ御座有間

敷御事成が。何もの舟に同神々の乗移り。神力を以て三韓を御したがへ被成御帰朝有り。御産の紐をとき給ふ時。天より白幡四流赤幡四流降下ル。左有に仍テ御名を八幡と付給ふ。其後王城近く宮居をなして。弓矢の守護神とならふずと思召。八流の幡をこくうに御とばせ有り。此幡の落着たる所を則御鎮座に被成むとあれば。忝も王城の南。本山此男山の峯に。悉く幡落と、まるに依テ。当山を八幡山とハ申習す。此所へ御影降の御年が。卯の年の卯の日にて御座候を。取敢ず袖神楽を参らせしを。初卯の神楽と申て。年中に七拾余度の御神事と申ながら。中にも今月今日の御神拝を。初卯の御神楽と名付申て。是を本にとりおこなふも此子細にて御座候。先我等の存たるハ如此に候

○「言語道断きとく成事を御誂被成る、物かな。左様に何国共なく老人と若き男の罷出。当社の子細委御物語可申者。此他りにてハ不覚候が。扱ハ某の推量致ハ。当社の一の末社高良の神にて御座有ふすと存ル。夫をいかにと申に。賢王の臣下是へ御参詣有事を。当社一入嬉敷う思召。君へ桑弓捧給ひたると存ル間。餘りに新成御事なれば。暫是に御逗留被成。神前において御祈念有り。河羅の神【の】真の姿を御覧じ。其後奏聞あれかしと存る」近比有難う候

「言語道断きとく成事を仰らる、物かな。左様に何国共なく老人と若き男の罷出。当社の子細委可語者。此他りにてハ不覚候が。扱ハ我等の存にハ。賢王の臣下此所へ御参詣被成たるを。

大ばさつハウれしう思召。君へそうきうをさ、げ給ひたるかと存ル間。弥神前において御祈念被成。高良の神のまことの姿を御覧あれかしと存ル「御用の事あらハ被仰候へ「心得申候」

「言語道断寄特成事を御誂被成る、物哉。左様に何国共しらず老人の・弓を錦の袋二入「レ」持参申されん人爰元にてハ不覚候が。こざかしき申事なれど拙者の推量致すハ・かわらのしんかりに人間とま見へ給ひ・そうきうを我か君へさ、げ申されたと存ル間・弥神前において信心私なく御きねん被成・其後奏聞あれかしと存る「有難う」

「高良神 武内宿祢ノ事 左大臣也

宇佐八幡宮 宝永三年迄千百廿六年

鳩峯正八幡宮 建立ヨリ八百四拾八年」

#### 四 呉服

「所の者とハ誰にて渡り候ぞ「心得申候」「此所の者のお尋ハ如何様成御用にて候ぞ」「是ハ思ひもよらぬ事をお尋被成る、物哉。我等も此あたりに住者とハ申ながら。左様之御事治定ハ不存候去ながら。初為御方の。何と思召てやらん お尋有を。一円に存せぬと申も如何なれば。片端間及為通り御物語申上うずる

「先仁王拾六代応神天皇の御宇に。我朝の事ハ申に不レ及。

新羅百濟高麗迄も。残らず日本になびきしたごふ御代なれば。

唐土よりも数の宝を岩船につミ。綾女糸目ト申て。二人の織姫の女夫を添。大船シの明州の津よりも押出シ。順風にまかせ程なく日本の地に〔付。〕始ハ和泉の国深井の沖にうかめし

が。是より都へハ程遠く候とて。其後難波の浦迄船をよせ。則此松原に機を立〔テ〕。色々様々の御衣を数多織。とこしなへに調を捧ケ申されければ。主上御感浅からさりし時分。織姫ハ猶も珍敷紋もがな。呉服に織付度と思はるゝ所へ。五し

きの山鳩一羽飛来るを。仏神のおしへぞと思ひやがて織付。今に山鳩色の御衣と申て。殿中の上衣成由語伝へ候。然ルに呉服とり綾羽部と申子細ハ。機物の中に糸引木をくればといへば。

業をいとなむとき呉服とてによそへて。一人の呉服部とハ名付給ふ。又今一人の綾羽部と申事ハ。ごふくを織時はたの上にて糸を取りき。綾の紋を心のまゝに出すに仍テ。則是をも綾羽どりとは申実候。されば其織姫の居たる所なればとて。当所をも呉服の里とハ申習す。其後爰かしこハ帝都を移されても。

〔今をいて都の町の内に。〕綾の小路錦の小路と申て御座ルも。此子細にて有由申す。惣じて我が日の本にて機織事ハ。彼織姫の元来成故に。後にハ二人共神に祝ひ。呉服の明神綾羽の明神と申て隠なきれいしんにて候。是に付数多子細の有とハいへど。先我等の存たるハ如此二候

○「是ハ奇特成事を被仰るゝ物哉。左様に何国共なく女性の式人罷出。呉服綾羽とりの子細委可語者。此他りにハ覺す候が。扱ハ我等の推量仕ルハ。雲の上人は迄御參詣を明神ハ嬉敷思

召。權に人間と現し顕出。声詞を御かわし被成たるかと存ル間。自然左様に有ツべしと思召バ。暫是に御逗留有。重而寄特を御覽あれかしと存ル

〔言語道断きとく成事を御誼被成るゝ物哉・目出度御代にハ此松原において・はた物の音のきこゆると申すが・弥国土豊二目出たからふする御瑞雜に・当社明神權りに人間とまミへ給ひ・いにしへのはたをり給ふけしきを・まなふで御目にかけ給ひたるかと存ル間・神前において信心私なく御祈念被成・其後奏聞あれかしと存ル「有難う」

〔享保十九年西御丸御能ノ時金剛喜内〔呉服〕ノ造物出ス寛延三年神田筋違橋ノ外觀世左近一世能時十四日目〔呉服〕能

有 造物無シ〕

五 右近

「此所の者とハ誰にて渡り候ぞ」「心得申候」「当所の者のお尋ハ如何様成御用にて候ぞ

「去程に当社天満天神において。年中に御神拝様々有とハ申せと。中にも射礼の日の御神事と申子細ハ。先社頭の左りをば左近の馬場と云。右をば右近の馬場と申伝へたるが。御祭の時此右近の馬場に隨身二騎居て。左右の隨身一度にかけ出るとき。其神職の〔ヒトノ〕赤装束の袖を引おりて驅出すに

召。權に人間と現し顕出。声詞を御かわし被成たるかと存ル間。自然左様に有ツべしと思召バ。暫是に御逗留有。重而寄特を御覽あれかしと存ル

〔言語道断きとく成事を御誼被成るゝ物哉・目出度御代にハ此松原において・はた物の音のきこゆると申すが・弥国土豊二目出たからふする御瑞雜に・当社明神權りに人間とまミへ給ひ・いにしへのはたをり給ふけしきを・まなふで御目にかけ給ひたるかと存ル間・神前において信心私なく御祈念被成・其後奏聞あれかしと存ル「有難う」

〔享保十九年西御丸御能ノ時金剛喜内〔呉服〕ノ造物出ス寛延三年神田筋違橋ノ外觀世左近一世能時十四日目〔呉服〕能

有 造物無シ〕

仍テ。則射礼の日とハ申習す。是をいにしへの業平御見物被成る、折節。さすが都の事なれば御所車を数多たてならべ。翠簾帳の内よりも嘘来ル風のこうばしければ。在原の中將ハ奥床敷う思召か哥に。見すもあらず見もせぬ人の恋しきに。あやなくけふやながめくらさんと。か様に詠じ給ひたるとやらん申す。又右近左近の馬場に桜の多き事ハ。当社の御社内に。桜葉の明神とて。隠れなき新成御神のおわします故に。皆々御立願に桜を植置申さるれば。参詣の人々我等こときの者共も。御神木の桜の枝葉にもさわらじと渴仰申候。当社ニ付目出度子細数多有とハ申せト。先我等の存たるハ如此に候

○「言語道断奇特成事を被仰る、物哉 扱は東より遙々御登り有り 此右近の馬場の花を詠給ふにより神慮も一入嬉敷う思召桜葉の明神権りに顕れ給ひ御詞を御かわし被成たるかと推量致す 餘りか程新成御事なれば今宵ハ木影に御逗留有重而真の神姿を御覧あれかしと存ル

○「言語道断きとく成事を被仰る、物哉・芳の常陸の国よりはる／＼御登り有り・洛陽の名花残りなく御見物被成殊に当所の花盛り迄一入に詠メ給ふにより・桜葉の明神御納受被成・権りに人間とまみへ給ひ・くわしく御物語有りと存ル間・しばらく是に御逗留有り・重てきどくを御覧じ・其後御きこくあれかしと存ル 「尤二候」

〔△〔右近〕間 大藏弥右衛門方社人しやべり間 ○八右衛門方

社人語有り

享保廿一年二月廿五日二御丸御能之時観世太夫より伝右衛門方へ申来候 宝生新次郎方ニテ喚出シなし 社人の語間有由流義ニハ待謡も無之由観世流ならハ喚出シにして語間待謡有にも仕候由被申候由申来候 廿三日西御丸御能楽屋ニテ聞合済候由併此御能ハ廿四日ニ御延引被遊候由廻状参候 其ヨリナシ 伝右衛門弟子飯野佐右衛門間ヲ相勤候 銘細書指上候

△観世流語間 宝生流中入雷上也」

〔見すもあらず見もせぬ人のこいしきにあやなくけふや詠くらさん

しるしらぬ何かあやなくハきていわん思ひの身こそしるべなりけれ」

## 六 志賀

「所の者とハ誰にて渡り候ぞ」「心得申候（是より常の通り）」

「先当社志賀の明神と申奉ルハ。大伴の黒主を祝まいらせたる由承る。去程に此志賀の都ハ所柄。面白名所にて候其子細ハ先海近ふして山又遠からず。他りにハ霊仏霊社いらかをならべ。もとより志賀辛崎のツツ松。詠妙成所なればとて。忝も天知天皇の御宇（二）都を移し。か様に山桜を植置れし所に。いつも春の花盛にハ御覧ぜらるゝごとく。峰も巘峯も皆白妙にて。雪か花かとうたがわるれば都人ハ申に不及。東国北国の鄙人の花見の舟のゆきこふ有様。是一入の詠なれば（トテ。）」

いにしへの哥人も作意を種々によまれたと申す。左有に依て帝も一年せ此所へ行幸なさるゝを。大伴の黒主ハ君を入奉覽とて。御座をかまへて待給ふ所に。いか、思召けん 名所ばかりをゑひらん有つて 既に還幸被成んと有を。黒主ハ残多ク思われ一首の哥に。さゝなミやまなくもきをあらふめり。なぎさきよくハ君とまれかしと。か様に遊さるれば誠に哥の心をやさしと思召か。やがて立帰らせ給ひたると申す。又鏡山いざ立よりて見てゆかん。年へぬる身ハおひやしぬると。是ハ鏡山を詠やりてよミ給ひたる哥と聞及候。其後黒主をば此所の神に祝参らせ 為由承る。然は黒主をいか成人ぞと申せハ。志賀の明神とこたへ。志賀の明神の御本地を尋奉れば。大伴の黒主と我等ごときの者までもか様に申上候。先我等の存為ハ如此二候〔中ノせりふ〕

〔是ハ寄特成事を承候物哉。左様に何国共なく老人と若き男の山賤の躰にて。薪を持左様の御物語可仕者。此他りにてハ不覚候が。扱ハ我等の存にハ当今に仕へ御申被成るゝ、臣下此所へ御下向を当志明神ハうれしく思召かりにまミへ声詞を御かわし被成たるかと存ル間餘りに不思議なる御事なれば暫是に御逗留有り重而寄特を御覽あれかしと存ル 〔近比難有候〕

〔カはりノセリフ〕

〔是ハ此他りに住者にて候。今日ハ物さびしき折からなれば。志賀の明神へ参らばやと存ル〕

〔下せりふ〕

〔〇〕「言語道断きどく成事を被仰るゝ物かな。左様の心有山勝ハ。此他りにてハ不覚候が。是ハ我等か推量致ハ。うたごふ所もなき大伴の黒主。まれ人の御参詣をうれしう思召顕出。声詞を御かわし被成たるかと存ル間。あまりにふしぎ成御事なれば。是にしばらく御逗留有り。重而きどくを御覽被成。其後御上落あれかしと存ル」

〔上習のせりふ〕

〔言語道断の事を承候物哉。誰有つて左様の心有山勝ハ。此辺にてハ不覚候。是ハうたごふ所もなき。大伴の黒主まれ人の御参詣をうれしく思召し顕出。声詞を御かわし有たるとすいりやう致す。夫をいかにと申に。かの貫之が筆の跡にも。大伴の黒主の御哥ハ。薪をおへる山人の。花の影にやすめるがごとしとあれば。此心にては御座有べきかと存ル間。今少是に御逗留被成。かさねてきどくを御覽じ。其後御上落あれかしと存ル 〔何にても御用の事あらば仰付られうずる 〔心得申候〕〕

〔辛崎の松ハ葉一葉成故ニ一ツ松ト云也 一本有ノ事ニテハ無シ 葉ノ事〕

## 七 養老

〔所の者とハ誰にて渡り候ぞ 〔心得申候 〔当所の者のお尋ハ

如何様成御用にて候ぞ「是ハおもひも寄ぬ事を被仰る、物哉。我等も此他りに住者とハ申ながら。左様の御事しかとハ存も致す候乍去。初たる御方の召出しお尋有を。一円に存ぜぬと申も餘りなれば。片端聞及たる通り御物語申上うずる。」

「先此所において養老の瀧と申て。目出度葉の泉出来たる子細ハ。一切にハ養老元年よりうるをひ出来たるに仍テ。則養老の瀧とハ申といへど。併世上にあまねく養老ときこへし事ハ。たとわば当所に親子の民とて。老たる親を持たる若き者の有しが。幼少の時より一段親に孝有ル者にて。何事も二親の氣にそむくと云事のなければ。おのつと妻子ハ姥祖父も囲繞渴仰仕り。今の代の孝々仁とはまれを取し間。稚子を持たる者共ハ是にあやかれとて。名を付させ盃をのませ人の崇敬有を。是も父母の御恩徳とて猶弥増に敬申候。然ルにこの老人の若き時ハ父子諸に出て。春ハ田料して秋ハ田作に能実のらせ。夏ハ五穀の作まうをあまた執行ひし故。彼者の世を渡ル経営も心安有けるが。後にハ翁が年の重ルに随て。次第〳〵に行骨も衰し程に。若き者ハ濃作のすき林鐘文月の比にもなれば。毎年山に入柴を樵渡世をおくりし間。いつものごとく薪をとりかへるさに。餘り嶮谷峰をこへ山路の疲にや。此瀧に立寄水を挾てなければ。甘露もかくやあ覽と覺て。心も涼疲も助り。まことに尋常ならぬ事と存ル時もし親のらうくもやむべきや覽と存じ。瀧の水を汲て我か家に持て帰り。じこくもうつさず老たる親にあとふれば。衰へたる姿も見る内にはやなをり。起居に行歩の叶さるも俄に達者

を致し。鬢髭のはくはつたるも頓テ黒くなり。腰にハ梓の弓を張。額にハ四海の浪をたへし老人が。こしもすぐになり皴もののび。年壯(?)の若者に成し間。此事を聞よりも近江の人々ハ老若男女共に。我も〳〵と水を汲運び是を用ゆれば。老たる者ハ悉ク若うなり。持病の有人ハ息災延命二成し間。年来の貧者も俄に有徳に成り。誠ニ寿命常穩に目出度水にて候。是に付色々様々に申せども。先老たるをやしふに仍テ。養老の瀧と申が。本説成由語伝へ候。先我等の存たるハ如此二候。「言語道断寄特成事を仰らる、物哉。誰有て罷出。左様の御物語致さうする者。此他りにてハ不覚候が。扱ハ我等の存ルにハ。勅使此所へ御下向の由を聞。彼兩人の者罷出たるか。さなくハ此山の牛王山神。権りに親子の民と現じ。養老の瀧の子細念比に御物語被成たるかと存ル間。餘りに不思議成御事なれば。暫是に御逗留被成。重而奇特を御覽し其後奏聞あれかしと存ル

「言語道断きとく成事を御錠被成る、物かな。左様二いづく共なく老人と若き男の来り。養老の瀧の子細委可語者。此辺にてハ不覚候か。扱ハ我等のすいりやうにハ。賢王の臣下此所へ御下向ヲ嬉敷思召。此山の護法山神親子の民と現し。姿をまみへ給ひたると存ル間。信心私なく。重てきとくを御覽被成れうずる「御用の事あらハ何事も我等仰付られうずる「畏て候」

「○「言語道断きとく成事を被仰る、物かな 誰有て罷出養老

の瀧の子細委可語者此他りにてハ不覺候か扱ハ我等の存ルにハ  
勅使此所へ御下向を嬉敷思召此山のごおふさんじん親子の民と  
現し養老の瀧の子細御念比に御物語被成たるかと存ル間餘りに  
ふしき成御事なれば暫是に御逗留被成重てきどくを御覽し其後  
奏聞あれかしと存ル「御用の事あらハ何事も我等に仰付られ  
うする「畏て候」

「言語道斷寄特成事を仰らるゝ物哉・左様二いづく共なく老人  
と若き人の出て・此養老の瀧の子細を委可語者・爰元にてハ覺  
へす候「か」・ござかしき申事なれと我等の推量にハ・雲の上  
人此所へ御下向を一入御納受被成・此山の御神かりに人間とげ  
んじ給ひ・御ぞうたん被成たるかと存ル間・しばらく是に御逗  
留有・重て誠の神姿を御覽じ・其後奏聞あれかしと存ル「有  
難う」

### 同 同〔里人立問〕

「是ハ濃州本巢郡に住者にて候。先此所において養老の瀧と  
申て。目出度葉の泉出来たる子細ハ〔是より常の通りを云テ〕  
近郷の人々老若男女共に。我も／＼と水を汲はこひ是をもち  
ゆれば。おひたる者ハ悉くわこうなり。誠に壽命常穩に目  
出度水なれば。我等も此れひすひをたべてわかやこふと存る  
「はい／＼又一杯〔爰ニテ三段の舞有テもよし 又舞なしに  
もする〕

○あら／＼目出度や。／＼な。山神サンジンキウシニワ護王のあたへ給ふ。  
くすりの水を吞ければ。髭のまわりハぞぞめきて若き男となり  
たれば。是迄なりと祝いさミ。／＼て。元の住家に帰りけり  
出立 段のしめ かけずわふ 狂言袴きや半にてくゝル  
こしおひ 黒ひけ掛テ 角すきん 扇持出ル  
但シ仁右衛門方にてハすきすわふ 大臣ゑはし前へ折  
髭かけず

「△養老ノ間 下懸ハ雷上 近代ハ觀世流も中人雷上 宝生  
も同前

△春藤流ニテハ間のせりふ習成とて弟子とハいわぬ家の者とハ  
あいしらうと申候 弟子ニハせりふおしへぬ由申候

△間二〔薬水〕ノ勤ル事 大藏弥右衛門方にてハ道吉時より間宜  
無之候とて相勤不申候由八右衛門被申候 何の方にて八右衛門  
ハ覺候間相勤申候由御座候」

### 同 里人 鷺仁右衛門流

「か様に候者ハ。此他に住居する者ニテ候。承れハもとすのこ  
ふりに。薬の水いできたりたるやうに申す 其子細を聞バ。先  
此所において養老の瀧と申て ○是ヨリ常ノ間ヲ云 とめよう  
ちがい有 年比のひん成も俄にうとくになり。誠に壽命じやう  
おんに目出度水にて候。我等ごときの者もあれへ參。誠の事ニ  
て有ルならば。水をたべわかやこふと存ル。先急で參らう。是

が誠なれば一段の事で御座る。参程にもとすのこうりへついた。扱どもとに薬の水が有ぞしらん。是にながれが有ル。是かしらん事じや。ちとのふでみう。誠に是そうな。扱もくうたごふ所もなひ。此水で有〔ル〕そうな。心がはつきとなつた。今少たべ申さう

### 〔三段舞ハナシ〕

「あらく目出たや」な おさまる御代のしるしとて。へかゝるいづミの出来〔ル〕を。皆我さきにと瀧にいたりて是のめば。病即消滅不老不死に猶も姿ハ若水の。福德自在にさかゑんと。よろこひいさミ私宅をさしてかへる事こそ。嬉しけれ」

### 出立 透素袍 狂言袴

〔美濃ノ国本巢ノ郡ニ有ル民朝夕山ニ入草臥テ休テ夢中ニ此瀧ノ水ヲフクムトミテ夢覺不審ニ思ヒ頓テ眼スレバ其マ、若ク成リ夫ヨリ老タル親ニ吞セケレハ二度若ヤグ 夫ヨリモ養老ノ瀧ト名付タリ

仁王廿二代雄略天皇ノ御時〕

### 八 淡路 〔樸葉トモ云〕

「所の者とハ誰にて渡り候ぞ」「心得申候」「此所の者のお尋ハ如何様成御用にて候ぞ

○去程に此龜津須と申ハ。天地開闢のいにしへ。則天神七代初国常達尊是なり。然ルに沙土煮尊迄男女の形有といへど。未婚合の義さらになかりしが。伊弉諾伊弉册尊天の浮橋の上にして。此下に国なからんやと思召し。天の瓊矛を指おろし下界をかきさぐり給へど。国なければ矛を引上給ひけるに。我朝の出来すべき先表にて有覧。大海の波間に大日ト云文字の浮ルが。其文字の上に矛の滴落とまりて国となりし故。扱こそ大日本国とハ名付申ス。次に一ツの国を産給ふ所に。此国ちいさき御国成に仍テ淡路の国とハ名付座ス。其後宮作被成申と思召せと。芦原生茂り所もなかりしを。其輩を悉ク引捨給ふに。此芦を置れし所ハ山となり。引たる跡ハ川と成たる由承る。されば淡路ハ国の初り成故此所に宮ト宝と御作り被成。伊弉諾伊弉册の夫神女神住給ひ。一女三男を儲給ふ。左有に依テ忝も当杜ハ。諸神の父母にて御座せハ。陰陽夫婦の御神共。又ハ五行の神共渴仰申ハ此子細ニテ候。当社の御神秘数多有とハ申せ共。委事ハ存も不致。先我等の承り為ハ如此に候が。扱只今ハ何と思召寄お尋被成爲ぞ。近比不審に御座候

○「言語道断寄特成事を仰らる、物哉。扱ハ我等の推量致ハ。是迄の御参詣を神ハ嬉敷思召。二柱の御神権りに顕出給ひ。神秘を委御物語被成爲かと存間。餘り新成御事なれば。暫是に御逗留被成。猶々神前において御祈念有り。重而寄特を御覧なれかしと存ル

## 九 伏見

「所の者とハ誰にて渡り候ぞ」「心得申候」「伏見の里の者と御尋ハ如何様成御用にて候ぞ」「此所の者ト御尋ハいか様御用にて候ぞ 共云」

「去程に伏見の明神と申ハ。忝も伊勢太神宮の御誓として。伊勢国阿古祢か浦にしてハ。天津太玉神と崇メ。此所に跡をたれ給ひ。王城を守覽との御事にて。廿一ヶ年に一度宛宮作り仕給ふ。惣て伏見ハ日本の惣名にて候。昔伊弉諾伊弉冊の尊天磐座の苔筵にて。伏テ見出し給ふ国成ルに依て。則伏見と「ハ」名付「ヲ」まします。取分当所を伏見の里と申ハ。当社明神此所にて伏見の里を守給わんと御誓にて住給へば。其子細により伏見の里とハ申習す。又御宮作りの時分天より金札御殿の上へ降下ル。是も当社の御神徳にて御座候。其外伏見の翁と申に付。様々子細の有実候得共。「クハシキコトハゾンジモイタサズ。」先我等の存為ハ如此二候

○「言語道断奇特成事を仰らる、物哉 左様に何国なく老人の罷出伏見の里の子細委可語者此他二てハ不覚候かはハ我等こごかしき申事にて候へ共うたこふ所もなき天津太玉の神にて御座有ふすると推量致す 餘りにふしき成御事なれば御心中に御祈念被成重而寄特を御覽あれかしと存ル

「是ハきとく成事を被仰る、物哉 左様二何国共なく老人の来伏見の里の子細くわしく可語者此他二てハ不覚候か扱ハ我等

の推量致はうたごふ所もなきふしみの翁頭れ出給ひたると存候 夫をいかにと申に是迄の御参詣を嬉敷思召や」となき老人とげんじ御詞を御かわし被成たるかと存ル間か様に神慮に御叶ひ有事ハ目出度御事にて御座候間弥信心私なく御祈念有 其後御心静に御上落あれかしと存ル」

## 拾 放生河

「当山の者とハ誰にて渡り候ぞ」「又ワキノ方より呼出シニヨリテ」「山下ノ者トハ 共云也」

「去程に此秋津州と申ハ。天地開闢の初より神国なれば。靈神国々に跡を垂。数多おわしますとハ申ながら。中にも此八幡大菩薩と申奉ルハ。皇后の胎内にて早三韓を御したがへ被成。則弓矢の守護神にて。天下泰平国土安全に守給ふにより。君臣共に渴仰被成。ていたうの鼓の音さつ／＼の鈴の声。誠にちうやのわちちもなく。神前ににぎわしうまします御事。又とならびたる神も御座なく候。左有に仍テ当社において年中に七拾余度の御神事御在ス。中にも今月今日の御神拝を。放生会の御祭と申子細ハ。神功皇后異国退治の御時。我が朝の神々をかたらい御申被成。長門の国豊浦の郡に御在シ。舟城山に分入 楠一本にて。船を四拾八艘御作り有り。九州松浦の湊に浮メ給ふ。猶も計略の其為に。いこく調伏の法を執行せ。皇后ハ四王寺の峯へ御上り被成。様々の御祈念有ツテ夫より御出舟有に。兼而より龍宮海への契約なればとて。干珠満珠

と申てしほのみちひの玉をかり持むかへ給ふ所に。異国の猿狢雲霞のごとく。数千艘の舟に乗りおめきさけんで責来ルを。なんほうふしぎ成事成ぞ。一艘の舟に召されたる御神ハ。早余のふねにハ御座有間敷事成ルが。何もの舟に同神々の乗移り給ひ。神力を以て御合戦有ルに。頓て皇后の御はからひとし。先干珠を海ニ入給へば。千里の外迄のしら浜のごとく成し故。猿狢ハ悦かつにつて。利劍ヲ提々白浜に討立て。神々の舟を中に取り籠。火水になれと責ける時。又満珠を海ニ入給へば。千里の白浜俄にしほさしみつれば。猿狢共ハ舟に乗べき隙なくして。ミナ潮にむせびほろびし間。頓テ都へ御帰朝被成。末世の今に至迄。か様に国土豊成御事も。偏に当社の御神徳にて御座候。然ハ此御神胎内にて鬼性の者をおふくしなひ給ふ故。善根の御為にか様に放生会の願をおこし給ひ。今月今日の御神事ハ。いけるをはなつ祭成故。則放生会共云。又放生川と申も此子細にて御座候。惣じて当社の御神祕に付。色々様々有とハ申せ共。先我等の存たるハ如此に候。

○「言語道断奇特成事を仰らる、物哉。左様二何国ともなく老人と若き男の来り。当社の子細又は放生川の謂など委可語者。此他りにてハ不覚候が。扱ハ某の「スイリヤウ」仕ルハ。旁々ハ鹿嶋より遙々御参詣被成たる事を。神ハ一入嬉敷思召。当社一の末社武内の神人間と現じ。声詞を御かわし被成たるかと存ル間。餘りに不思議成御事なれば。弥神前において御祈念被成。重て奇特を御覧なれかしと存ル

〔金春流中人雷上 大蔵問鱗ニテ云 二〕か様二候者ハ放生川の鱗の情にて候  
金剛流ニテハ語間の由 ○昔ハ金春も語間の由 金春そくむ大蔵道きつの時より  
春藤流ニせりふ無由にて替間の鱗問ヲ云よし〕

### 拾一 御裳濯

「所の者とハ誰にて渡り候ぞ  
〔尔程に内外の太御神に付。目出度子細数多有りとは申せと「毛」中にも此流を御裳濯川と申す事ハ。仁王拾一代垂仁天皇の皇女。倭姫の尊と申奉ルハ。神女成に仍テ未御幼少の時より。不思議の奇瑞様々ましまして。忝も御神鏡を御戴被成。神の御鎮座によき所を尋おわしまして。国々在々所々を御廻り有しが。有時当国へ御出被成。蓋見の浦より川路に付て御登り被成し時。皇女の御物染よこれたるを。此川にて洗給ひたるに依て。則御裳濯川とハ申由承及候。其比是に田作の翁の居たるに。神の御鎮座に然べき所や有ルト御尋あれば。老翁畏て申様。此川上に人間とも見へず何共あやしき者の居たるが。かれハ三拾八萬歳の間。此お山を守護し奉ル者の候程に。〔我等〕案内者致さうずるとて此川上へ偈行申され。下津岩根おしきてまいらせられたると申。其時の田作の翁ハ。今の興王の神にて御座有由承ル。其折節此河を御通り有二より。今神路川と申

習す。御越被成たる所を神が瀬と崇奉<sup>アカメ</sup>ル。其刻あの山を指て御上り被成たる故に。しるもしらぬも神路山と偲仰仕候。誠に神慮ハあがめてもあきたらぬ御事成ぞ。あの神路山より降くる雨の音ハ。春の小田のたをさの。種をまくに少もたかわず聞ゆるに仍テ哥に。千早振神路山のむらさめハ。種をまくなる神の代の跡と。古哥にもよまれたる由申習す。惣じて風ハ一天を遍ク吹とハイへど。取分神路山より吹下ス風に。草木を吹なひけたるていハ。さながら秋万作の小田を。たをさのかりほしたごとくに見ゆると申。か様の有難神秘数多有とハ申せ共。神慮をおそれて御存の御方も御語なければ。委事ハ存も致さず。先我等の承り為<sup>タカ</sup>ハ如此二候

○「言語道断寄特成事を御証被成る、物かな。かたゞの遙々是迄御下向有を御納受なされ。おきたまの神かりに人間と現し給ひ。御詞をかわされたと存ル間。弥神前において信心私なく御祈念被成。其後都へ御帰りあれかしと存ル 〇有難う

熨斗目 長上下 小サ刀 扇

「言語道断きとく成事を被仰る、物哉。扱ハ我等の推量致ハ。うたごふ所もなきおき玉の神にて御座有ふずる。餘りにあらた成御事なれば。弥神前にをいて御きねん被成。重て誠の神姿を御覧あれかしと存ル」

「是ハ寄特成事を被仰る、物哉。左様二いづく共なく老人の罷出。当社の神秘委御物語致さうする者。此他りにてハ不覚候が。

扱ハ我等の推量致すハ。うたごふ所もなきおき玉の神かりに人間と現じ。声詞を御かわし被成たるかと存ル間。あまりに新成御事なれば。弥神前において御祈念被成。重てきどくを御覧なれかしと存ル」

「伊勢国外宮 宝永三年迄千二百廿九年  
同内宮 千七百九拾二年」

## 拾二 佐保山

「ワキ方ヨリ喚出ス事モ有リ 其時ハ常ノ脇能ノ通り〇所の者とハたれにて渡候ぞ」と云 又時ニヨリ末の能ノ時ハ狂言ヨリかゝりにもする

「是ハ和州南都に住者にて候 今日ハ物さひしき折からなれば佐保山のあたりへ罷出心をなぐさまはよと存ル」

「去程に此佐保山と申ハ。春日山北の藤浪匂ひて。山をびへたる有様ハ。さながら竿を渡せるごとくなればとて。則竿山とハ申習す。惣て四季をつかさとらせ給ふ御神ハ。夏ハいつた姫秋ハ紅葉にめで給ふにより。当国龍田の明神とあかめ奉る。冬は春日大明神。春ハ則此佐保姫の明神。此御神何も四季を司どらせ給ふにより。天下泰平五穀成就に治ル事も。偏に当社の御神徳成由申ス。又佐保山にをいて霞の衣とて目度衣を曝給ふを。貴き人の御目にハさだかに見ゆ申により。其折節我

等毎コトキきの者もお見申すに。雲かと思へば霞。又かすミかと思へば霧のごとく幾幾變候。左様の事昔よりためしのあれバ古き哥に。たちぬわぬ衣きし人ハなき物を。なに山姫の布さらす覽と。か様の哥も有実候。又あの川を佐保川と申候。あの川にて絹をすゝぎ。佐保山にて曝ササシし給ふと承る。夫のミならず誠ニ神慮ハあがめてもあきたらぬ御事成ぞ。佐保山にて千穂とつゝれ。三笠のお山にハ万歳とこたへ。佐保河の絶ぬ流と諸セシ共に。国土安穩アズカゼに守り給ふするとの御神託と承る。先我等の存ハシハ如此ニ候。

○「言語道断ゴト寄特成事を被仰るゝ物哉」。扱ハ旁の御参詣を神ハ一入嬉敷ク思召。竿姫の明神あき権りに女と現じ。声詞を御替シ被成爲かと存ル間。餘りに不思議アヤシ成御事なれば。暫是に御逗留有。重而誠の神姿を御拝ミあれかしと存ル

### 拾三 草薙

「ワキ喚出シ常ノ通り 又狂言ヨリか、ル事モ有リ

「是ハ熱田の門前に住者にて候 此間恵心僧都の御下向被成最勝王経（か）をくうじ給ふ間今日も参らはやと存ル (一) 只今参りて候」

(一) 去程に当社と申奉ルハ。仁王拾二代景行天皇第二皇子（ワ）をば。御名を日本武の尊と申せしが。せひ高（ケイコウ）うして御心もたけく強（ケイ）力にておわしませば。度々においてほまれを取給ひたると

申す。然ルに景行（ケイコウ）四拾年の比。東夷（トウイ）おこつて静ならねば。則御追伐（オウバツ）の爲に此尊を被遣ル。先伊勢太神宮へ御社参有りてやうら姫のミことを以て。崇神天皇の御宇に籠置れし。天の叢雲（ムラクモ）の劔を申請。夫より東国へ御下向被成しに。尾張の国松子の嶋へ御着有リ。源大夫ト申人の所に旅宿被成けるに。岩戸姫とてみめかたちよりけるに。「ヒメノ有シヲ。」尊御心をうつされ一夜の御ちぎり深うして。互に御心指浅からされ其力不及御立被成。駿河の国ふじの裾野に至り給ふに。いてき拾万余騎とハ申せ共。何も鉦をかたむけかうさん申間ゆるし置るゝ。折節比ハ陽月の事なれば。其国の凶徒等申上ルハ。此野に鹿多ク御座候。狩（カ）して慰メ可申とあれば。尊ハ色付（イロ）「ク」木々に詠入四方の気色をあいらん有所に。夷ハ尊を中（ナカ）に取籠メ奉り。四方の枯野に火をかくる故。風はけしければ。焰（ホ）頻（ヒ）に上（ア）り。野火（ヤクハ）も鬼神も攻（セ）近付ケハ。既に御命も危見（アヤシク）へ給ふ所に。尊ハ劔をとらせ給ひ四方の草木を薙（ハ）給へば。焰（ホ）忽（タ）吹返（フ）し夷悉ク亡（ヘ）申。夫より草薙（ナギ）の劔とハ名付給ふ。又火石水石の不思議（アヤシ）も御座有実候。尊ハ猶興へ御下向有。国々の凶徒等所々の悪神を不残御しづめ被成。同五十三年に尾張の国へ御帰（カ）り有リ。(一) 岩戸姫に御対面被成(一)次。夫より都へ御上落有しが。去子細有ツてろしより御悩（ウツ）とならせ給ふが。終にハ白鳥となつて南方へ飛去り。後にハ正敷神明と現し。忝（アツ）も熱田大明神と顕れお在ス。同岩戸姫も神となり。又源太夫夫婦も東海道の守護神と成給ふ。惣して此所を熱田と名付し事も。草薙の劔よりおこりたる名にて候。(先当社の神秘ハ大方

如此二候」

○「言語道断寄特成事を仰らる、物哉 扱ハ我等の存ルにハ当社明神にて御座有ふすると推量致す 夫をいかにと申に天下泰平に治り目出度折節なれば明神かりに顕出給ひ目出度子細を委御物語有たると存ル間餘りにあらた成御事なれば弥御祈念被成重て寄特を御覧なれかしと存ル 「左有らハ我等ハ御暇申候

〔一〕是ハ奇特成事仰らる、物哉 扱ハうたこふ所もなき日本武ノ尊橘姫顕れ出御言葉替されたるかと推量いたす 弥おこたりなく御経をも御とくじゆ有重テ寄特を御覧有れかしと存ル」

〔熱田社鎮座ヨリ宝永三年迄千五百七拾八年〕

#### 拾四 逆鋒

〔ワキヨリ喚出ス事モ有リ 又狂言ヨリカ、ル事モ有 其時ハ  
○〕是ハ和州龍田の山下に住者にて候 今日ハ明神へ参らは  
やと存ル」

〔先当社に付此豊葦原と申ハ。昔軼輪聖王の御代に俄に天地六種震動して。天竺靈鷲山の 艮の角みつたらせんと云嶽かけ下ツて。大海ニしづミ此迄迄来ルを。夫より廿萬一千四百余年をへて。伊弉諾伊弉冊出世し給ふ。当初国常達の尊佐し  
ての給ひけるハ。豊葦原に千五百種野国有り。汝よく知ルへ

しとて天の御鈴を授られしを。夫婦の御神ハ天祖の御教へのごとく改めんとて。天の浮橋に二神たゝずミ給ひて。かのみほこを以て下界をさがし給へハ。淡路嶋鈴の先に当りしを。阿波国かとして鈴を引上給ふ。其 雷の潮こりかたまつて一ツの嶋と成（ル）。されば其時御鈴を青海原にさしをろし給ふ故に。天の逆鈴とハ申実候。然ハ日の本を初て見初我が国と成事が。甲子の年成に仍テ。子を一番に置ハ此子細と承ル。其時一ツの芦原生出し故。豊葦原中津国とハ申ス。又秋津洲ハ南州とハ云ながら。東海とて異にて日の堺成により。日輪をかたどり日域共申実候。然ル（二）此伊弉諾伊弉冊の尊の御本地ハ。大日覚王如来成ルが我が朝をあらわさんが為に。忝も夫婦の御神と現じ。和光の姿をかりにあらわし給ひたと申。又か程の御鈴を当山に納置れし故。此お山をも宝山と申由語伝へ候。其御鈴の守護神瀧祭の御神と申ハ。則当社明神にておわしますよし承る。故に此山の紅葉ハ常のと替り。鈴のはさきのやいばのごとく皆八葉有故に。神前のいがきの内まで生茂れ共。一枝一葉折事もならず。か様に渴仰致も此子細にて御座候。当山の目出度謂ハ如此。扱唯今ハ何故お尋被成為ぞ。不審に御座候

○「言語道断寄特成事を仰らる、物哉。左様に何国なくかんなきの牀にて罷出。当社の神秘をくわしく可語者ハ。此他りにてハ不覚候が。扱ハ我等の推量致すハ。当社瀧祭の御神にて御座有ふすると存候。夫をいかにと申に。此所へ御参詣を嬉敷う思召。かりに人間と現じ。声詞を御かわし被成為かと存ル間。

餘りに新成御事なれば。弥神前において御祈念被成。重而きとくを御覽なれかしと存ル

〔一〕言語道断きとく成事を仰らるゝ物かな。左様之御方ハ此あたりにては覺ず候。扱ハ我等の存ルにハ。当社の御神たまつりの神にて御座有うずるとすいりやういたす。あまりにあらた成御事なれば。いよ／＼しんぢんわたくしなく御きねん被成。かさねてきどくを御覽あれかしと存ル〕

## 拾五 箱崎

〔ワキ喚出シ〔高砂〕同前也〕

〔先当浦に於て箱崎の松と申子細ハ。昔神功皇后異国退治の御為に。九州四王寺の峯ニあからせ給ひ。去ル靈木の枝にこがねの鈴を結付。七日七夜御祈禱有り。此浦に於て戒定惠の三字の妙文を。則金の箱に入レ〔玉ヒ〕。此松の下に埋ミ置給ふに仍テ。扱こそ箱崎の松とハ申す。左有に仍テ此所にて松吹風なれば〔風〕。磯打浪なれば波と存候へは。貴人の御耳にハ。松風も波の音もたぐへて聞ば。四徳波羅密／＼とひゞくと承及候。頓而御出舟有ツテ異国へうつ立給ひ。彼土に押渡り夷を悉ク御亡しなされ。御弓の弭にて岩窟に異国の夷ハ。日本の犬成と遊し帰らせ給ふに。彼夷共無念ニ存シ。其字を鏤候え。其下猶的歴に文字の姿見へ申事。弥

天下泰平国土安穩の瑞相ニテ御座候。是ニ付様々子細有実候え共。委事ハ存も致す。先我等の存たるハ如此二候  
〔二〕言語道断奇特成事を被仰るゝ物哉。扱ハ旁の違はる当社へ御参詣有に誰有て罷出箱崎の松の謂。委御物語申者有間敷と思召当社の御神かりに人間と現し。委御雑談被成たると推量いたす。餘りにふしき成御事なれば今宵ハ是ニ御参籠有り神前にをいて私無御祈念被成重て誠の神姿を御覽し其後都へ御登りあれかしと存ル〔御尤二候

## 拾六 吉野

〔当山の者とハ誰にて渡り候ぞ

〔去程に当山と申ハ。天竺三台山の片割にて御座候間。此吉野ハ金の御山の由申。左有に依て金の峯とかいて金峯山と読など、うけ給ル。当来導師弥勒仏ハ三会の晩。則此山後御出世有べき程に。かゝる目出度此山に守護神なくてハ叶間敷とて。役行者七日七夜御祈あれば。地藏ヲ一鉢折出し給ふを。則川上へ勸請被申。重て御祈誓候へバ弁才天現シ給ひて候。是をば此山深ク祝ひ申され。てんのかわの弁才天にて御座候。其後真実の守護神顯れ給へと。肝胆摧御祈被成るれば。蔵王権現顯れ給ふ。是社当山の守護神なればとて。行者喜悅の思ひをなし。今ハ是迄なりと御数珠をなけ給へば。権現数珠におそれ一方の御足を上給ふ故に。昔が今に至ル迄蔵王の足もつかぬとハ申伝候。其後子守勝手神明神も御出現被成。弥

当山繁盛仕候。又吉野々花と御賞<sup>シヤウキョウ</sup>。既有ハ。明神桜を一枝御指被成候へば。一夜の間にか様に夥<sup>オホシ</sup>敷成たる故。千本の花と名付申シ。哥人<sup>カジン</sup>の詠<sup>エイ</sup>にもよミ置れ。天下に無<sup>ム</sup>隠名木<sup>イホキ</sup>にて候。しかのミならず当山と申ハ。当来導師出世<sup>タウラクダウシシユセ</sup>の地なれば。五拾六億七千万歳の三会の曉<sup>アカツキ</sup>の成道成由承ル。惣して此山に付色々子細有実候え共。委事ハ存も致ず。先我等の存<sup>タマ</sup>為ハ如此に候。

「言語道断不思義成事を仰らる、物哉。左様何国共不知<sup>シレス</sup>山<sup>サン</sup>。賤<sup>セツケン</sup>の罷出当山の子細委可語者此他りにてハ不覚候が扱ハ我等の存ルにハ子守勝手<sup>コモリ</sup>の明神かりに顕れ出給ひ声詞を御替し被成たると存ル間餘りに不思義成御事なれば暫是に御座候て重而奇特を御覽有其後御上落<sup>オホ</sup>あれかしと存ル

「言語道断奇特成事を被仰る、物哉。惣して山勝<sup>サンカチ</sup>などに左様に心のあらふする者ハ不覚候か扱ハ我等のすいりやういたすハ子守の明神かりにいやし山がつとげんじ御詞をかわされたるかと存ル。是と申も余人にかわりたる御方なれば和哥の道にハ神ものうじう有と申程に左様の子細により顕れ出給ひたるかと存ル間しばらく此所に御逗留<sup>オホ</sup>有り重てきとくを御覽なれかしと存ル」

「是ハきとく成事を被仰る、物哉。左様二いつく共なく山賤のていて罷出当山の子細委可語者此他りにて不覚候か扱ハ我等の存ルにハ子守勝手<sup>コモリ</sup>の明神かりに顕出声詞を御かわし被成たる

かと存ル間誠左様に思召ハしばらく此所に御座候てしんじん私なく御きねん被成重てまことの神姿を御覽なれかしと存ル」

「金峯山 藏王 宝永三年迄千百六拾九年

役行者 千六年 ○元文四年迄千三拾八年二成 年代記抜言<sup>書</sup>二有り」

### 拾七 代主 (葛城賀茂)

「山下の者とハ誰にて渡り候ぞ

「先当社葛城賀茂<sup>カツラキカモ</sup>の明神と申ハ。王城<sup>ワシヨウ</sup>の鎮守<sup>チンシュ</sup>と崇給ふ。則<sup>スナハチ</sup>都<sup>ミヤコ</sup>鴨<sup>カモ</sup>の明神と御一<sup>イツ</sup>牀<sup>シヤウ</sup>と承ル。然とも開闢<sup>カイハク</sup>より此かた影降<sup>ヨウコウ</sup>の初メハ此明神なり。抑神ハ正直<sup>コウジツ</sup>の頭<sup>カビ</sup>にやどり誓<sup>チカガヒ</sup>新成御事

にて候。惣じて神と云も仏と云も「タ、コレ」水波<sup>スイハ</sup>のへだてにて。本地<sup>ホンチ</sup>すいしやくと顕れ給ふ。左有に仍テ国土万民あゆミをはこび貴賤<sup>キセン</sup>群集<sup>グンシュ</sup>をなし申す。殊に此御山は御代の宝<sup>タカラ</sup>の山とも。又己身<sup>ミミ</sup>の弥陀<sup>ミタ</sup>唯心<sup>ユイシン</sup>の浄土<sup>ジョウド</sup>共名付給ふ。是に仍テ法喜菩薩<sup>ホウキボサツ</sup>の御説法の所にて候。神蛇大王<sup>カメノオウ</sup>弘法<sup>コウホウ</sup>の守護神として天下泰平<sup>テイヤウヘイ</sup>に守り給ふ。去程に玄昇<sup>ゲンシヨウ</sup>三藏<sup>サンザウ</sup>渡天<sup>ドテン</sup>の時。流砂川<sup>リウサガハ</sup>を渡り大般若<sup>ダイハツニヤ</sup>の妙軸<sup>ミョウシヤク</sup>を授<sup>サヅカ</sup>カ。末世<sup>マッセ</sup>の宝となし給へば。弥仏法守護<sup>ミブツホウシユゴ</sup>の爲とうけ給。先我等の存たるハ如此二候

○「言語道断奇特成事を被仰る、物哉。左様のやごとなき老人<sup>オウジン</sup>ハうたご所もなき。当社のこと代主の御神にて御座有ふずると推量致す。餘りにふしぎ成御事なれば。弥信心私なく御祈念

被成。重て奇特を御覧あれかしと存ル

シテ尉 小嶋厚板 大口 水衣 尉髪 末広 面

○ツレ若男 厚板 大口 水衣 ちやせんかミ 末広

ワキ大臣

後シテ〈高砂〉の切の通り

## 拾八 鵜羽

「鵜どの岩屋の者とハ誰にて渡り候ぞ 〔又〕当浦 と喚出ス事もあり」

「先天神七代地神五代の御神を鵜鵜草葺合尊と申子細ハ其父の御神御兄弟の釣針をかり海上にうかミ釣をたれ給ふ所に鱗の中にも心のわるき魚の有て針の糸をくひ切こくうにうせけるを御帰有此由かくと御申あればよのつねならず御ふきやう有シ故御剣を針にくずし数を参らせらるれと夫も御同心なくとにかくに本の針をとらうずるとしきりにこわれ海底に分入り龍宮に至て見給ふに他もかゞやきおもはゆく思召桂の木の本に立寄給ふ所に豊玉姫玉の釣瓶を持井に向ひ水をむすひ被申しが水底に人影の見ゆるを不思議に思召れ他を御覧有て御姿を見付如何様御方ぞととわせ給へば我ハ日本の尊成か釣針を魚にとられ是迄尋来為由御申あれば其時鱗の中を尋給ふにあかめ針を返し申 然ハ尊も豊姫も互に御心を移され無程懐胎し給ふ 折節釣針に塩の満干の玉を添て参らせ此国へ送り帰シ申 御産家は是成かりでんを作鵜なての森

より鵜の羽を集メやねをふき一方ふき今一方吹も合さるにはや尊ハ御誕生有ニより天神七代地神五代鵜かや吹合せすの尊と申も此子細にて有由承及候 先我等の存為ハ如此二候「言語道断奇特成事を被仰る、物哉 扱ハ某の推量にハうたこふ所もなき豊玉姫御兄弟の御方にて御座有ふすと存ル 夫をいかにと申に宣旨を蒙り是迄御下向なれば嬉敷思召 顕出給ひ御詞を替されたと存ル間左様ニして暫是二御逗留有重而奇特を御覧じ其後御心静に御上落有かしと存ル

## 拾九 賀茂 〔矢立鴨〕

「か様に罷出為者ハ。都賀茂の明神に仕へ申末社の神にて御座候。去程に珍敷柄ぬ御事なれど。先我朝ハ天地開闢より神国なれば。霊神国々に地をしめ給ひ。威光区々成とハ申せ共。中にも当社賀茂の明神ハ。忝も王城の鎮守にて。天下を守り給ふ御神なれば。一入御威光新御座候。然ハ当社の御神躰と申奉ルハ。昔此所に秦の氏女と申人の御座候ひしが。正直第一にして親に孝有。殊に慈悲深ク神の敬ひ。いつも川辺に立出流を汲て。神に手向られし故やらん。有時水上より白羽の矢一筋流レ来ツテ。今の女人の水桶にと、まるを。何心もなく其矢をとりて帰り。我家の軒に指置給へバ。彼秦氏の主程なく懐胎し十月の末にハ。玉をのべたごとく成男子をよろこび。我ながら不審に思われけれど。なのめならずにそだてし処に。その子三歳斗に成比。御身の父ハいか成人ぞと尋ければ。

軒に差置たる矢にゆひをさす。其時白羽の矢ハ鳴雷と現じて天に上り。分ケ雷の神とならせ給ふ。故に其御母御子も神に祝。かミ賀茂下鴨中賀茂とて。賀茂三所の御神は成。先是ハ神徳の目出度子細。又当社と播州室ノ明神とハ。同一赫の御神にて御座ハ。室ノ明神の神職の御方。唯今此所へ御参詣の由申間。先あれへ参。如何様成御方ぞ少見申さふする「卜云廻ル」先急で参らう。誠にか様の目出度折柄なればこそ。遙々室よりの御参詣なれ。只今お目にかからずハ中々見る事ハ御座ルまい。去ながらどこ元に御座ルぞしらぬ事じや。さればこそ是に御座るよ。さすが室の明神の神職の御方程御座るぞ。中々覺をならべた様につつくとしておりやる。先某ハあれへ出うか。此様な躰で出るハいか、なが。いや、くくるしからぬ事唯参らふ。是は当社に使へ申末社成ルが。此所へ御参詣の由承り。取物も取あへず是迄出て御座ル。此所に御逗留の内に。何のお慰もなふてハいか、な。面白ハ御座なく共。何ぞ一曲致さうするか「やあ「で御座る。心得て御座る。さすが室の明神の神職の御方程有ぞ。何ぞ一曲致さうするかと申たれば。よからうと思わるゝやら。左りのほがにこりゝと致た。何をがな致さうする。いや思ひ出した。某此前ひとさしもふた事が有。急ではをかなぢやうする。「目出度かりける時とかや「三段舞過太鼓打上」あらゝ目出たや目出たやな。かゝる目出度折柄なれば。末社の神も。顕出て。よろこびいさミ。是までなりとて末社の神ハ。〳〵。本の社に帰りけり

間出立 厚板水衣 狂言袴 脚伴 腰帶 末社頭巾 面登

## り髭 大扇

〔鎮座ヨリ宝永三年迄三千三百二十余年〕

〔△賀茂三所上賀茂分雷神 中賀茂タケツノミノ尊（にぬりのや松尾） 下鴨ミヤノ神玉奇姫〕

〔△中人雷上ノ事 シテノ中人雷上幕ノ内へ入ルト雷上ヲなをりて狂言ノ出羽ヲ打 是ヲすべて拍子方ノ方ニテハ門守ト云 狂言ノ方の門守ト云ニハ口伝有り〕

厚板 水衣 かるさん こしおひ 太刀 弓矢 かん むりおいかけ

右之出立ノ時ハ謡ちこう

## 廿 嵐山 〔子守トモ云〕

「か様に候者ハ。和州三吉野々子守勝手ノ明神ニ仕え申末社の神にて御座候。去程に此三吉野と申ハ花の名所成故。春にもなれば峯も巖峯も華までにて。いにしへの哥人も雪か花かとうたかわるれば。花木多き中に殊ニ千本の桜とて。天下に隠なき名木の候を。君聞召及ばせ給ひ。ゑひらん被成度思召と。遠万十里の外なれば。花見の御幸成難クして。千本の桜の種を取り。都の西嵐山に移し植置れし所に。元より恵深き故花木悉クおひつき。誠に吹風迄も此山をよぎて吹けば。花の榮行事数かぎり無御座故。君の観慮浅からずして。急見て参れとの宣旨により。唯今勅使御下向被成るゝを。子守勝手明神ハ

かりに頭。千本の桜の子細など委御物語有り。重而和光の姿を  
 顕し神遊被成。勅使を御慰有べきとの御事なれば。某にもあ  
 れへ参勅使を慰メ申せとの御事により。取物も取あへず罷  
 出た。急て参らうする

間出立 厚板 水衣 狂言袴 脚伴 腰帶 末社頭巾 面  
 登り髭 扇

〔和哥習〕

「三吉野々花をかさせる袂かな 「花もさかゆく時とかや

「三吉野々花もさかゆくけしきかな

あら／＼目出たや／＼な なをよるこびハを、い川花もさかゆ

く末社の神ハ／＼ハ三吉野さしてぞいそぎける」

〔天和国吉野ノ明神ノ末社ノ神ト名乗 鷺仁右衛門方〕

〔和州三吉野ノ蔵王権現ノ末社ト云 太蔵弥太郎方〕

## 廿一 大社

「か様に罷出為ハ。出雲の国大社に仕へ申末社の神にて御座  
 候。先此秋津須と申ハ。昔天地開闢の始より神国成しに。伊  
 奘諾伊奘册出世の後ハ。神道弥盛なれば。靈神国々に跡を垂  
 威光様々成とハ申せど。取分当社の御事ハ。辱も二神の  
 御神第四の御子にて御座スにより。神の父母三拾八社の御神  
 を不殘勸請の靈地なれば。則大社と崇奉り効驗一天に聞へ。  
 利益四海に満々ければ。遍ク衆生ハ申「二」不レ及。諸神

も各々 渴仰成され。毎年当月一日「フ」刁の刻に。日本  
 の神々悉ク当社へ御影降被成。男女の縁を結び給ふ事。偏  
 に当社の御神徳なり。夫に就あれ成海道ハ上道下道中道とて  
 去ル子細有ツテ当月ハ。あの上道を人の通り申事罷ならず候。  
 然に是成柴を神守の柴と申謂ハ。此柴へ神々駒を放給ふ故。  
 当月ハ件の柴へ人間ハ牛馬を放不申候。左有に依て他国に  
 てハ楊月を神無月と申を。此所え諸神悉ク集り給ふにより。  
 当社にてハ神有月と申も此子細にて候。是ハ神徳の目出度謂。  
 又当今に仕へ御申有臣下。当月の神秘を拜度思召。唯今御参  
 詣の由申間。先あれへ参りいか様成御方ぞ少見申さうすると存  
 て罷出た。急て参らう「ト云テ道行一返廻ル 常ノ通 三段  
 ノ舞有 太鼓打上 謡〔賀茂〕同前」

間出立 厚板 水衣 狂言袴 脚伴 腰帶 末社頭巾 面  
 登り髭 扇

〔大社御鎮座ヨリ宝永三年迄五百四十六年〕

〔御神鉢ハ大己貴尊 則大こく也 御宝物常のミのかさつちと  
 云ハくわなり 御宮はしやうでん作りと云 外二ハなきよし  
 毎年十月十一日より七日の内御祭 いつく嶋よりし、さぬき  
 のこんひらより猿使者 龍宮よりりやうじや使者 則大社の御  
 札ヲ所々ゑくばる御師などの様成人江戸ニ旅宿多喜大夫と云  
 人被申候〕

## 廿二 松尾

「か様に罷出<sup>ハス</sup>為<sup>タ</sup>ハ。松尾<sup>マツウ</sup>の大明神に仕へ申<sup>マウ</sup>末社の神<sup>ミコ</sup>にて御座候。去程に我が朝日域<sup>チヨウジツキ</sup>ハ小国<sup>シヨウコク</sup>なれ共神国<sup>ミコクニ</sup>にて。諸神<sup>シヨ</sup>国々に跡<sup>アト</sup>を垂<sup>シタレ</sup>。靈神<sup>レイシン</sup>四方<sup>シホウ</sup>に御座スとハ申せ共。中にも此松尾<sup>コノマツウ</sup>の明神ハ。秦<sup>ハタ</sup>の都理<sup>トリ</sup>大宝元年<sup>タイホウネン</sup>に。始<sup>ハジメ</sup>テ当社<sup>トウジ</sup>を御建立<sup>ミコノリタテ</sup>有<sup>アリ</sup>リ。〔○末〕ふとしき立<sup>タツ</sup>テ大山<sup>オホヤマ</sup>听神<sup>リヤウジン</sup>ヲ祝<sup>イハヒ</sup>ひ奉<sup>ホウ</sup>り。則<sup>ソレヨリ</sup>賀茂<sup>カモ</sup>日吉<sup>ヒヨシ</sup>当社<sup>トウジ</sup>何<sup>ナニ</sup>も一<sup>イツ</sup>赫<sup>セツ</sup>分<sup>ブン</sup>神<sup>カミ</sup>にて〔次<sup>ツギ</sup>○〕忝<sup>ハズカシ</sup>も大<sup>オホ</sup>雷神<sup>ライジン</sup>にて靈驗<sup>レイゲン</sup>無<sup>ム</sup>双<sup>フタ</sup>の神明<sup>ミコト</sup>なれば。御祭<sup>ミマツリ</sup>礼<sup>レ</sup>ハ貞<sup>マコト</sup>觀<sup>ミ</sup>年中<sup>ニョウネン</sup>に始<sup>ハジメ</sup>り。四月<sup>シゲツキ</sup>上<sup>ウヘ</sup>の申<sup>シノ</sup>の日<sup>ヒ</sup>取<sup>トリ</sup>被<sup>カセ</sup>レ行<sup>ユク</sup>。近<sup>キナリ</sup>里<sup>リ</sup>連<sup>レン</sup>浦<sup>ウ</sup>のわかもなく。毎<sup>マ</sup>日<sup>ニチ</sup>毎<sup>マ</sup>夜<sup>ヤ</sup>老<sup>ヤウ</sup>若<sup>ニョウ</sup>男女<sup>ナンニョウ</sup>共<sup>ニツク</sup>に。あゆ<sup>アユ</sup>ミ<sup>ミ</sup>をはこぶ衆<sup>シユウ</sup>生<sup>セイ</sup>数<sup>スウ</sup>限りなければ。神前<sup>カミマエ</sup>の賑<sup>ニギハシウ</sup>ウ座<sup>ザ</sup>ス御事<sup>ミコト</sup>。凡<sup>ソレゾロ</sup>并<sup>ナヒ</sup>為<sup>タマフ</sup>神<sup>カミ</sup>も御座無<sup>ム</sup>候。誠<sup>マコトニ</sup>に神慮<sup>カミシヨ</sup>ハ崇<sup>アホメ</sup>ても厭<sup>イヤ</sup>御事<sup>ミコト</sup>成<sup>ナリ</sup>ぞ。和光<sup>ワコウ</sup>同座<sup>ドウザ</sup>の御垣<sup>ミカキ</sup>の内<sup>ウチ</sup>にハ。年<sup>トシ</sup>ヲ迎<sup>ムカフ</sup>て般<sup>ハン</sup>若<sup>ニョウ</sup>の真文<sup>マキモン</sup>を講<sup>コウ</sup>し。利生<sup>リセイ</sup>方便<sup>フヘン</sup>の社<sup>シャ</sup>の前<sup>マエ</sup>にハ。日ヲ追<sup>ウツ</sup>て慮<sup>リヨ</sup>在<sup>サイ</sup>の靈天<sup>レイテン</sup>を仰<sup>オホセ</sup>。神明<sup>カミ</sup>の納受<sup>ナクセ</sup>疑<sup>ウタガハシ</sup>無<sup>ム</sup>。撰<sup>セン</sup>取<sup>トク</sup>の願望<sup>ガンボウ</sup>成就<sup>ケウジユ</sup>円満<sup>エンマン</sup>の靈地<sup>レイヂ</sup>なれば。社内<sup>シャイン</sup>山林<sup>サンリン</sup>の草木<sup>ソウモク</sup>を動<sup>ウゴ</sup>ス風<sup>フウ</sup>迄<sup>キタ</sup>も。取<sup>トル</sup>分<sup>ブン</sup>〔キ〕長閑<sup>ナガカハ</sup>に見<sup>ミ</sup>ゆる松尾<sup>マツウ</sup>の。千<sup>チ</sup>年<sup>ネン</sup>世<sup>セ</sup>の秋<sup>アキ</sup>も所<sup>トコロ</sup>柄<sup>カハ</sup>。峯<sup>ミネ</sup>の紅葉<sup>コウジ</sup>や染<sup>ソメ</sup>ぬ寛<sup>カン</sup>。然<sup>シカドモ</sup>ハ以<sup>イ</sup>性<sup>セイ</sup>一<sup>イツ</sup>条<sup>ジョウ</sup>院<sup>イン</sup>。初<sup>ハジメ</sup>テ当社<sup>トウジ</sup>へ行<sup>ユク</sup>幸<sup>サイ</sup>被<sup>カセ</sup>成<sup>ナリ</sup>。宝祚<sup>ホウソ</sup>長<sup>ナガ</sup>久<sup>キウ</sup>の御念<sup>ミネン</sup>浦<sup>ウ</sup>有<sup>アリ</sup>シに。其時<sup>キトキ</sup>源<sup>ゲン</sup>の兼隆<sup>ケンリウ</sup>の哥<sup>カ</sup>に。千<sup>チ</sup>早<sup>サ</sup>振<sup>フ</sup>松<sup>マツ</sup>の尾<sup>ビ</sup>の影<sup>カゲ</sup>見<sup>ミ</sup>れば。けふそ千<sup>チ</sup>年<sup>ネン</sup>世<sup>セ</sup>の初<sup>ハジメ</sup>なりけりと。か様に詠<sup>イ</sup>し給<sup>タマフ</sup>ひ候。夫<sup>ソノ</sup>より代<sup>ヨリ</sup>々<sup>ト</sup>の帝<sup>ミカド</sup>弥<sup>ミ</sup>渴<sup>カツ</sup>仰<sup>オホセ</sup>の御神<sup>ミコ</sup>にて御座ス。是<sup>コノ</sup>ハ当<sup>トウ</sup>社<sup>シャ</sup>の目<sup>メ</sup>出<sup>デ</sup>度<sup>タク</sup>子<sup>シ</sup>細<sup>コ</sup>。又<sup>マタ</sup>今<sup>イマ</sup>の臣<sup>シノ</sup>下<sup>カ</sup>唯<sup>タカ</sup>今<sup>イマ</sup>御參詣<sup>ミサンギ</sup>の由<sup>ユ</sup>申<sup>マウ</sup>間<sup>マ</sup>。拙<sup>ソコ</sup>者<sup>モノ</sup>ハあれえ参<sup>マシ</sup>いか様<sup>サマ</sup>成<sup>ナリ</sup>御方<sup>ミカタ</sup>で少<sup>オウ</sup>見<sup>ミ</sup>申<sup>マウ</sup>さうずる

〔是<sup>コノ</sup>より常<sup>ジョウ</sup>ノ末<sup>マツ</sup>社<sup>シャ</sup>の通<sup>ツウ</sup>り 三<sup>サン</sup>段<sup>ダン</sup>舞<sup>マヒ</sup>有<sup>アリ</sup> 謡<sup>ユウ</sup>〔加<sup>カ</sup>茂<sup>モ</sup>同<sup>ドウ</sup>前<sup>マエ</sup> 出<sup>デ</sup>立<sup>タツ</sup>も同<sup>ドウ</sup>前<sup>マエ</sup>〕

〔千<sup>チ</sup>早<sup>サ</sup>振<sup>フ</sup>松<sup>マツ</sup>の尾<sup>ビ</sup>山<sup>ヤマ</sup>のかげ見<sup>ミ</sup>れば今<sup>イマ</sup>日<sup>ヒ</sup>ぞ千<sup>チ</sup>年<sup>ネン</sup>の始<sup>ハジメ</sup>なりける 源<sup>ゲン</sup>兼<sup>ケン</sup>澄<sup>セイ</sup>哥<sup>カ</sup> 後<sup>ノチ</sup>拾<sup>シツ</sup>遺<sup>イ</sup>神<sup>カミ</sup>祇<sup>ギ</sup>〕

〔大山<sup>オホヤマ</sup>唯<sup>タカ</sup>神<sup>カミ</sup> ○神<sup>カミ</sup>道<sup>ミチ</sup>家<sup>カ</sup>ニハ大<sup>オホ</sup>已<sup>イ</sup>貴<sup>キ</sup>ノ変<sup>ヘ</sup>化<sup>カ</sup>也<sup>ナリ</sup>ト申<sup>マウ</sup> 大<sup>オホ</sup>宝<sup>ホウ</sup>元<sup>ゲン</sup>年<sup>ネン</sup>秦<sup>シン</sup>ノ都<sup>ト</sup>理<sup>リ</sup>始<sup>ハジメ</sup>テ此<sup>コノ</sup>社<sup>シャ</sup>ヲ建<sup>タテ</sup>テリ 日<sup>ヒ</sup>吉<sup>キチ</sup>三<sup>サン</sup>輪<sup>リン</sup>松<sup>マツ</sup>尾<sup>ビ</sup>皆<sup>ミナ</sup>同<sup>ドウ</sup>体<sup>タイ</sup>ノ神<sup>カミ</sup>也<sup>ナリ</sup> 延<sup>エン</sup>喜<sup>キ</sup>式<sup>シキ</sup>第<sup>ダイ</sup>九<sup>ク</sup>神<sup>カミ</sup>名<sup>ナ</sup>帳<sup>チャウ</sup>ニ山<sup>ヤマ</sup>城<sup>シヨウ</sup>国<sup>コク</sup>葛<sup>カ</sup>野<sup>ノ</sup>郡<sup>クニ</sup>松<sup>マツ</sup>尾<sup>ビ</sup>神<sup>カミ</sup>社<sup>シャ</sup>ニ座<sup>ザ</sup>ト有<sup>アリ</sup> ○貞<sup>マコト</sup>觀<sup>ミ</sup>年<sup>ネン</sup>大<sup>オホ</sup>宝<sup>ホウ</sup>始<sup>ハジメ</sup>テ神<sup>カミ</sup>殿<sup>テン</sup>ヲ建<sup>タテ</sup>立<sup>タテ</sup>シケルカヤ 大<sup>オホ</sup>山<sup>ヤマ</sup>唯<sup>タカ</sup>神<sup>カミ</sup>ノ御<sup>ミ</sup>事<sup>コト</sup> ○御<sup>ミ</sup>鎮<sup>チン</sup>座<sup>ザ</sup>ヨリ宝<sup>ホウ</sup>永<sup>エイ</sup>三<sup>サン</sup>年<sup>ネン</sup>迄<sup>キタ</sup>千<sup>チ</sup>六<sup>ロク</sup>年<sup>ネン</sup>〕

## 廿三 浦嶋

〔龍<sup>リウ</sup>神<sup>シン</sup>浦<sup>ウ</sup>嶋<sup>マツ</sup>〕ノ時<sup>トキ</sup>ハ蓬<sup>ホウ</sup>萊<sup>ライ</sup>ノ作<sup>サク</sup>物<sup>モノ</sup>出<sup>デ</sup>ル 持<sup>テ</sup>テ出<sup>デ</sup>テ正<sup>セイ</sup>面<sup>メン</sup>ノ真<sup>マコト</sup>中<sup>チュウ</sup>ニ置<sup>オケ</sup>テ名<sup>ナ</sup>乗<sup>ジョウ</sup>ル 又<sup>マタ</sup>目<sup>メ</sup>付<sup>ツキ</sup>柱<sup>チュウ</sup>ノ元<sup>ゲン</sup>ニ置<sup>オケ</sup>トモ有<sup>アリ</sup> 其<sup>ソノ</sup>時<sup>トキ</sup>ニ尋<sup>ハシ</sup>ベシ〕

「か様に候<sup>マウ</sup>者<sup>モノ</sup>ハ。丹<sup>ニ</sup>州<sup>シュウ</sup>水<sup>スイ</sup>の江<sup>エ</sup>に跡<sup>アト</sup>を垂<sup>シタレ</sup>給<sup>タマフ</sup>ふ。浦<sup>ウ</sup>嶋<sup>マツ</sup>の明<sup>ミ</sup>神<sup>カミ</sup>に仕<sup>マツ</sup>へ申<sup>マウ</sup>末<sup>マツ</sup>社<sup>シャ</sup>の神<sup>ミコ</sup>にて候。去<sup>キ</sup>程<sup>ジョウ</sup>に当<sup>トウ</sup>社<sup>シャ</sup>と申<sup>マウ</sup>奉<sup>ホウ</sup>ルハ。当<sup>トウ</sup>国<sup>コク</sup>与<sup>ヨウ</sup>謝<sup>シャ</sup>の郡<sup>クニ</sup>に浦<sup>ウ</sup>寫<sup>シヤ</sup>太<sup>タイ</sup>郎<sup>ロウ</sup>と申<sup>マウ</sup>人<sup>ヒト</sup>。毎<sup>マ</sup>日<sup>ニチ</sup>あ<sup>ハ</sup>の嶋<sup>マツ</sup>さきにて釣<sup>ツリ</sup>を垂<sup>シタレ</sup>給<sup>タマフ</sup>ひしが。有<sup>アル</sup>時<sup>トキ</sup>海<sup>カイ</sup>中<sup>チュウ</sup>より頭<sup>カビ</sup>にハ青<sup>セイ</sup>玉<sup>ヨク</sup>をいたゞき。甲<sup>カウ</sup>にハ五<sup>イ</sup>色<sup>シキ</sup>の文<sup>モン</sup>のあらわしたる大<sup>オホ</sup>き成<sup>ナリ</sup>ル亀<sup>カメ</sup>一<sup>イツ</sup>つ釣<sup>ツリ</sup>上<sup>ウヘ</sup>たるを。亀<sup>カメ</sup>ハ万<sup>マン</sup>年<sup>ネン</sup>をふるときけば我<sup>ワガ</sup>も夫<sup>ソノ</sup>にあやかり所<sup>トコロ</sup>も繁<sup>ハナ</sup>昌<sup>ショウ</sup>居<sup>キ</sup>タスやうに守<sup>モリ</sup>レと云<sup>イハ</sup>て。又<sup>マタ</sup>元<sup>ゲン</sup>の海<sup>カイ</sup>へ放<sup>ハナ</sup>テ我<sup>ワガ</sup>家<sup>カ</sup>に帰<sup>カエ</sup>ル所<sup>トコロ</sup>に。いづくともしらず姫<sup>ヒメ</sup>一人<sup>ヒト</sup>来<sup>キ</sup>り太<sup>タイ</sup>郎<sup>ロウ</sup>を呼<sup>ヨブ</sup>出<sup>デ</sup>し。此<sup>コノ</sup>方<sup>カタ</sup>へ御<sup>ミ</sup>出<sup>デ</sup>あれとて先<sup>マテ</sup>へ案<sup>アン</sup>内<sup>ナイ</sup>者<sup>モノ</sup>し<sup>テ</sup>いぎなわ<sup>レ</sup>れて海<sup>カイ</sup>中<sup>チュウ</sup>に入<sup>イ</sup>ル。種<sup>タネ</sup>々<sup>ト</sup>様<sup>サマ</sup>々<sup>ト</sup>に持<sup>モテ</sup>賞<sup>ショウ</sup>日<sup>ニチ</sup>夜<sup>ヤ</sup>朝<sup>チャ</sup>暮<sup>ボ</sup>の遊<sup>ユウ</sup>覧<sup>ラン</sup>心<sup>シン</sup>も詞<sup>セ</sup>も及<sup>およ</sup>がたく。さながら雲<sup>クモ</sup>の上<sup>ウヘ</sup>人<sup>ヒト</sup>のごとくに渴<sup>カフ</sup>仰<sup>オホセ</sup>し。蓬<sup>ホウ</sup>萊<sup>ライ</sup>山<sup>サン</sup>に一<sup>イツ</sup>日<sup>ニチ</sup>逗<sup>トウ</sup>留<sup>リウ</sup>にて帰<sup>カエ</sup>らんといへバ。彼<sup>カノ</sup>の姫<sup>ヒメ</sup>浦<sup>ウ</sup>嶋<sup>マツ</sup>に玉<sup>タマ</sup>匣<sup>コハ</sup>を与<sup>タマフ</sup>へ。かまひて此<sup>コノ</sup>箱<sup>コホウ</sup>を

あけ給ふなど堅くいわれて「セイシトモ云」。太郎ハ嬉敷ク思ひ送られて古郷に帰り見るに。人のさま家の跡迄も富貴繁昌致す間。以性住たる他りとをほしき所ニ立寄。我身の事を余所の様に尋ければ。其浦嶋太郎ハ知らぬ女にいざなはれテ。七百年先に方行知らず成給ふと云を聞。名乗て子孫にあひたる故ニ七世の孫に逢と云ハ此事也。其後彼玉手箱を床敷思ひあけて見れば。七百年のしわをたゝみつるを巻籠入レ置に仍テ。太郎ハ俄に白髪の人と成ニより。浦嶋が玉手箱あけてくやしきとハ此ことにて候。故ニ浦嶋の明神と祝はれ給へど。とびらをもあくる事なく神樂も庭火も宵斗にて。あくる事をいミ申ス御事ニ候。先当社の目出度子細ハ如此。又亀山の院の臣下是へ御参詣の由申間。先あれへ参て見申さうする「是より常の末社の通り 三段舞有 謡(かも)同前 出立同前 シテハ老人 ツレ女也 ワキ大臣 ワキ出テ作物亀に宝木ヲカザリテ出ス 中入シテ雷上ニテ入ル(以下一行綴じがきつくて読めず)」

#### 廿四 白髭

「か様に候者ハ。江州白髭の明神に仕へ申末社の神にて御座候。去程に天地已分テ後。第九の滅劫人寿二萬歳の時。迦葉仏西天に出世仕給ふ時分。大聖釈尊其授記を得て都卒天に住給ひしが八相成道の後遺教流布の地。何の所(ニ)可在可とて。此南瞻部州に遍飛行し御覧するに。漫々たる大海の上にして。一切衆生悉有仏性。如来常住無有變若と立浪の音有り。

釈迦如来此理を能聞召テ。扱ハ此浪の流止らんする所の国となり。我行法を弘通する靈地たるへしと思召。則其浪の流行ニ随テ。拾万里の滄海を凌来り見給ふに。彼浪一葉の葦の海中に浮に止り。其芦果して一ツの嶋と成ル。今の比叡山の麓大宮権現の波止土濃なり。是に仍テ波止土濃とハ。ナミとまてつちこまやかなりとかけり。扱其後人寿百歳のとき。悉達太子ハ中天竺摩竭提国の。浄飯ノ王宮誕生し給ふ。御年拾九にて二月上旬の八日の夜半に。王宮を遁レ出雪山に身を捨。万事の正覺をとげ其以後數年のへて。此芦原中津に來り見給ふに。其比ハ鷺鷥葦合尊の御代なれば。人未仏法の名字をだにもしらず。然とも此地ハ大日遍照の本国として。仏法東漸の靈地たるべければ。何れの所にか応化利生ノ門を開くべしと。かなたこなたを尋給ひ。此比叡山の麓志賀の浦の辺に。老人の釣をたれて居たるを御覧じ。汝此所の主ならバ当山を我に多させよ。頓テ仏法の靈地になすべしと被仰ければ。其時漁翁こたへていわく。我人壽六千歳の昔より此辺を住家として。此湖水の七度迄桑原と變ぜしをまさしく見たるに。唯今爰に仏閣を立殺生禁断となすならば。漁捕する所有間敷きと思召。釈尊早くさつて他國に御求あれと。荒々との給ひたるハ。忝も今の白髭の明神にておわします。是と有も神と云も仏と云も皆是水波の隔にて。釈迦如来ハ菩提の道に引入レ給ひて。遍ク衆生を助給わんと。の御方便なり。又白髭の明神ハ。現世にてハ諸々の魚人を助來世にてハ。業尽有情雖放不生。故宿人中同証仏果の御心

にて。一切の鱗<sup>ウロコス</sup>をすくひ給わんと御結縁<sup>ケチエン</sup>と承ル。先是ハ当社<sup>ウチノミヤ</sup>の目出度ハ如此。又雲の上人の御参詣の由申間。先あれへ参りいか様成御方ぞ見申さうする

〔是より常の末社の通り道行云テ三段の舞有 謡<sup>ウタ</sup>〔加茂〕同前 出立も同前〕

善覺長者娘摩耶夫人

〔△師子橋王ノ御子——浄飯大王——悉達太子

白飯大王 是ハ大王ニテハ無シ白飯王也

黒飯王

甘露飯王

悉達太子ノ御后

水光長者女——瞿夷女

移施長者女——耶輸多羅女

積長者女——鹿野女

〔白髭大明神社 神代ヨリ鎮座 ○江州湖 宝永三年迄 千九百九十三年〕

## 廿五 富士山

〔是ハ浅間大菩薩に仕へ申末社の神にて御座候。去程に我等の是へ出ル事別<sup>ヨ</sup>の義にあらず。先此富士山と申ハ。仁王六代孝安天皇九拾二年。六月の比<sup>ヒ</sup>一夜の中に涌出して。月氏七道の大山天竺より飛来ル故。則新山共名付申す。頂上ハ八葉に

して万水<sup>マンスイ</sup>を湛<sup>カハ</sup>。誠<sup>サイテン</sup>に西天<sup>サイテン</sup>とうど扶桑<sup>フサウ</sup>にもならびなき名山にて候。然は昔もろこしより方士<sup>ホウシ</sup>と申者此山に至り。不老不死の薬を求シ例に任せ。今又聖明王<sup>セイメイ</sup>の士卒<sup>シノウ</sup>此土へ渡り。則富士山に尋入給ふ所に。大菩薩ハ仮<sup>カ</sup>りニ顕れ当山の妙成子細<sup>ケヘナル</sup>。又富士の薬にて富士の烟<sup>ケムリ</sup>の立しいわれとう委ク御説話被成候。扱又当山の薬を服する輩ハ。寿命長遠成事うたかひなし。猶も権現<sup>ケンゲン</sup>姫御姿を顕し。富士の御薬を唐土の勅使へあたゑ御申有べきとの御事なれば。其間に我等ごとき者にも罷出。何ぞ一曲仕<sup>カウヒト</sup>り韓人<sup>カンヒト</sup>を慰メ申せとの御事なれば取物も取敢ず罷出た

〔是より常の末社の通り道行有テ三段舞有リ 謡<sup>ウタ</sup>〔加茂〕同前 出立も同事なり〕

〔△富士浅間大菩薩 あさまをふじにうつすゆへにせんげんとハあさまと書なり〕

〔△仁王六代孝安天皇九十二年ノ六月ノ比一夜ノ中ニ涌出ト有ル 化流<sup>マメ</sup>ノ書物ニハ仁王二十二代雄略天皇ノ御宇ニ一日一夜ノ中ニ涌出シタリシ山ナレトモ霞ニ隠て見るもなかりしを仁王三十一代敏達天皇ノ御宇ニ役ノ行者見付給ひ山を踏分給ひしより富士山と顕レタリト有ル 是ハ仁王ノ代達申候 初二書テ有がよし 年代記ニハ出現ヨリ宝永三年迄 千九百九十三年ト有リ〕

## 廿六 岩船

「か様に罷出（へで）為（な）者ハ。忝も摂州住吉の大明神に仕え申ス末社の神にて御座候。先此日域（ジチイキ）に跡を垂給ふ諸神多シといへど。中にも当社住吉大明神ハ。檣原（アツキハラ）の浪間より頭出給ひ。靈驗（レイゲン）あらたなる御神なれば。一入御威光新に御座候。左有に仍て君も別而渴仰の靈神なれば。弥此所繁昌の其為に。此度新市を立テ。高麗（コリヤ）唐土（トウツ）の宝を商売仕り。万民の力に叶さる財をば帝へ備（ソナ）べきとの宣旨（センジ）にて。唯今勅使御下向なれば。明神も嬉悦（キエツ）の思ひをなし給ふ故。上界の天人下界の竜神迄も悦をなし申により。天の作女ハ唐ひとの躰にて出合。声詞を替シ給ふが。今度ハ昔の嘉例（カイレイ）を引。数の財を岩舟に積当浦へ付ケ。君へ捧ケ申さうするとて其儘帰られ為ルにより。我等（われら）ごときの者までも罷出勅使を慰メ申せとの御事なれば。取物も取あへず是迄出テ御座る。先あれへ参申さう。

〔是より常ノ末社ノ通り 和哥ヲ上三段舞太鼓打上テ謡（賀茂）同前なり 出立も同事也〕

〔△大藏流ハ語間也 初当浦者 後ノセリフ 〇〕是ハ奇特成事を御誕候物哉 扱ハ此所に宝ノ市ヲ御立被成故高磨唐土ノ宝ヲ買とらせられうずとの御勅使にて御座候へハ下界ノ龍神天ノ作女龍神ノ真ノ様躰を御覽有て其後心靜に御上落有かしと存ル〕

〔△喜多流中入雷上有リ〕

## 〔江嶋〕

〔江の嶋〕ノ間空山居士ノ時より此間ヲ弟子へ相伝スル  
 〇〕是ハ相模の国江の嶋の弁才天ニ仕へ申嶋津鳥の情ニテ。我等も末社の神ニテ御座候。去程に当嶋と申奉ルハ。きんめい天皇（の御宇に）【十三年】世間打おゝひ。ぢうじつばかりが内八日月もあきらかならぬ所に。少のはれまと思召折節。諸々の神明ぶつだの出現被成。とこやミのごとく成しが清天となり。見れば当嶋涌出仕ルを。此浦の江のになぞらへ江嶋と申而。廻れば三十余町 是よりあとにかいて有常の通〕

〔跡ニ書テ有間ハ古来ヨリノ間 朱ノ丸ヨリ朱ノ丸ニ次ト云字ノ所迄ハ弟子へぬいて相伝すべし〕

## 廿七 江嶋

是ハ相模の国江の嶋の弁才天に仕へ申嶋（シマツトリ）の情（情）にて〔嶋津鳥ノ情ニテ〕。我等も末社の神にて御座候。去程に当嶋と申奉ルハ。欽明天皇（〇）拾三年（〇）卯月十二日戌の刻より（〇）次。世間打霞（〇）十日斗の内ハ日月も明らかならぬ所に（〇）。殊に此嶋の近辺にハ雲霞（ウネ）覆くらふして。時ならぬ露留のごとくに大雨降しが（〇）次。少の晴間と思敷折節（〇）見れば。上ハ凡天帝釈しだいの天皇。上界の天人下界の龍神。山神夜刃鬼神雷電迄（〇）次。諸々の神明仏駢（ヒツ）の出現被成（〇）。（とこやミのごとく成しが）。太石を重上岩をそばだて様々有りて。同廿三日の午の刻ニハ（〇）次。晴天と成し間見れば当嶋涌出仕ル

を。此浦の江のになぞらへ江の嶋と申て。廻れハ三十余町高き事ハ数千余丈なり。是を弁才天の影降被成し故。忝も福寿円満の靈地なれば。当嶋へ一度成共参詣の輩ハ。三千世界の内無量の福の宝をあたへ給わんと御誓ひなり。夫のミならず天仏の御利益深き事。申もおろか成御事にておわします〔ぞ〕。夫をいかにと云に。武蔵相模の間に深沢と云水海に大蛇すんで。人を取事かぎりなし。殊に其比ハ龍悪さかん成しを。弁才天ハ衆生をいたわしく思召。今より人を取やむにおいては。夫婦のかたらひをなすべしと被仰ければ。大蛇は喜悅の思ひをなし人を取やミ。夫より国土の民ゆたか成事も。偏に弁才天の御恵深き故なり。然は彼大蛇ハ龍の口の明神といわひ。天仏夫婦の御神にておわしますも。いにしへの悪心を引かへ善心と成給ひ。君を守護し国家を守り給ふ。夫に就当嶋へ勅使御下向の由申問。如何様成御方ぞ参りて見申さうする〔是より常の末社の通り 三段舞過テ太鼓打上テ謡〔賀茂〕同前 出立も〔加茂〕の通り也〕

「いて／＼鵜のとくを語り申さん 地神五代の尊のさんやを我等が羽にて吹も合せぬ其内に尊ハ生れおわしませば扱こそ鵜かや吹合せずの尊と申も鵜の羽のいとく吹合せずの尊と申て鵜の羽のいとくぞ目出度けれ」

〔此謡を舞時ハ常の末社の通り舞なし 謡斗 鵜の作物をいたたき出ル 或ハうの面にても吉 又ハ鵜の作物に鵜の面なればなを吉 常の黒きすきんの時或ハのほり髪カミの面の時ハ謡〔加

茂〕同前也〕

〔江嶋 高サ仁右衛門方数十余丈 伝右衛門方数千余丈 又二十四十余丈ト有ル〕

〔武蔵ト相模ノ間藤沢ノアタリニ深沢ト云水海ニ大蛇住五頭龍王ト云 五けん龍王トモ 神武よりすいにん迄ハ人不知 けいこう天皇の御宇大あくさかんなり〕

〔あら／＼目出たや。／＼な。かゝる目出マデ折からなれば。我等がやう成えとりの情も。顕出テ。悦いさミ。是までなりとてゑとりの情ハ。是迄なりとて嶋津鳥の情ハ。元の住家に帰りけり〕

## 廿八 白楽天

〔か様に罷出たる者ハ。忝も住吉大明神に使仕申末社の神にて御座候。去程に我朝に靈神数多あれど。中にも当社住吉大明神ハ。君を守護シ国家を守り給ふ。夫をいかにと申に。唐の太子の賓客白楽天ハ。大唐にてさへ利根者といわれしに。増て日の本ハ粟散ソクサン辺地の小国なれば。定て知恵も愚に有べし。然らハ日域の人の心をもはかり見て。したがあんとたくミ此度わたすを。住吉大明神ハ神通なれば御存被成。彼者を陸ウチへ上てハあしかりなと思召。賤釣シヅメの翁と御身を現し。今の唐舟の辺の海上に浮給ふを。唐土人を見付て。啖成ハ日本の者

かと云を聞。扱ハ心易しとさせる知恵にてハなし。日の本の人を見て日本の者かと問程鈍てハ。差為事ハ有間敷と思召れはハ日本の魚翁にて候が。扱御身ハ唐の白樂天にて座スかと御申有レバ。漢朝人ハ大きに驚。我此土へ初テ渡リ為に。早名を知りたるは不思議と思われ。此比日本にてハ何をもて遊ぞと問れし程に。扱又唐土にハ何事をもてあそび給ふぞとあれバ。唐にハ詩を作ツテ遊よと云シ程に。日本にハ哥をよみて人の心を慰候と被仰ければ。そも哥とハいかに。天竺の靈文を唐土の詩賦とし。唐土の詩賦を以テ吾朝の歌とす。されバ三国を和げたるを以て。おゝきにやわらく哥と書て大和哥とよめり。しろしめされて候え共。翁が心を御覽せんためかとあれバ。いや其義にてハなし。いで目前の気色を詩に作て聞せうずるとて。青苔衣をおびて巖の片に懸り。白雲帯に似テ山の腰を廻ル。心得為か魚夫といへるを。又明神ハ此心を哥に。こけごろもきたる岩尾ハさもなくて。きぬ／＼山のおびをするかなと。かくゑひじ給ふ。樂天問。姿ハいやしき釣人成が。哥をよむことふしん成といわれしに。吾朝にて哥「ヲ」よむ事ハ。人間ハ申に不及。鳥類畜類迄も哥をよみ候。其しさいハ。孝謙天皇の御宇に。大和の国高間の寺の鷺ハ。初陽毎朝来不遭還本棲と鳴。文字に写しやわらけ見れば哥なり。はつ春の晨毎にハ来れ共。あわでぞ帰るものとすミかにと。かく御物語有を樂天問。大唐にて鳥類畜類などの詩を作り為ルためしなし。唯是より押もたらんと思ふ心を御存有り。樂天。暫御待有れ。海上に立舞樂をなして慰めんと有り。其ま、御帰リ被

成たると申問。まづあれへ参り唐舟の模様を見物仕らうと存て罷出た。先急で参らふと存ル「ト云テ小廻スル」誠に我朝ハ小国とハいへと神国として。殊ニ知恵第一の国なるを。いかに大智な白樂天成りと云共。聊尔ニ日本の知恵を量事ハ成間敷と存ル。是ハ早ほどなふ松浦が沖に着た。扱白樂が船ハどこもとに有ぞしらぬ。いやあれに見ゆる沖の唐舟がそで有ふず。扱も／＼健な事哉。先あれへゆかふか。いや／＼参ても聊尔に詞をかけられてから其返答が成まひ。唯是より戻らふと存ル。去ながら是迄きて唯歸ルも如何なれば。何ぞ一曲かなで、罷歸らふと存ル「ト云テ和哥ヲ上ル」目出たかりける時とかや「是より三段の舞 太鼓打上 謡(かも)同前なり 出立も同事なり」

## 〔和哥替〕

「おさまりなびく時なれや 一天四海のうちのミか人の国まで  
ひのものと諸越が原も此ところ 三段舞過テ

「酒宴なかばの春のきやう／＼ くもらぬ日影長閑にて君をい  
わう千秋の橋立の松の葉のちりうせすしてまさ木のかづらなか  
ひハをそれあり／＼とまかり申仕りたつしゆつしける末社の  
神心の内ぞゆ、敷(／＼)」

〔和哥〕「悦に又よろこひをかさねつ、」

〔和哥〕「武の八十う治川の流迄源清し弓張月

「あら／＼目でたや／＼な とうとにまさる日本なれハ樂天知  
恵にも叶ハすしてもとるへきとの御事なれば迄なりとて末社

の神ハ——本社に帰り（以下綴じがきつくて読めず）

# 廿九 源太夫〔太鼓持出ル 一の松ノキハニ置テ夫ヨリシ

テ柱ノキハニテ名乗）

「是ハ尾州熱田の宮に仕へ申末社の神にて御座候。去程に当社と申奉ルハ。昔素盞烏の尊いづもの国におわしましける時。彼国の敷の河上到大蛇有りて。かれハ尾頭共にハツ有。ハツの尾ハツの谷に盤レリ。眼ハ日月の如ク光輝。背にハ苔むして諸々の草木生たり。年々人を取り村南村北のこくする声たへず。国中の人種皆捕失レテ。今ハ山神の夫婦手摩乳脚摩乳斗残りけるが。稲田姫とて八歳に成小女を中に置いて悲を。尊あやししく思召。いか成事ぞと問せ給へバ。今夜岐の大蛇に姫を飲れん事を。我ハ悲むなりと申せし程に。尊弥哀ミ給ひ。其稲田姫を我に得させば。かの大蛇を安ク退治せんと給ふを。二親ハ悦尊に姫をまいらせんと申により。先大蛇を討べきはかり事にゆかを高くかき。稲田姫のかづらにゆずの爪櫛をさし。四方に火をたきまわし壁ニ酒を入て置を。夜半の時分岐の大蛇来りて。床ノ上成稲田姫を飲んとすれど。四方に火をたきぬればよるべきやうもなかりし所に。姫のかげもたひの酒槽に移り見ゆるを。大蛇ハ悦ハツもたひにハツの頭をひたし吞ほせば。又懸樋を以てつきこみしゆへ。大蛇ハ酒に酔前後もしらず伏為を。尊ハ劔を持大蛇をずた／＼に切退治シ。其尾に有し最上の劔をとり。天照太神に奉

り給へバ。則天の叢雲の劔と名付給ふ。扱尊ハ出雲の国に宮作り有リテ。稲田姫を妻と定メ敷川上に置給ひ。尊ハ国土安全の爲に。則当社と再来被成る。又手摩乳脚摩乳ハ。熱田の町ニ源太夫の神と申て。東海道の守護神にて御座候。先是ハ当社の目出度子細。又当今の臣下唯今御参詣被成るを。源太夫の神権りに老人夫婦と顕レ。声詞を替し給ふが。重てハ舞樂をなして慰めんとの御事なれば。我等ハ太鼓なりとも置申さうと存じて罷出た（ト云テ橋掛り内一ノ松ニ置たる太鼓持出テ）扱どこ元に置いて気二あわふもしらぬ事ぢや。太方爰元がよからうか（ト云テシテ柱ト目付柱ノ間ニ置テミテ）いや／＼これは片脇でわるさうな。どこ元がよからふぞ（ト云テ太鼓の台持立テ）是がよさそうな（ト云テ正面のだんばしご右ノ角より目付柱ノ方ゑ置也 扱立テ見テ）見た所が一段とよひ。扱やごとなき御方の御出と申間。あれへ参らばやと存ル（ト云テ小廻して）誠にか様の治る御代なればこそまれ人の御参詣なれ。此度お目にか、らずハ中々見る事ハ成まひ。さりながらどこ元に御座ルぞ。さればこそ是に御ざるよ。さすがまれ人程御座ルぞ。中々いらかをならべた様につつく／＼としておりやる。先あれへ出うか。此牀ではいかゞなが。いや／＼くるしからぬ事唯参らう（ト云テシテ柱のさきへ出下にかたひさ立テ）是ハ当社に当社に使へ申末社成ルが。此所へ御参詣の由承り。取物も取あへず是迄出て御座ル。此所に御逗留の内に。何のお慰もなふてはいか、な。おもしろくハ御座なくとも何ぞ一曲致さうずるが。やあ。で御座ル。畏て御座る（ト云

テ立テ」一日本一の御きげんに申合た。何をがな致さうずる。

いや思ひ出した。某此前一指まふた事が有。急で是をかなちやうずる「目出たかりける時とかや〔三段舞過太鼓打上テ〕

あら／＼めてたや目出たやな。かゝる目出度折からなれば。末社の神も。顕出テ。よろこびいさミ。是までなりとて末社の神ハ。／＼。本の社に帰りけり

出立 あついた 水衣 きやはん 狂言ばかりく、り こ

しをび 末社ずきん 面のほりひげ 扇 作物ノ太鼓 持出ル

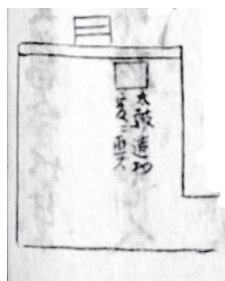
〔太鼓ノ造物 置所ハ正面のだん

はし／＼のかとより右ノ方ニ置

金春流喜多流同置所〕

〔舞台の図あり。白洲梯子より右

の目付柱寄りに□を書き、「太鼓ノ造物爰ニ直ス」と記す。〕



## 卅 鵜祭

か様に候者ハ。能州氣多の明神ニ仕へ申末社の神にて御座候。

去程に珍敷柄ぬ御事なれども。先我朝ハ天地開闢ヨリ神国なれば。霊神国々に地をしめ給ひ。威光区々成とハ申せ共。中ニモ当社氣多の明神と申奉ルハ。諸神に弥増霊現あらたに御座候。其上君を守護シ国家を守り給ふにより。弥々国家安全

の為に。年中に七拾余度の御神事の御座候。中ニも今月今日の

御祭をバ。贅の御神事と申ハ取分ケ目出度御祭にて候。夫を

いかにと申に。何国共なく鵜鳥一ツ飛来り。参詣のともがらお

ふき中を少も恐ず。神前に飛うつり候所に。はちじん達此

鳥をいだき則く／＼にそなへ申候。か様の目出度ふしぎの御祭

なれば。大内迄も隠なくして。稀人勅使に御立被成候程に。

当初明神も顕出声言葉をかわし給ふ。又我等／＼とよきの末社にも

罷出慰メ申せと有ニより。取物も取あへず罷出たが。扱かの稀

人ハ何国に御座候ぞ。されはこそ是ニ御座る〔是より常ノ末

社ノ通り三段舞〔加茂〕同前也 出立も同事也〕

〔当社女躰也 御祭十一月初午当国籠嶋湯のごう正月一日ヨリ

鵜の鳥来ル〕

## 五拾 道明寺〔白太夫〕トモ云

「か様に罷出為者ハ。河内の国道明寺の天神に仕へ申末社の神

にて御座候。先此所ハ天神の御在居の霊地として昔時天照太神

の初奉り。其外七社の御神を観請の霊地なれば。誠に類ひ少

き御寺にて御座候。中にも天満天神と申奉ルハ〔昔風ウ月

の本主文道の大祖たり。天に御座シテハ日月の光をあらわし。

地に天くだつてハ。延喜の帝の御宇に〔次〇〕御名を菅承相

と申奉り。詩哥管見十能七藝共に達し給ひ。君臣の道明か成

所に。去ル子細有り九州へ御下向被成し刻。此土師寺に旅宿

の折節。一切衆生現當二世の其爲に。五部の大乗經を書供養して埋められし。是たさずその軸より名木一本生出ル。則此木を木櫛樹と名付申す。夫に就爰に不思議成事の候ぞ。是より東国相模の国田代と申所に。尊正と云ル貴き聖の有ルが。明暮觀念の窓に入つて眠をさまし。唯一筋に念仏三昧の場に入り。往生の素懷をとげんといのれけるが。此度信濃の国善光寺に一七日參籠申されければ。満ずる曉に至て。忝も如來ハ御厨子の戸を開かせ給ひ。年たけたる老僧と御身を現シ。あらた成御声を出しの給ふ様。汝念仏往生のこゝろさし神妙成り。左有ハ是より河内の国土師寺へ行。木櫛樹のこのミをとり珠數し「テ」。念仏百万遍申ならば。必極樂へ引乗うたがひ有間敷と。慥に仰らるゝと見て夢ハかつはとさめし間。尊正心に思召様ハ。元より夢ハ逢事ハまれにて。大方ハあわぬ物とハ云ながら。され共是ハ正數瑞夢なればとて則是へ御出有ルを。天神なのめならず思召し「○」。翁臼太夫の神の以テ「○次」。爰かしこの靈地を拜せ御申有たるが。重てハ舞樂奏して慰めんとの御事なれば。先あれハ參如何様成御方ぞ少見申さうすると存て罷出た。先急て參らう「ト云テ廻ル」。誠に相模の国よりは迄ハ遙々の路次に成に大義な御事にて候。去りなからどこもとに御座るぞ知らぬ事ぢや。さればこそ是につつく／＼としておりやる。先あれハ出ふか。此寐でハ如何なが。いや／＼くるしからぬ事唯參ふ。是ハ当社に使へ申末社成ルが。此所へ御參詣の由承り。取物も取あへず是迄出て御座る。此所御逗留被成るゝに。何のお慰もなふてはいかゝな。面白は

御座なく共。何ぞ一曲致さうするか。やあ。で御座る。心得て御座る「ト云テ立テ」。さすが尊正程有ぞ。何ぞ一曲致さうするかと申たれば。よからふと思わるゝやら。ほつくり／＼とうなづかせられた。何をがな致さうする。いや思ひ出した。此前一指まふた事が有ル。急ではをかなぢやうする「和哥ヲ上三段舞 太鼓打上謡(加茂 同前 出立同事 但シフレル時ハ鼻引ノ面がよし 竹つへ)」

「協能の時ハ如此 末の能ならハ三段の舞なし ふれてのくなり」

「重てハ舞樂をなして慰めんとの御事なり。相構へて其分心得候へ／＼「ト云テハイルナリ」

「宝生流もくげんじゆの作物なし 但シ出ス事も有り 是ハ習のよし 喜多流にてハ常ニ作物出ス」

「(一)天神なのめならず思召し。古 翁臼太夫の神を以て、かしこのれいちをおかませ御申有たるが。かさねてハぶがくをそうしてなぐさめんと御事なれば。先我等ハあれハ参尊性とやらんを見申さふする「ト云テ道行」。誠に我朝にきそうこうそうあまた有りとはいへど。中二もかの御方のやうなしゆせうな事ハ御座有まいと存ル。併どこもとにぞ 是におりやるよ。一だんとたつとそうな。此寐にて出ルはいかゝな 何とせうぞ。くるしからぬ事たゞ參らう「是ヨリ常ノ通り」

## 卅一 雨月〔中人シテトツレガクヤへ入 作物もはいル

ト狂言雷上ニ乗テ出ル〕

「か様に候者ハ。住吉大明神に使へ申末社の神にて御座候。去程に珍敷柄ぬ御事なれど。先我朝は天地開闢より神国なれハ。雷神国々に地ヲしめ給ひ。威光様々成とハ申せ共。中にも当社の御事ハ。君を敬ひ国家を守護し。殊二和哥の道を専と守給へバ。此度嵯峨の奥に住給ふ。西行法師宿願の有ツテ。当社へ参籠あらんと有を。明神ハ悦ひ老人夫婦と御身を現シ。当社の釣台の辺へ御出有り。雨月の二ツを論フ牀にて。祖父ハ板家に雨の当ル音が面白きとて。我がいゑの屋根をいかにも薄き板にて一方葺ク。又祖母ハいつも月をのミ寵愛する由にて。わざと軒葉を葺て置たるを。西行ハ立寄御覧じて一夜の宿を借度との給ふが。彼有様を見て不審致れしを。祖父答て被仰る、様。いや我等ハ雨露の恩の絶難思ひ雨を乞。祖父答て四季共にいつも月にめて面白ク思ひ。今一方の屋根を葺ずにおいて。則賤が伏やを葺ぞ煩ふと云を下の句にして。此上の句をつがせ給ハ。お宿ハ惜からしと有を。西行ハさすが名を得し哥人なれば。月ハ洩雨ハたまれと兎に角にと。則座につかせ給ふにより。もとより大明神ハ和哥の道を守り。則此人界に住の江の松諸友に。千年世の齢をたもたせんとの御事成が。餘りに万目出度御悦の折柄なれば。神慮ハ宜祿が頭にやとり移りおわしまして。弥旅人を慰メ給わんとの御事成ぞ。相構て其分心得候へく」〔脇能ノ時ハ〔加茂〕同前二和哥上テ三段

舞 謡同事 但シ末ノ能之時ハふれにしてよし 其時ハ面もはな引よし 竹づゑをつくく〕

〔脇ノ時ハ触ニモスル 又道行して三段舞有り 謡〔賀茂〕同前也 出立同事 舞無ハ面鼻引〕

〔一〕旅人ヲ慰メ申さんとの御事なれハ先あれへ行いか様成人ぞ少よそなから見申さうと存て罷出た 先急て参らう 誠にさがのおくよりは是迄はるくろしにて候か大義成御事ニて候さりなからとこ元二御座ルぞ ○〔道明寺〕同前〕

〔二〕さすか西行程有ぞ 何そ一曲致さうするかと申たれハよからうと思召やらほつくりくとうなつかせられた ○和哥謡イも同前 和哥 「あらくはゞきの神たいハ」〔あらくはゞきの神たいハ明神の神勅を能々〔以下綴じがきつくて読めず〕〕

## 卅二 和布刈〔中人雷上シテトツレト楽屋へ入 狂言出

ル 造物ハ舞台有 ワキモ居ル〕

「か様に罷出為者ハ。長門の国文字の澳に住鱗の情にて候。去程に珍敷柄ぬ御事なれど。先我朝ハ天地開闢より神国なれば。雷神国々に跡を垂給ひて。威光様々成とハ申せ共。中にも長門の国早々の明神ハ。本地玉奇姫にておわします。又是に地をしめ給ふ住吉も。同し海神にて御座候。夫をいかにと申に。神代の時分海中より。顕出給ふあとのいそらを。頓テ此所に観請有りて。末の代までも君を守護し弓矢の家を

守り。海舟カイセンの事ハ申に不及。和哥の道迄も祈ル事の叶ぬハ御座なき故。一入御威光イゴウ目出たふ候。されば夫に就当社マカにおいて。年中に神拜ジバイ様々多シといへど。中にも十二月晦日の御祭マツリをば。和布刈マカリの御神事と申て。当宮住吉両社の神主カンズシ。寅の一天に松明に御鎌ミヤマツをもち。滄海ソウカイへ分入給ふに。龍神リウジン潮ウシマツを守護シヨコシし被申て。よせくるなミも左右へ分れ。行さが千方に成し程に。半斗ソノノも浪の底へ下り。海庭カイテイの若和布カマキを三鎌狩て。元日に当社の神前へ備給ふが。其御神事が今夜に相当りたるに。殊に当年八目出度つけの有りて。神主カンズシ殿も早御出と申間。我等ソレガタ舂の者もあれへ参り見物仕らふする。誠にか様の「目出度」御代に生れ逢ふて。此様な嬉しひ事ハ御座らぬ。急て参らふずる。やあ／＼其許のにきやかなハ何事ぞ。何と神主殿の御出と申か。夫ならば爰許にいてハ成まひ先帰ふ。乍去是迄来て唯帰ルもいか、なれば。何ぞ一曲かなで、罷帰ふ（和哥舞なしにじきに謡出ス）あら／＼目出たや めてたやな（なミかぜしつかになりぬればわれらがやうなるうろくずまでもあらわれ出テうたひかなで／＼てもとの海中二入けり）四海ハ浪もおさまれば我等か様なる鱗迄もあらわれ出て謡かなで踊れ出てうたひかなで、もとの海中に入にけり

水衣 厚板 狂言袴 脚伴 腰帶 うろくず頭巾 面うそ  
ふき 扇

「誠に毎年相替らず有と云様な目出度事ハなひ やあ／＼其元のにぎやかなハ何事ぞ 神主殿はや御出と申か 扱も／＼

目出度事かな 我等のは是まできて只帰ルもいか、なれば何そ一曲かなて、帰ふ」

「神主殿の御出と申か 扱も／＼目出度事なれば我等もかなで、立帰る波間に入う」

「あら／＼目出たや／＼な か、る目出たき折からなれば我等かやうなるうろくずまでもあらわれ出テうたひかなて／＼てもとの海中に入にけり」

「あら／＼目出たや／＼な か、るみちしほに我等か様成うろくすまでもうかミ出て神前をしほらしくはいまわる事の有かたさよ 是迄なりとておいとま申／＼て海中にすんぶと入にけり」

「いて／＼御供申さんとて／＼しやちほこの大つれひれ／＼にとりつきさつはとふなをりすばしり出てわかなをいわふにたれもいるかとあかしだい月もくらけのはれまに行やとひうをのひれにとりつきとひこミ／＼入にけり」

「長門ニテハわかめの事ヲ初日ハ若布ト云」

### 卅三 九世渡

「是ハ豊葦原北国浦の海中に住ウロクスの情（情）にて候。去程に我等のはへ出ル事余の義にあらず。先丹後の国九世渡の文珠ハ神代モクセトのこせきなれば。当イノトウキ今の臣下唯今此所へ御参詣被成る、夫二就北国浦の中にも。此丹州与謝の海ハ。北風はげしく吹て

あらき波のとしなへに立を。伊弉諾伊弉冊の尊ハ是をつく  
 〆と御覧じて。竜神の心をと里浪をしづめんハ。天然  
 五台山の一字文珠こそ。三世の諸仏出生の知母なり。殊に龍  
 宮の道師にておわしませば。定て龍神のたけき心もやわらぎ  
 浪もしつまらんと思召。五台山の大聖文珠を初てしやうじ奉り。  
 彼嶋に座して御説法をのべ給ふを。龍神ハ不残よりて是を  
 聴聞致シ。有海の大臣まで悉く仏果を得。か様に波風おさま  
 る御代とハ罷成ル。されば夫に就当浦に千歳住給ふに依て。千  
 年世の浦とハ申習す。其後文珠此浦を立て海に入。あそこや爰  
 と居所を尋給ふ時。伊弉諾伊弉冊の尊村雲の中より女意に乗り  
 て下り。向ひの嶋へ天の浮橋をわたさんと思召。めしたる女意  
 をうしをに「うかめ」給ふ「二」。龍神寄て土を置一夜に嶋と  
 なす。是に仍て天の浮橋とハ名付ク。其時分雲霞覆とこやミ  
 のごとく成ル「ヲ」。帝釈あまくだり火をとほし給へば。上  
 界の天人ハ千代の姫小松を植られし時。早夜ハ明て捨られし  
 所を。則日置の嶋とハ申つたゆる。かゝる目出度此嶋に。守護  
 神なくてハと思召。其時の竜神をかゝの寫に移シ置れ。今の橋  
 立の明神是なり。左有に依て文珠ハ伊弉諾の尊の御作り被成け  
 るを。獅子をば凡天帝釈の御作なり。又左右の童子ハ  
 毘首羯磨が作られし故。天神七代地神の二代忍穂耳の尊迄。  
 取分ケ此嶋を守り給ふに仍テ。九世渡とハ名付らる。か程妙成  
 神作の靈仏靈社なれば。今も御神木の松に天燈龍燈を備給ふ。  
 か様の目出度時代なれば。我等ごときの者も謡て舞遊ばふ。何  
 がよからふ。いや思ひ出した。此前一指もふた事が有。急では

をかなぜう「ト云テ和哥 舞なしにすくに謡うとふ」あら  
 〆目出たや。〆な。四海ハ浪もおさまれば。我等が様成  
 うろくすまでも。踊れ出てうたひかなで。あらわれ出てうたい  
 かなで。元の海中に入にけり

間出立 厚板 水衣 狂言袴 脚絆 腰帶 鱗頭巾 面う  
 そ吹 扇

門守神出立 隨身かんむり おひかけ 水衣 かるさん  
 こしおひ 太刀 弓矢 謡ちがう

#### 卅四 玉の井

「シテ中人雷上ニテはいると作物二ツをも  
 引テヨリ狂言ノ間出ル」

「か様に罷出為者ハ。海中に住 鱗の情にて候。去程に  
 我等のはへ出ル事余の義ても御座ない「ツレ四人出ル せき  
 ばらいする」いやわごりよ達ハ何と思ふて打そらふて出さし  
 ましたぞ アハビ「そなたが何やら用有そうにずるに依て何事か  
 と思ふて是迄付て出たよ ヨモ「してそちハなんぢや ハマグリ  
 「わらハ、蛤の情で御座る ヨモ「汝は アハビ「蛇の情ぢやよ  
 ヨモ「其方ハ サ、イ「榮螺の情で御座る ヨモ「わこりよハ  
 アカイ「あかがひの情ぢやよ ヨモ「身共ハいたら貝の情ぢやが。  
 扱皆よふでさしました。してわごりよ達ハ今度の様子を知つた  
 か アハビ「い、やしらぬ ヨモ「わごりよ達も聞ぬか 皆々  
 「中々 ヨモ「夫ならば謡テ聞せう きかしませ 皆々  
 「先天神七代地神四代の御神をば。彦炎出見の尊と申奉ル。

然ル此御神<sup>リヨウ</sup>にのミすかせ給ひ。朝な夕な釣を垂給ふ所に。有時御舎見<sup>ミ</sup>炎<sup>エン</sup>酸<sup>サン</sup>荷<sup>カ</sup>の尊の釣鉤を借り。海上に浮メ釣を垂給ふ所に。鱗の中にも心のわるき魚の有りて。針の糸を喰切虚空に失けるを。御婦有り此由かくと御申あれば。よのつねならず御不興<sup>キョウ</sup>被成<sup>キ</sup>シ故。御鉤を針にくづし数を参らせらるれど。夫も御同心なくとにかくに。本の針をとらうずるとしきりにこわれ。力不及<sup>キョウ</sup>件の海辺に來り。ここかしこイテ給ふ所に塩津の老翁の來り。目無籠<sup>メナシカゴ</sup>を作り尊を入奉り。海庭<sup>カイテイ</sup>におろし龍宮に至り見給ふに。こがねの瓦を敷瑠璃<sup>ルリ</sup>の光門の琢立<sup>ミカキ</sup>。則門前に玉の井有。其井の辺に立寄せ給ひ。四方の気色を見給ふに。他りも暉<sup>カキ</sup>面煩<sup>メンハム</sup>思召。桂の木の本に立寄せ給ふ所に。豊玉姫玉寄姫式人玉の釣瓶を持。玉井に向ひ水を<sup>ナ</sup>杯申されしが。水庭に人景の見ゆるを不審に思召。他りを御覽じて御姿を見参らせ。如何成御方ぞととわせ給へバ。我ハ日本の尊成が。釣鉤を魚にとられ是迄尋來りたる由御申あれば。さすがミやびたる御姿成し間。尊も豊姫も互に御心をうつされ。歸りて父にかくと被申し程に。頓テ宮中へ偈行奉ル。さすが龍の都の事なれば。金銀重々に四角重ル内に〔○〕瑠璃<sup>ルリ</sup>碑<sup>ヒ</sup>碑<sup>ヒ</sup>瑠璃<sup>ルリ</sup>瑠璃<sup>ルリ</sup>琥珀<sup>コハク</sup>を鑲メ〔○次〕雲の八重席薦鋪尊を請シ奉り。様々に饗応給ふ折ふし。釣鉤の事を仰られければ。安間の事尋てまいらせうするとして。滄海<sup>ソウカイ</sup>に所有鱗の中を尋給へハ。赤目針ヲ出す。是を背夫とまつちと云て御返しあれとて。則彼針に干珠滿珠の玉を添<sup>ヤカテ</sup>。頓而日本へ送り申さるゝと有ル。左有ニ依テ今より後ハ海陸の隔も有間敷との御事ぢやが。難方目出度事でハな

いか アハビ「誠に是ハ目出度事じや ヲモ「左有らバ何と思わしますぞ。か様の時ハ酒宴のなして皆の名を謡に作てうとふて遊ぶ 皆々「一段とよからう 急でうたわしませ ヲモ「さあらばうたわしませ アハビ「先ハごりようたわしませ ヲモ「かくて酒宴も貝がひしく「打切テ皆々」 角テ酒宴も貝々敷<sup>カクテシユエン カイシユエン</sup> 蛸<sup>タコ</sup>貝<sup>ガイ</sup>「目付柱ノ方ミル」を盃に定メいたら貝の銚子を出シ「扇ニテハマクリノ方サス」眉目よき 蛤の上臈貝に酌をとらせ「ハマクリ扇開出ル シテ扇ハ請テ吞ナカラ正面向」軒葉の桜貝簾貝懸ならべ「扇開両手上テウシロヘアラキ」紅梅に來なく罵「両手前へ出シひと、ころへよせて扇正面へ打込上ウヘラミル 右ノ手ヲ前へ出シ右ノ方ノ上ヲふりかへり高ミル」の鳥貝も晨明の西にかたむく月も 蛸<sup>アカイクモラス</sup> 雲<sup>クモ</sup> 時を吹梭尾螺<sup>ハサビ</sup>「右手前へ出シアトヘ開サシ廻」も天地二人の榮螺となりて「切返シ」く治ル「前方へ手ヲ出シアトヘ開ユウケイ」海中に入にけり

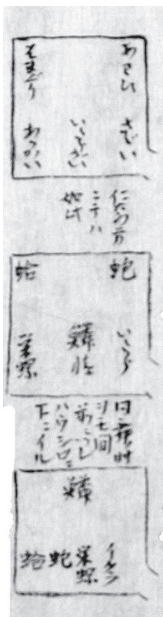
シテ イタラ貝ノ情 厚板 そばつぎ 狂言袴 きや半にてく、ル 腰帶 鱗ずきん 面鼻引 鱗の情の時も 出立同前 但シシテ榮螺ノ情ノ時ハ面見徳ヲ掛ル事も有り

ツレ 蛤 薄<sup>薄</sup>の物 そばつぎ 腰帶 かづら 末広 面

ツレ 蛸榮螺蛸三人ノ出立 厚板 水衣 狂言袴 きや半 二てく、り 腰帶 官人頭巾ノ内色々用ル 面ハう そふきけんとか上り髭の内ヲ掛ル シテモツレ三人

モ皆常ノ扇  
〔以上五人出ル〕

〔縦に三つの舞台図。上の図には、角(目付)に「あわひ」、脇座に「はまぐり」、常座に「さざい」、大小前に「いたらがい」、笛座前に「あかかい」とあり、「仁右衛門方ニテハ如此」と記す。中の図には、角に「蛇」、脇座に「蛤」、常座に「いたら」、大小前に「鱗情」、笛座前に「榮螺」とあり、「同舞ノ時ヲモ間前ニツレハウシロニ下ニイル」と記す。下の図には、正先に「鱗」、常座から笛座前にかけて「イタラ」「榮螺」「蛇」「蛤」と記す。〕



〔是ハ替の仕やう〕

△(一)酒宴をはじめうと云て下に居テ酒盛(二)蛤お酌にたゝしませト云して小謡うとふて(三)いざさらば皆の名を謡に作りうとて帰らうと云て跡ハ常の如ク

〔常の心やすきせりふ〕

「いやわこりよ達ハ何として出たぞ」「そなたのいそがしそうに出たに仍何事かと思ふてついで出たよ」「扱ハわこりよ達ハ此度の子細をしらぬか」「い、やしらぬ」「夫ならハ語テ聞せうきかしませ」「心得た」

〔夫ハ目出度事じや「か様の折から打そらうて出られたこそ幸なれ酒多んをはじめ目出たふうとふて帰らう」「是ハ一段とよからう」「さらハ某のう上うか」〕

〔今より後ハ海中じや陸地じやと云へたてハ有まいとあれば我等の様なる者迄も目出度事じやにいざ此よろこびに酒をのふて遊ほふ〕

〔△造物ハ井筒ト丸キ台ニもちの木のように成木ヲさすニツトモニ中人二引なり〕

〔△塩津翁 日本記ニ事勝国勝なかさの翁 ○まづしぱりめつぱりしやうと兄 ○ほのすそり ○あかめはらかの魚の事 あまたひに似り〕

〔△兄弟 背 せな共ふうふ共よむ〕

〔△三尺ノ劔ノ先ヲ三寸 クチト云魚〕

〔天神七代〕

一 国常立尊

又天御中主ト号ス 陽神ニテ五行ノ徳有り

二 国狭槌尊

陽神 水徳

三 豊斟淳尊

陽神 火徳

以上各一妹ニテ陰神無シ

四 泥土煮尊

陽神 水徳

五 涉土煮尊

陰神

六 大戸道尊

陽神 金徳

大戸間辺尊

陰神

面足尊

陽神 土徳

惶根尊 陰神

七 伊弉諾尊 陽神

伊弉冊尊 陰神

〔地神五代〕

天照大神 又大日靈貴 伊弉諾ノ尊御子

忍穗耳尊 天照太神御子

瓊瓊杵尊 ラシホミ、ノ御子

炎出見尊 ニ、ギノ御子

鸕鷀羽尊 不合尊 ホ、デミノ御子

### 卅五 巖嶋〔イツクシマ〕

〔抑是ハ此海中に年久敷住居仕鱗の情にて御座候。去程に我等の是へ出る事別の義にあらず。先当国此安雲の巖嶋の大明神と申奉ルハ。娑羯羅龍王第三の姫宮にて御座候。左有に依て此海辺に大宮作りし給ふ。又当社をこんたう女と申子細ハ。我等ごときの様成鱗迄も不便に被思召。さんどくのくるしみに替り。ちうやのしやべつもなく妙かたき苦を請給ひ候が。誠にか様の御方便通シけるか。今ハ蛇牀の形をへんじ。卅二相の姿をさうし。則巖嶋の明神と現シ御申被成。当国に跡を垂給ひ。諸神に弥増別而利生あらた成御神なれば。国々在々よりも老若共に知ルもしらぬもおしなへて。参詣の人々中々貴賤群集仕ル。是ハ当社が目出度子細。又爰に天上天下独尊如来の御使として。此土に出世被成る、日蓮上人只今此所へ御参詣

被成。南無妙法蓮花の妙軸を書頭シ。宮中に御籠被成る、間大明神ハ嬉敷思召。忝もかりに人間と現シ。法花大乘の味妙成所。女人忽有仏種の縁と成所。色々有難事を御物語有り。其後宮中に入給ふ。誠にか様の貴き上人。御心中を弥はらさん為に。眞の姿を顕し。重而妙成御法を御のべ可被成との御事に候。か様の折節面々も罷出。此上人を拜ミ申せとの御事なり。皆々其分心得候へく

水衣 厚板 狂言袴 脚絆 腰帶 鱗頭巾 扇 面うそふき

〔法花大乘微妙成所 女人成仏の縁となる所 謡本ニハけんたう女と有ル〕

〔仁王三拾四代推古天皇御宇癸丑十一月十二日〕

巖嶋大明神 天照太神御孫娑羯羅龍王第三御娘

御本地大宮 大日 弥陀 普監 弥勒 中宮 十一面觀音

客人ノ宮 仏法守護 多門天 釈迦 薬師 地藏

〔巖嶋鎮座ヨリ宝永三年〔綴じ込みがきつて以下読めず〕〕

### 卅六 大般若

〔か様に候者ハ。此河の主神地大王に仕へ申眷属ニテ候

○先大唐靈岸寺の住僧。玄奘法師と申は真地大王の御子なり。去ル間しなんと尊は一生ぶほんの御方成ルお。大蛇の女人と現じてちきりをこめ給ふに依テ懷胎と成り。其時尊大きに驚給

へ共叶ず。月日重りはや御産の紐をとき給ふを。頓ウツラフネテ空舟に

しおひ ずきん 面うそよし

作り籠メしなんと河へ流されけるが。此浮木流し唐土靈岸寺の浦に吹よする。折節靈岸寺の住寺浦遊に出テ。彼浮木を見

〔ビトリ間ノトキ入テ云テモヨシ 又三人間ニ入テモよし〕

付ふしんに思召あけて見給へバ。玉をのべたこと成ル男子一人有リ。如何様子細有べしとて。取上テ養育し学文の道に入給へバ。一字を千字にさと。利根第一の人にて学文のおふぎを極め給ふ。左有に仍テ大般若の妙軸を。我が朝へ渡さんとて御出候え共。真地大王ハ最前老人と現シ。流砂川のほとりにて色々御物語たろ語たろ為たろが。此真地大王と申ハ。姿ハおそろしき大蛇のかたちなれトモ。御心ハ慈悲深ク御座ス故ニ。七度までは此河にて命をとり。此度ハ大般若の妙軸を。玄奘法師に御渡し有べきとの御事ぢやが。皆々も此様な御代にむまれおふて。大般若をおがむような嬉敷事ハなひ

〔二〕大般若の妙軸を。玄奘に御渡し有へきとの御事也。左有らバ今少御待あれと云もあへず。川のおもてをるりのばんの上をはしるがごとく。さら／＼とむかいにわたり。三蔵が命をさきのよにて。七度迄御取有ルこうべをむねにかけて姿をあらわし。彼僧に見せしめ大般若をあたへ給わんと御事なり。しからバそれのミねのけたもの。りうさのそこうろくずまでも。こと／＼罷出じやうぶつのゑんをむすび申せとの御事なり。相かまへて其分心得候へ／＼〕

〔ウタイトメニスルトキノ事〕

ツレ「誠に其方か云通り仕合な事ぢや ヲモ「左有ば此様子を皆々にふれてのこふと思ふ ツレ「一段とよからう ヲモ」やあ／＼それのけだもの流砂のうろくず聞給へ。此度大般若の妙軸ヲ玄奘に渡さんとの御事なれば。皆々罷出おかみ申せとの御事なり。相構テ其分心得候へ／＼

○間出立 ヲモ 厚板 そはつぎ 狂言袴脚伴伴ニてくゝる

こしおひ うろくすずきん けんとくの面 つへ

○ツレ二人出立 あついた 水衣 こしおひ 狂言袴きや半ニてくゝり うろくす頭巾 扇持出る 二人共二うそのめん

但し一人して云時ハ 水衣 あついた 袴ク、ルこ

〔一〕御事ぢやが。何とおもわします かやうの目出度事ハ有まい程に。いざミなうとうてかへらうてハないか ツレ「一段とよからふ ヲモ」あら／＼めでたや／＼な。かやうに浪かせおさまるへ御代となれば。りうさの川のうろくすまでも。あらわれいて御経をはいし。是までなりとてうろくずどもハ。／＼。もとのすいちうに入にけり〕

〔二〕あら／＼めでたや／＼な 大般若はらみ女のきとうによけれバ はやくひほとけ よろこひや／＼ ばんミンふゆるはんじやうきやうハたゞ大般若にかきるなれば いたゞきまつれ 我等かやう成うろくすまでもうたいかなて まいあそび

／＼て (下脱カ) ものかいちうに入にけり 酒井彦左衛門書物二有り

〔天竺<sup>ソビエ</sup>下震旦ノ境流砂葱嶺ト云ハ西北<sup>北</sup>ハ大雪山ニ続キ東南赤高山遠峻<sup>ソビエ</sup>タリ 此境テ東ヲ震旦ト云 西ヲ天竺ト名付ク 路ノ遠サ八百余里<sup>同</sup>〕

〔塗砂大王<sup>シンシヤ</sup> 深砂<sup>同</sup>〕

## 同 大般若

「か様に罷出<sup>(たる)</sup>為者ハ天竺震旦ノ堺成ル流砂川ニ住鱗<sup>鱗</sup>の情にて候 去程に我等ごときの水底に住者ニハ何にてもあれ世間の苦ハ有間敷事なれど併龍神にハ熱砂<sup>ネンサ</sup>熱風金地鳥<sup>ネンサ</sup>とて必三つの苦身有 故に昔釈尊靈鷲山にて御説法の刻 海底の竜女ハ出現して宝珠をさげへんじやうじゆの法を請て成仏ト得 忽苦身<sup>ソノカクレ</sup>をまぬかれ給へたとひ天竺にてなく共此唐<sup>二モ</sup> 隠<sup>ソノカクレ</sup>れなき靈地多シ 夫をいかにと云に先天竺三台山路さんしやうりうしはん<sup>二</sup>にやたひ金山寺のうにんじなど、てか様の靈地に貴僧高僧数多あれ其中にも大唐靈巖寺の住侶の玄奘三藏と云法師ハ此流砂川の御主真蛇大王の御子なり 其故ハしなんとの尊ハ一生ぶほんの御方成ルを大蛇の女人と現じて熟<sup>熟</sup>り<sup>熟</sup>をこめ程なく月日重りてなんなく御産の帶をとき給ふを空舟<sup>ウツボネ</sup>に入てしなんどの川へ流されけるが靈巖寺の浦に留ルを其時の住寺浦遊に出て浮木を見付あけて見給へば男子一人有を取上養育し学文の道に入給ふに一字を十字と聞り 三世両達の知恵有テ仏法王法諸学

を極メ慈悲心深き故今末の世に及て人の齡のちゞまる事を骨隨<sup>骨隨</sup>にしミていたわしう思召れだいはんにや六百卷の妙軸を何共して此震旦国に渡シ万民の寿命を延給ひて我名を後記に留度思召れ渡天の望有て流砂の大川の東の岸に着き山川の氣色を詠メ人を待給ふ処に塗砂大王ハ山賤と現じ行逢給ひし間詞をかけ流砂の渡瀬をとわれければ此川の西の広き事は数千町底の深き事ハないを知す 水上より白浪みなぎり落て早き事飛鳥射矢も事の数ならず 昼ハきやうふう吹立て砂をとばして雨のごとし 夜ハゆうきはしつて火をとす事星にたり たとひ此川を御通り有ても行先の葱嶺<sup>ソウレイ</sup>を越給わん事賢ルべしと御申あれバ三藏申されける様ハ左様の惡所にて「モ」誰も昔も通し事のあればこそかゝるための御入有ルとの給へバさすが親子の道とて痛敷御心ふと出て来り ぜんしやうにハ未至ざる心中なればこそ七度迄命をうばひ取申せども子となりばんと成り種々に生を転じてぜひとともに此妙軸を渡さんと有ル深き御心指を空敷なすべきかと思召れ 左有らハ今少シ御待あれと云もあへず 河の面を瑠璃のぼんの上を走ルがごとくさ／＼と向ひに渡り三藏命を先の世にて七度迄御取有かうべを胸に掛けて姿を顯し彼僧に見せしめ般若をあたへ給わんとの御事なり 左様に有ニおいてハ人間ハ中々及ハず 天人ハ天下り仙人ハ山より出二十五の菩薩しやうしゆハ紫雲にぜうし花降異香四方に薫シ音楽の声すべし 然らば其時ハ葱嶺の峯の獸流砂の底の鱗迄も悉ク罷出成仏の縁を結素懷をとげ申せとの御事なり 相構て其分心得候へ

水衣 厚板 狂言袴 脚伴<sup>ハキ</sup> 腰帶 鱗頭巾 面うそふ  
き 扇

卅七 七夕 [雷上ニテ出ル 尤ツレ二人出ル アイサツ

常ノ通り]

(一)是ハ天上の星<sup>ホシ</sup>にて候。去程に我等の是へ出ル事余の義にあらず。震旦<sup>シンタン</sup>国の主漢武王<sup>カンブク</sup>。天上の有様を見まほしく思われ。張伯<sup>チヤウハク</sup>と申者 宣<sup>セン</sup>旨<sup>シヨウ</sup>を蒙<sup>モウ</sup>。浮木<sup>ウキ</sup>の樺<sup>イダ</sup>に乘り此所へ来ルを。男女式人出テ詞をかわさるゝ。是則七夕のジセイ成り。然に此星の本地を尋ルに。唐土<sup>タウ</sup>けいと、云所に幽子伯養<sup>ユウシハクヤウ</sup>と申て夫婦の民の有けるが。いつもとこしなへに月を愛シ。夕部に八月の出入べき山を心にかけ。暁<sup>アキ</sup>ハ又月の入佐<sup>イサ</sup>の山を「ながめ西に心をおくりいれて」明シ暮シ給ひしが。誠にか様の心天道に通しけるか。ふら／＼と二ツの星と成給ふが。張伯<sup>チヤウハク</sup>此所へ来り候程に。彼夫婦の星ハ出合詞を替シ。則天上の有様など委う物語被申 其ま、帰られしが。乍去今一度姿を顯シ申べきとの御事にて候。左有ハ今度ハ已前の姿に引替。衣裳をも改メ給ひ。莊嚴<sup>シヤウエン</sup>魏々としたる躰を見せ申さんとの事なり。然ハ常の時と替り。今今日ハ七月七日なれば。逢夜<sup>ヨミマツホシノイ</sup>待星合の空とて。必七夕<sup>ヒセツ</sup>贄をなし給ふへし。又自然雨降候へハ天の川の水出申により。星合<sup>ホシアイ</sup>の贄<sup>ニギハヤヒ</sup>不叶候。乍去七夕<sup>シセツ</sup>の先<sup>サキ</sup>世<sup>ヨゼ</sup>ニ鷺を寵愛<sup>テウアイ</sup>せられし縁にて。鷺<sup>コト</sup>悉<sup>シツ</sup>ク集<sup>ツ</sup>り翅<sup>ハカ</sup>をならべ橋と成り。安々と渡シ申候。左有ニ仍テふれどふらねど。今宵<sup>コヨイ</sup>七夕あひ給

ふ事<sup>イナシヤウ</sup>一定也。左様の「そばに」あれバ我々も心うつ、なく成申間。如何様の星のそばへ成共行。今宵ハ少とぎを仕らバやと存ル。幸我等が習ニて候程によばひを初申さうずる。ウタイ 今宵七夕<sup>フヨ</sup>逢夜<sup>ヒリネ</sup>なれば。／＼。我等も独寝<sup>ヒリネ</sup>いか、せんと。中立しさうな星<sup>ホシ</sup>引つて。あそこ爰をよばひ星。あそこ爰をよばへども。終にすはるハなかりけり

(ヲモ)「よばひを初申さうずるか 何と有うずる ツレ」「一段とよからう ヲモ」「こよひ七夕おうよなれば ト云ト太鼓打返シテヨリ ツレ二人地ヲ付ル」  
[武帝 しやうけいト謡本ニ有り]

卅八 難波 [中入ニ太鼓持テ出 一ノ松ノキハニヲキサ

テシテ柱ノサキへ出テ名乗]

(一)是ハ津の国難波の梅の青葉<sup>アヲバ</sup>の情<sup>ケナシ</sup>にて候。去程に此梅花<sup>バイクハ</sup>の名高子<sup>ミカド</sup>細ハ。昔応神天皇に。王子数多おわします中に。帝の御位を難波<sup>ナニハ</sup>の王子<sup>ミコ</sup>え譲<sup>リ</sup>り給へば。帝位ハ望なしとて御取なかりし程に。さあらばと思召<sup>ケナシ</sup>菟道<sup>ウミチ</sup>の御子へ参らせらるれば。現在の嫡<sup>チヤク</sup>々だにめされぬ御位を。我王子なればとて庶人<sup>ケナシ</sup>の身として春宮<sup>ハルミヤ</sup>にたゝむ事中々思ひも寄ぬと被仰。何も賢人なればかなたこなたと御辞<sup>ゴジ</sup>退有。三年が間天子の御位定まらざる折節。百済<sup>ハクサイ</sup>国より王人といへる相人。初て此土へ渡ルに。天下の事を相シさせ給へば。勅<sup>チク</sup>詔<sup>シヨウ</sup>を蒙<sup>リ</sup>り念比<sup>ネンヒ</sup>に考て申上ルやう。(是ハ難波

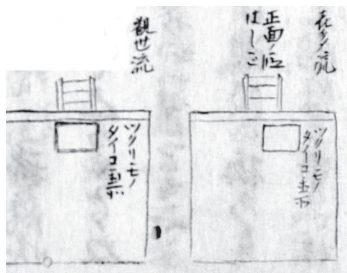
の王子の御位につかせ給わハ。」宇宙<sup>アメカシ</sup>出度からふずると。相人の判じたるにまかせ。重而難波の御子へ勅使立バ。其時何とか思召候哉覽。御位を請取御申被成。大鷗<sup>オウ</sup>鵜<sup>ウ</sup>の尊とあがめ奉り。唐土<sup>トウツ</sup>の堯舜<sup>キョウシン</sup>にもいやまさんとの御事に候。其比王人の哥に。難波<sup>ナハ</sup>つに咲や此花冬籠<sup>フユコモリ</sup>り。今ハ春辺と咲やこの花と。かく目出度君を添哥なれば。此梅ハ我朝に隠無名木にて候。先是ハ梅花の名高子細。又当今に仕へ御申被成る、臣下只今此所へ御下向なれば。いにしゑの王人ハ仮に花守と現し<sup>アハレ</sup>顯出。声詞をかわし給ふが。今度ハ舞樂をなして慰めん<sup>ナグサシ</sup>と有ニより。某ハ太鼓を成と置申さうずると存是迄罷出た。扱どこ許において氣に合ふもしらぬことじや。大方爰元がよからう。「ト云テシテ柱ト目付柱ノ方ノ脇正面ニ置テ」いや／＼是ハ片脇でわるさうな。どこ元がよからふぞ。是がよさそうな。「ト云テ正面の真中たんはしこのきわ ふたいさきのふちのきわより置」見た所が一段とよひ。扱やごとなき御方の御出と申間。あれゑ参らばやと存ル。「ト云テ道行 一返廻ル」誠にか様の納ル御代なればこそ稀人の御参詣なれ。此度お目にかゝらずハ中々見る事ハ成まひ。去ながらどこ元<sup>マレト</sup>に御座ルぞ。さればこそ是に御座ルよ。我等風情にて御前へ伺公仕ルハいかゞな。いや／＼くるしからぬ事唯参らう。「ト云テシテ柱の先へ出テ下ニイテ」是へ罷出たるを。きやうかつた者と思召れうずる。是ハ此難波の梅の青葉の情にて候が。稀人の御来臨の由承り。取物も取不敢出て御座ル。此所に御逗留被成るゝに。何のお慰もなふてハいかゞな。面白ハ無御座其。何ぞ一曲致さうずるか

「やあ」「で御座る」「畏て候。さすが雲の上人で御座ルぞ。何ぞ一曲致さふするかと申たれば。よからふと思召やら。ほつくり／＼とうなつかせられた。何を致てよふ御ざらふ。いや思ひ出した。此前一指舞ふた事が有。急で是をかなじやう。「ト云テ和哥上ル」目出たかりける時とかや「三段の舞過テ太鼓打上テ」あら／＼目出たやめてたやな。かゝる目出度折からなれば。我等がやうなる青葉の情も。顯出て。悦いさミ。是迄なりとて青葉の情ハ。／＼。本の住家に帰りけり

出立 厚板 水衣 狂言袴 腰帶 きや半 官人ずきん  
面うそふき

「△太鼓の造物両手ニテ真中の持よき所を持テ出テ一ノ松ノきわにかたひさ立テ下ニ置テ夫よりふたいへ出テ間云テ又とり二一の松へきてかたひさ立テ持物也  
扱太鼓の置やうハ初二わき正面ノ方ニ置テ(一)いや／＼是ハかたわきてわるそうな と云テ正面の真中ニふたい先より五寸程も間をおいて置ク 観世流なり」

(下に太鼓の作り物を置く場所を示す図。右図は「喜多流」「正面ノ段はしご」、図の中は「ツクリモノノタイコ置所」、左図は「観世



流」、図の中は「ツクリモノタイコ置所」。

〔△安永四乙未四月六日 左近弟織部家督成 進藤久右衛門

同平右衛門 鷲仁右衛門 鷲伝右衛門呼参 一座ニテ織部殿被

申候ハ左近改正ノ謠相やめ昔より只今迄有之御謠致申候 間も

只今迄有来候間ニテ御勤候様ニ被申候 新能新聞もやめ被申候

併難波の間ハ立間ハ無用 是ハ語間ニテ御勤候様ニと申事

ニて候)

〔△ワキ 常の大臣脇ノ通 (ワキ) 当所の人の渡り候か 狂言

も常ノ通 所ノ者語出シ (狂言) 去程に此梅花の名高き子細

ハ昔おうしん天王ニ王子数多御座ス 常ノ通り ○語のしまい

に)

〔△(〇) もろこしのきやうしゆん二もいやまさんとの御事ニ

候 又此梅の名木成事ハミかどの御くらい定ざる内ハミとせか

間冬こもりして花のさかざりしがきみの御そくいあれハいろか

一入たへにして花も殊外見事ニさきミたれしを御覧しておうに

んの哥に難波づにさくや此花冬こもり今をはるべとさくや此花

とかくめてたき君をそへ哥なれハ此梅ハ我朝ニかくれなき名木

ニて候 先我等の爲たるハ如此ニて候)

〔王仁ハ仁王拾六代応神天王ノ御宇来朝 百済国ノ王子也 仁

徳天王の御師範也)

### 卅九 絵馬

〔サガリハニテ鬼トモ出ル 橋掛ニ立ナラバ  
ト太鼓打上テ謡出ス〕

鬼ヲモ「有難や。ツレニハ」

〇。納ル御代のしるしとて。蓬来の

嶋よりも。鬼こそ君の御威光に。数々の宝物をいざや君にさ、げ

ん。いざ、君にささげん。ヨモ「是ハ蓬来の嶋より出たる鬼

で御座る。大炊の帝の臣下当国へ御下向に付。宝物を捧

為是迄罷出た。ツレ鬼付テ出テシテ名乗濟テせきばらいをす

る。いやそなた達も唯今出さしまするも。定て御貢物をさ、

げうと思ふて出たか。ツレ「おふ其事じや。先か様に納目出度

御代なれば。御謂物をさ、けうと存て出た。ヨモ「定てわごり

よハ聞もおよほふが。目出度事でハ有ぞのふ。ツレ「有増ハ聞

てあれども。委事ハきかぬ。そなたハつぶさにおしりやつた

そうな。少咄テきかさしませ。ヨモ「扱ハ様子をしかとおしり

やらぬか。夫ならば咄テ聞せう。ツレニハ「急で語らしませ

ヲモ「其子細ハ。当今に仕へ御申有臣下。伊勢太神宮え参籠被

成。折ふし今夜ハ節分の夜なれば。此所に絵馬の懸ル由を聞た。

則御覧有と思召ス内に。案のごとく絵馬が懸つた。当年ハ扱々

目出度給馬じや。駱馬と黒の馬と式匹か、つたが。是ハ天

土おだやかに民豊にして。五穀成就の絵馬なり。なんぼう

目出度事でハなひか。ツレ「誠に当今の臣下此度御下向に。幸

か様の目出度絵馬の懸つたハ。定て御感に思召さいで叶わ

ぬ事ぢや。ヨモ「某の存ルハ。か様の折から我等ごとさきも。

少受文の唱へて種々の珍敷宝物を〔打タシテ〕。捧たひと存

ルが何とあらふそ ツレ「いかにも一段尤じや。身共も左様に思ふ。逆の事に片時<sup>シモ</sup>もはやく上たたらばよからう ヲモ「夫ならばいざこちへ寄しませ ツレ「心得た ヲモ「さあいざとなへさしませい。さ兩人ながら一同に申さう 三人「蓬来の嶋なる。鬼の持宝ハ。隠<sup>カクレミ</sup>蓑に隠笠打出の小槌。諸行無常<sup>ムチヨウシヨ</sup>しよ。月氏国にくわつたり ヲモ「扱々種々の宝が出たハ急で上けう ツレ二人「よからう ヲモ「皆こちゑおじやれ ツレ二人

「心得た

ヲモ間 厚板 狂言袴 脚伴 腰帶 上厚板ヲツボヲリ

鬼頭巾 小槌かたけ出ル 面不悪

ツレ二三人 厚<sup>（モ）</sup> 袴くゝり 鬼頭巾 ふあく こしをび

〔ヲモ「月氏国にくわつ 二人「いやくわつ 扱々種々の トモ云也〕

〔ヲモ「是ハほうらいの嶋より出たる鬼で御座ル 〔ツレセキハライ〕 いやわごりよ達も出さしましたか ツレ「中々目出度折からじやと存て。是まで付て出たよ ヲモ「扱ハわごりよ達ハ様子をしつつか ツレ「いやくわしうハしらぬ。語て聞さしませ ヲモ「そちもしらぬか 又ツレ「いゝやしらぬ〕

〔鬼五人面々に小槌かたけ出ル 槌の糸の長サ二尺七寸程  
「皆々も是へ出テろくにいてきかしませ 五人ぶたいへならび下二いて語ル

「わこりよかいわします通りか様の目出たひ事ハ有まいと思ふて我々も皆是迄出テおりやる

「おも（○）宝来の嶋成ル ト云時さし廻し廻りて拍子○打出ス時ツレも皆一度打出ス あとにておも斗（○）くわつ と云てかたけてはいる〕

〔△絵馬作物ハ初ヨリ出ス ツレ天女二人出ル事も有り 又天女ト力士出ル事も有り

シテハタチカラ王也 造物ノ前二（<sup>（幣）</sup>）イ切テ付ル事も有り  
金剛流ノ大事ハシテ女鉢ニテ勤ル 是ハ精進げつさひにて勤ル吉〕

#### 四拾 寢覺 〔三帰〕トモ云

ヲモ「か様に候者ハ。木曾の高山に年久敷住世倅仙人ニテ候〔ト云時ツレ二人出せきばらいをする〕 いやわごりよ達ハ何としてきたぞ ツレ「そちが用有そうに出たに仍テ。何事じやと思ふて是迄出た ヲモ「扱ハわごりよ達ハ様子をしらぬか ツレ二人「いや何共しらぬ ヲモ「夫ならば語て聞せう ツレ二人「急で語しませ

〔ヲモ「先我が朝ハ神武天皇より名君数多おわしますとはいへど。中にも此君賢王<sup>キミケンノウ</sup>にをわします故。仙人も山より出聖人賢人も参内致シ。不思議の奇瑞様々有内に。又此程もあらた成靈夢<sup>セイジンケイム</sup>の御座候いて。信濃の国木曾の郷ねざめの里に。三帰の翁と

申す者の有りて。壽命常穩の薬を用ル由。忝も帝聞召及ばせ。急御覽有て奏聞あれとの勅により。延喜の聖主に仕へ御申被成る、臣下唯今当所へ御下向有ル。夫ニ就ね覺(里にをいてねさめ)のときと申ハ。役の行者此ゆかにざして。観念の眠をさまし給ふ所也。去れハ彼行者仙通を得たもふゆへ。三帰の翁住所もあらずしゆつしよもなく。唯忽然と顯出。いつもね覺の床を住家として老せぬ薬を服シ。一度ならず二度ならず三度迄若やく。故に三帰の翁とハ申習す。是と有も君聖徳にましますにより。仏菩薩權りに老人と現シ給ひ。不老不死の御薬を唯今君へ捧給わんと有が。なんぼう目出度事でハないか

「ツレ」誠に是ハ目出度事じや ヲモ「さあらバ何と思わしますぞ。か様の折からなれば。いざうとうて帰ルまいか ツレ「一段とよからふ ヲ「いざうたわしませ ツレ「先わごりよがよからう ヲモ「夫ならばうたわふか ツレ二人「中々」

「荒々目出たや」な。ツレ二人「かゝる目出度折柄なれハ〔両テニテ扇ヲ返シ〕。仙人共ハ顯出て〔右テニ扇ヲ持 正面へ出ル アトへ開キ〕。寢覺の床の。目出度〔左右ノ方ヲミル〕子細を語り申シ。帰覽とせしが〔はしが、リノ方へ行〕。猶も〔正面へ出ル〕所を富貴に守り。七百歳を〔手ニテゆひをり〕国土に捧ケ〔扇ニテスクイサシ〕。是迄〔サシマハシ〕成とて仙人共ハ。〔切返シ〕。元の仙境二〔右ノ足出シテ引〕帰ケリ〔タツハイ〕

ヲモ間 厚板 そばつき 狂言袴 きや半 こしをび

官人ずきん 扇 上り髭

#### 四拾一 東方朔

〔拍子方出ルト台出ス 脇座ニ置クト狂言出テ口明ヲ云〕

官人口明「抑是ハ漢武帝に仕へ申官人にて候。扱も此君賢王ニおわしますにより、吹風枝をならさず。目出度御代にて御座候。然此程青き鳥の足の三つ候が。禁中を飛廻ルを。百管卿相不審申され。博士を召て占せらるれば。君の御為目出度御瑞相と占ひ申す。又今日ハ七月七日七夕の節会なれば。我が君ハ承花殿に車駕被成。御遊有べきとの御事なり。百管卿相に至ル迄。其分心得候へ」

「ト云テ觀世流ノ時ハふれてから樂やへ入 シテ出テ奏聞の時ハワキツレ取次也 下懸り時ハやはり狂言取次故ニふれてすくニ太鼓座ニ待ている シテ出ル」

官人「奏聞申さんとハ誰にて渡り候ぞ 官人「其由申上うする間夫に暫ク御待候へ 官人「いかに申上候。此国の傍に住者成ルが。君の御為けしからず目出度御瑞相おわしませば。此事を奏聞可申とて唯今参内仕り候 官人「畏て候〔ト云テシテノ方ムイテ〕 最前の人の渡候か 官人「御申の通り奏聞仕りて候えバ。則庭上へ通シ申せとの御事に候。急で御参内有うずる 官人「こふく御通り候へ」

仙人ヲモ「か様に候者ハ。他り近き深山に住仙人にて候。只今罷

出ル事別のぎにあらず「ツレ仙人二人出ル うしろよりせき

ばらしいする」いやハごりよ達ハ何と思ふて出さしました

ツレ仙人「そなたが有用さうにてさしましたに仍テ。何事かと思

ふて出たよ ヲモ「扱ハ様子をしらぬか ツレ二人「いや何共しら

ぬ ヲモ「夫ならば語テ聞せう程に聞しませ ツレ二人「心得た

ヲモ「去程に此君賢王に御座すにより。様々の目出度き事共数

をつくす。然は東方朔奏聞申さる、様ハ。此間青き鳥の足の

三つ候が。禁中を飛廻り候事余の義にあらず。爰に崑崙山の

仙人西王母と申者寵愛の鳥なり。彼王母三千歳二度花咲ミ

のなる桃を持。是を一つぶくすれば。則三千歳の 齢を

たもつ桃成ルが。東方朔ハ三つ迄服仕ルにより。九千歳を歴

ル。其寿命目出度桃実を。西王母我が君へ捧申さうずると

の御事にて。則三足の青鳥を先達ル由申せバ。君ハ一入 観感

被成。猶々仙人の目出度子細を申上よとの勅ニより。仙徳の不

思義委申上ケ。又彼西王母ハ。西方極楽の無量寿仏の化身な

れば。命ハはかりなき仙人にて候。然らハ君桃実と聞し召さ

ば。三千年の 齢を御たもち有べき事うたかひ御座なく候。頓

テ西王母をともし追付参内申へきとて。其まゝくれに失給

へば。君御感 浅からず候。又我等ごときの仙人も。かた

のごとく寿命長遠に目出度仙人共なれば。か様の時節罷出。王

母の参内を余所ながら見物せうと思わぬか ツレ「一段とよか

らう ヲモ「さあらバ是にやすらふて。目出度様子を見物致さ

う。皆是へよらしませ ツレ二人「心得た「ト云テ一セイニテ桃

# 人情出ル

トウ人「抑は三千歳に一度。片枝に花咲片枝にミのなる。西王

母の園の桃の。とうにんと我事なり ヲモ「いや是へきやうが

つた者がでました。詞をかけませう ツレ二人「よふ御座らふ

ヲモ「是ハ人間とも見へず。又仙人共見へぬがい様成者ぞ。

トウ人「御不審尤じや。是ハ西王母の桃の桃仁成ルが。目出度折

からなればか様に顯出て候 ヲモ「何とおしやるぞ。西王母の

桃のとうにんじや トウ人「中々 ヲモ「夫にちとおまちやれ

トウ人「心得て候 ヲモ「咄々あれハ西王母の桃の桃仁が参りたが。

西王母の桃を一つ服すれば。三千歳の 齢をたもつと有ルが。其

桃をば中々我等ごときの者にハよせつくる事でハなひほどに。

あの桃仁なりとねぶつて。命をなごふせまいか ツレ「是ハ一

段とよからう ヲモ「咄々そなたに少むしんか有ルが。聞てお

くりやらうか トウ人「何事ぢや ヲモ「別の事でハなひ。西王

母の桃を一つ服すれバ。三千歳の 齢をたもつと有ルが。中々我

等にはあてつくる事でハなひ程に。そなたのあたまをねぶつて

命を長クせうと思ふ程に。ねふらせまいか トウ人「いか様にも

御ねぶり候へ ヲモ「いでくさばねふらんとて 普話

く。先我さきにと。すゝみけり トウ人「其時桃仁ひざまづき

て。頭をさしだし待ければ。よりてハねぶり。歸りて

ハねぶり。あまりにつよくねぶられて。頭ハちいさく成りたれ

ど。命ハながき桃仁の。命ハながき桃仁の情ハ。王母のみもと

に帰りけり「みもとに参りけり 元の住家に帰りけり」

〔官人〕「か様に候者ハ。漢の武帝に仕へ奉ル官人にて候。扱も此君賢王にましますにより。吹風枝をならさず。目出度御代にて候。然ハせいとうの足の三つ候が禁中をとひめくる。<sup>威風凛々</sup>な。各々御覧じいか成けてうそと御ふしんなされ。はかせをめしてうらなわせらるれば」

〔ヲモ〕「扱も漢の武帝ハ賢王にましますにより。さま／＼めでたきずいそうおハしますが。就夫只今東方朔奏聞申さるゝ様ハ」

〔ヲモ〕「いやわこりよ達ハ何と思ふて出さしましたぞ 〔ツレ〕「そなたの用有さうでおでやつたに仍テ。取物も取あへず出たよ」

〔ヲモ〕「扱ハ様子をしらぬか 〔ツレ〕「いや何ともしらぬ 〔ヲモ〕「それならば語テ聞せう」

〔桃仁〕「是ハ崑崙山の仙人。西王母の桃仁の情成ルが。目出度御代にハ仙人も山より出ルと申せハ。此君賢王にておわしますにより。桃仁の情罷出て候」

〔ヲモ〕「是ハ仙人共見へず。又人間共見へぬが。いか様な者じや。 トウ「御ふしん尤じや。是ハ西王母のもゝのとうにん成ルが。目出折かなればか様にあらわれ出テ候 〔ヲモ〕「是ハ言語同断目出事じや。かた／＼ハ何とおもわるゝぞ。桃実ハ中々我等にあてつくる事でハ有まひ程に。いざせめて此桃人なりともねぶつて。少成共ながいきをせまいか 〔ツレ〕「是ハ尤よから

う 〔ヲモ〕「なふさいわいの所へ出さしました。少其方のあたまをねぶらせまひか トウ「いかやうにも御ねぶり候へ」

〔△日本開化天皇五拾九年ニ当テ漢ノ武帝

△蘇武ヲ大将トシテ胡国ニ被レ向

△東方朔 漢武帝ノ時名ヲ改ハス荒身ノ長サ九尺ト云」

初官人出立 厚板 そばつき 狂言袴 きや半 腰帶 扇

官人ずきん

仙人ヲモツレ三人トモニ水衣 厚板 狂言袴 きや半

こしおひ 官人頭巾 上り髭 はな引ノ内

とうにん 厚板 そばつき 狂言袴 きや半 こしをび

面うそ吹

## 同 東方朔

官人口明「抑是ハ漢ノ武帝に仕へ奉ル官人ニテ候。扱も此君賢王御座スニより。吹風枝をならさず。民戸指をさゝぬ御代にて候。左有ニ依て此程不思議の奇瑞御座候。然ハ今日ハ七月七日星の祭なれば。帝ハ此殿へ行幸被成。四方の気色を観覧有べきとの御事なり。百管卿相ニ至ル迄。相構テ其分心得候へ 〔ト云テ觀世流ノ時ハスクニ楽やへ入 但シ下懸ノ時ハ太鼓座ニイルトシテ〕セイ謡過テ奏聞有リ 是ヲ狂言取次也 シテ 〔いかに案内申候〕 狂言官人「誰にて渡り候ぞ 〔シテ〕是ハ此国の片原ニ住者成が君ノ御為目出度事奏シ申さん為是迄参内

仕りて候」<sup>官人</sup>「さあらハ其由奏聞申さうずる間。暫<sup>マ</sup>二暫ク御待候へ〔ト云テワキノ方へ行テ〕いかに奏聞申上候。此国の傍<sup>ソコ</sup>ニ住者成ルが。君の御為目出度御ずいそ御座せハ。此事を奏聞申可<sup>ソコ</sup>とて只今参内仕て候。官人「畏<sup>タイシ</sup>テ候。最前の人の渡り候か。官人「最前の御奏聞申て候へバ。則<sup>テイシヨウ</sup>庭上へ通シ申せとの宣旨なれば。かうく御通り候へ〔中人過<sup>中人</sup>テ仙人同勢三四人も出ル〕

仙入<sup>仙入</sup>「ワモ」か様に罷出<sup>ハシ</sup>為者ハ。此他りに住居仕仙人ニテ候。やハごりよ達ハ何と思ふて是へ出られたるぞ。ツレ「いや其事じや。わごりよが何と哉<sup>やん</sup>覽よろこばしさうな牀で出たるに仍テ。我々も様子を聞たさに出たよ。ワモ「う、扱<sup>扱</sup>ハ某が機嫌よささうな牀で出たに仍テ。わけハしらねど先出た。ツレ「中々。ワモ「わごりよ達も其通りか。皆「尤<sup>尤</sup>さうじや

ワモ「さあらバ語てきかせう。先此君ハ古今ならびなき賢王にて御座有ニより。四海波<sup>サンゾク</sup>治り万目出度折柄なれば。不思議<sup>不思議</sup>の奇瑞有<sup>有</sup>其子細ハ。此間三足の青島大内を飛廻<sup>セイ</sup>ルを。いか成事と思召<sup>召</sup>ス所に。東方朔と申仙人来りて、奏<sup>奏</sup>する様。件の鳥は崑崙<sup>クワン</sup>山ニ住。則西王母と申仙人の寵愛<sup>チヨウアイ</sup>の鳥成が。此君祭事正<sup>セイ</sup>う御座ス故。三千年ニ一度花咲<sup>ハナ</sup>キ実成<sup>ミナ</sup>れたうじつを捧<sup>ササ</sup>申。弥御寿命御長遠<sup>ミヨシユウミョウ</sup>ニて御世運久しからふずるとの御事也。左有ニ依テ彼鳥さき立ツテ飛来<sup>トビ</sup>ル。此様子を東方朔参<sup>ササ</sup>テ奏<sup>奏</sup>せられたるが。なんばう目出度事<sup>目出度事</sup>でハないか〔ツレ仙人シカく〕

ワモ「彼<sup>トウ</sup>桃<sup>桃</sup>実と一つふく致<sup>致</sup>せバ。必三千年の代合<sup>代合</sup>をふる。彼東方朔ハ一つならず二つならず三つ迄<sup>迄</sup>ぶく致<sup>致</sup>されたに仍テ、則

九千歳迄<sup>九千歳</sup>壽命目出度仙人なり。件の西王母に桃実を持せ。東方朔諸共<sup>諸共</sup>に追付<sup>サツ</sup>参内致<sup>致</sup>さるゝが。此様な目出度事ハ。何とためしすくない事でハないか〔ツレ又シカく〕ワモ「誠<sup>誠</sup>ニ聖人の御代にハ仙人も山より出ルと申が是じや。皆々何と思わるゝぞ。何も幸の所へ出た程に。彼桃実をぶくする事こそならず共せめて見物成共<sup>見物成共</sup>せまいか。ツレ「是ハ一段とよからう。ワモ「さあらバ是へよつてまたしませ。一<sup>一</sup>セイ桃人「抑<sup>抑</sup>是ハ三千年ニ一度。

片枝に花咲片枝に実<sup>実</sup>のなる。西王母の園の桃のたうにんなり

ワモ「是ハ人間共見へず。又仙人共見へぬがい<sup>い</sup>か様成者ぞ。トウ「御ふしん尤じや。是ハ西王母の桃のたうにん成ルが。目出度折柄なれば<sup>折柄</sup>カ様に顕<sup>顕</sup>レ出て候。ワモ「是ハ言語道断<sup>言語道断</sup>目出度事ぢや。旁ハ何と思わるゝぞ。桃実ハ中々我等ニあてつく<sup>あてつく</sup>る事でハ有<sup>有</sup>まひ程ニ。いざせめて此桃人なりともねぶつて。少成共長生<sup>長生</sup>をせまいか。ツレ「是ハ尤よからふ。ワモ「なふ幸<sup>幸</sup>の所へ出しました。少其方のあたまをねぶらせまいか。トウ「いか様ニも御ねぶり候へ。ワモ「いでくさ<sup>くさ</sup>バねふらんとて。く。大勢の中ニ取籠<sup>取籠</sup>テ。先我<sup>先我</sup>先二とす、みけり。トウ「其時桃人ひさまづきて。頭を指出<sup>指出</sup>シ待ければ。寄<sup>寄</sup>てハねぶり歸りてハねぶり。餘りにつよくねふられて。頭ハちいさく成り<sup>成り</sup>けれと。命ハ永<sup>永</sup>き桃人の情ハ。く。本の住家に歸りけり

#### 四拾二 西王母 「初二台出ルト狂言出ル」

「抑<sup>抑</sup>是ハ漢の武帝に使<sup>使</sup>ヘ申<sup>申</sup>管<sup>管</sup>にて候。扱<sup>扱</sup>も我君祭事<sup>祭事</sup>た、し

うましますにより。五日の風十日の雨折をたがへねば。おのづから民の愁もなく。誠に目出度御代にて御座候。又今日ハ此殿へ御車駕被成。四方の気色を観覧有べきとの御事なれば。百官卿相に至迄。其分心得候へ。〈「ト云テ太鼓座二下二居ル」

「去程に此君漢の武帝の御事を。我等ごときの申ハ空おそろしき事なれど。いつも朝祭事おこたり不給。君臣二つの道をわかち。殊に君の御心ハ大海のごとく豊に広クおわしまして。水上清ければ流の末も濁らざる故。下として上をはかる事なく。富成ル人も貧者をいやしませざるに仍テ。弥天下泰平国土安穩に御座候。左有に依テ爰目出度事の候ぞ。夫を如何と申に崑崙山の他りに西王母と云ヘル仙人のおわしますが。最前是へ参内申さるゝ。先此西王母と申ハ。古性金を三千両持給ふを。御子息兄の金砂に是を参せらるれば。左様の物ハ望なしとして御取なかりし間。左有らばと思召し舍弟金王に遣さるれば。現在の嫡々たにめされぬ黄金を。われらの請べき事思ひもよらぬと仰られ。彼方此方と賢人のたて御取なかりし程に。力不及して御兄弟の御殿を作り。其間に彼金を埋ミ置上に植を被成るゝ所に。程なく金の上より桃木一本生出ルを哥に。中垣の花にふたりの主ありて。植し金や桃と成覧と。是を西王母の蘭の桃と申て候。三千歳に一度片枝に花咲片枝にミの成桃にて候が。かのこのミを一つ服仕れハ。則三千歳の齢をたもつ桃成を。名に聞シ東方朔と云ヘル仙人ハ。一つならず二つならず三つ迄服せらるゝにより。則九千歳の齢を歴と聞ク。か様の目

出度桃の花を持て候。天津御空も晴吹くる風もこうばしき内に。王母是迄参内被申。君迎に座して君の御為目出度事共様々申上。重て誠のとうじつを捧け申さうずるとて。宮中を出ルと其まゝ天上致すを観覧あれバ。いづくをふまゆる共なく風に木のはのちり。さながら浮雲の如クにして。遥にあかると見て白雲の中に入るを。聖人の御代にハ仙人も山より出ルと申せバ。天乙女の参ルを帝の観慮に叶ひし故。大内の人々ハ男女共に御悦なのめならず候。〔一〕さればかの寿命目出度このミを捧たらは。先帝の聞シ被召て以後〔二〕。定て王子達后の参りて後ハ。さんこうの人々中納言宰相以下。工卿天上人迄次第に参りて跡に。我等の所迄さがりたるを。このミをたぶる事ハ及なし。少桃仁をねぶりても或ハ五百歳。又ハ三百歳の齢をたもとふざるうたがいなき事なれば。我等こそ万事不調法者なれ。孫子共ハ未若者の事なれば。後に天上の儒者といわれんも。又十能七藝が何程器用にあらんも知らざる間。少と取りて帰り稚者共にたべさせふと存ル。〔〇次〕然はか程にたくひ少なき桃実を。餘り心なげに唯納メ置れんより。管見を以テ請取御申あらんとの御事なれば。其御役の人々ハ。一人も残らず御参あれ。相構て其分心得候へ。〈「ト云テすぐに楽屋へ入ル。〇後ノシテ幕きわへ懸ルに依テ間済と早く入テよし」

出立 厚板 狂言袴 そばつぎ こしをび 官人すきん

唐扇 又ハ常の扇ニテもよし

## 四拾二 竹生嶋

「か様に罷出（なる）為者ハ。江州竹生嶋の弁才天に使（使）へ申社僧にて候。去程に我朝に福殿敷多有りといへど。中にも当嶋の天女の御事ハ。福德自在を叶給へハ。国々在々所々よりも。朝夕袖を連ね踵ツラネを継ツイテ。老若共に知るもしらぬもおしなめて。参詣の人々多しと申せと。取分シき程近き都より。毎日毎夜キセ貴賤郡集シなし申さるゝ。夫に就当嶋の天女の靈神成ル御事ハ。大内迄も隠（隠）なくして。延喜の聖主（エンギノセイシュ）に仕へ御申被成るゝ臣下。唯今此所へ御参詣の由申間。先あれへ参り御礼を申。又御用有においてハ（ハシリ）走り廻らうと存ル「ト云テ道行」誠に目出度御代成ルに仍テ。稀人（マビト）の此所へ御下向被成た。乍去（マ）てこ元にぞ。大方此他りにてあらう。さればこそ是に御座るよ。あれへ参らう「ト云テ下ニイテ」先御礼申上候。是ハ当嶋の天女に使へ申者成ルが。此所へ御参詣の由承り。取物も取敢ず罷出テ御座ル。御逗留の間に。何二ても御用あらば被仰付られうずる。随分御地走申上う。又此所へ御参詣の方々ハ。天ぶの御宝物を拝せらるゝが。是ハ何と御座らう「畏テ候「ト云テ立テ」一段の御機嫌に申合た。急で御目にかけうずる「ト云テ太鼓座へ行テ腰懸（ウヅウケ）のふたの上に色々の物のセテシテ柱の先へ持出テ」是が則宝藏（ホウゾウ）の御鍵（ミカギ）で御座る「作物ヲ右ノテニ持テヒダリノ手ヲ開 右ノテノ下へそへテ見せる」。是ハ牛の玉駒（ウシタマコ）の角（ツノ）（これも見せやう同事）ためしすくない物で御座る。とつくりと御覧ぜられひ。扶竹（フシタケ）（是も右之通り申て見せる）是ハ当嶋涌

出の砌に生じたる竹で御座ルに仍テ。則当所をも竹生嶋とハ申習ス。「扇ヲ開 左りの手ニ持 右の手ニじゆずヲ持テ扇ヲじゆずの下へそえて見せる」是ハ天女の朝夕（カシキ）看経の被成た御珠数（シユシヨ）で御座ル。是ハ少と戴（イタ）せられい（持テ立テ遠クよりいた、かせる駄をする）旁もお戴きやれ「トツレワキノ方ヘ云」先御宝物ハ如此。扱又爰に岩飛の有を御覧ぜられまひか「畏テ候「腰懸ノふた太鼓座持テ行下ニ置 水衣ノ片ヲ取テ扇ハ腰ニサス」シテ柱ノサキへ出立テイテ謡出ス」いてく岩飛を始めんとて。（太鼓打上テ）「右ノ足開上ヲミル」高き所に「正面へ出」はしり「一ツトビ」あがり。「大臣柱ノ方ヲミル」東を見れば。日神「目付柱ノ方ミル」月神てりかゞやきて。「下ヲミル」水にうつれる「右ノ手ヲ出シフリカヘリミル」かげを見れば。おそろしそなる岩巖を。く。「一ツトビ」飛越「左り手ニテ水衣もちそへてかざし右へ小廻りシテ」水底にすぶと人つてぞ帰りける「右ノテニテカホナテナカラ」あゝくつまめ

「驚流ニテハ一ツ 但シニツ云事も有 大藏流ニテハニツ云」間出立 水衣 むしのしめ 狂言袴くゝり こしをひ

こししずきん 扇  
こしかけのふたニふた又竹 角 牛玉 じゆず かぎヲ入  
テ後見太鼓座ニ置也

「是ハ当社（ハ）の御かきて御座ル 急テ御戸を開き申さう ごとく ト云テかき二てあけ扱左右へ

開牀をする

「此嶋現れ出たる時生じたる竹て御座ル 是に仍テ当嶋を竹生嶋とハ申習ス

「是ハ天女の御珠数て御座ル 少と各々にいた、かせませう

「是ハ牛の玉て御座ル 珍しい物じや 能御らふじられい

「是ハ馬の角て御座ル それへ持て参り御目に掛う 能御らふじられひ」

「爰にお目につけうずる物の御座ル しちなんが ト云テ笑テ

「わきげで御座ルト ト云かつらを見せて」

「急て御宝物をおかせ申さうずる 「是ハほうぞうのミかぎて御座ル 「是ハふたまたの竹で御座る 当嶋ゆじゆつのみぎこまのつて御座る いづれもためしすくない物なれハとつくりと御らうしられい 「是ハ天女のあさゆふかんきんの被成たおしゆずて御座る 是をハちといたゞかせられい かつ／＼もおitedきやれ 先ミたから物ハかくのごとく」

〔江州湖 宝永三年迄千九百九十三年〕

〔△日本五弁才天ノ事 ○奥州金花山弁才天 ○安芸厳嶋弁才

天 ○江州竹生嶋弁才天 ○駿州富士山弁才天 ○相州金亀山

江嶋弁才天〕

〔出現ヨリ宝永三年迄景行十庚戌竹生嶋出現

千六百七十二年〕

#### 四拾四 氷室

「か様に罷出(ハル)為者ハ。丹波の国氷室の明神に使(仕)へ申神職(シンシヨク)の者にて候。去程に此氷室の子細(ヒメロ)と申ハ。昔御狩の行幸(ギョウケイ)の有し時。比ハ六月中半(ナカハ)の事成ルに。折節有ル一村の森の方より。時ならぬ寒風(サムイ)頻りに吹来(フク)ツテ。御衣の袖にやとと思召セバ。さながら冬野々御狩の如ク成し故。主上是をあやしめ給ひ。此風をしのぎ給わんと(ハル)の御事にて。彼の一村のほとりへ御行被成(ミユキ)。庵ノ内を詠覧(エイラン)あれば。雪水を多ク家内にた、へ申「ス」。帝(ミカド)餘りに不思議に思召。是ハ如何成事ぞと宣旨(センジ)あれば。其時あるしの翁申様。夫仙家(センカ)と申には紫雪紅雪(ムラサキユキベニユキ)とて薬の雪有り。翁ハ其薬ノ雪とぶく致すにより。か様に息災延命(イクサイエンメイ)に候と申上ケ。則薬(ソノチ)の雪を備へ申さんとて。君へ氷を供御に上奉れば。帝の歡慮(エウリョ)浅からずして。夫よりひの物の供御と申事始りたり。其後ハ仁王拾七代仁徳天皇の御宇(キョウウ)に。大和の国葛下の郡(カヅノ)に氷室を構へ。氷乃供御を年々備へ申す。夫より以後ハ山城の国松が崎。又此比ハ丹波の国桑田(ソノタ)の郡に御座候。去りながらハ先氷室の目出度子細。又都より勅使の御下向と申間。急ぎあれへ参らばやと存ル

「先御礼申上候。是ハ当社に使へ申神職(シンシヨク)の者にて候が。此所へ御参詣の由承り。取物も取敢ず罷出て御座る。此所に御逗留(ゴトウリウ)の中何にても御用のあらは被仰付うずる。随分御地走

申上う。又此氷室の明神の神秘シンビにおいて。我等ごときゴトキの者が雪を乞申せば。か様の晴天にも時ならぬ雪が其ま、降候フが。是を少と御覽せられまいか「畏て候 日本一の御機嫌に申合た。急で今一人の者を喚出し申さうする」(ト云テまぐの方マテにて)

なふく居イしますか いるかなふ ツレ「某を呼ハ何事ぞ

ヲモ「はて扱アツわごりよハぬかつた人じや。爰にめてたひ事の有が。夫を知テだまつたか 但シしらぬか ツレ「いや何共しらぬ ヨモ「それならば語テ聞せう。都より勅使の御参詣被成たが。外分ワキかたく目出度事メデタでハないか ツレ「誠にそなたのい

わしますごとく。在々より平人のきせん郡衆致すさへ。当社の御威徳イイトクじやと思ふニ。殊に雲の上人の御参詣ハ。一入明神の御威光ゴウカと思へば我躰ミタマ迄も大慶な事ぢや ヨモ「就夫某のお前へ出たれハ。当社の神秘を御覽じられたいと有程に。いざ雪を乞て稀人マレヒトのお慰なぐさニせう ツレ「是ハ一段とよからう ヨモ「さあ

く是へ寄て拵しらしませ ツレ「心得ておりやる (ト云テ二人共ニ太鼓座ニて水衣のかたをとる) ヨモ「何としたくハよひか

ツレ「中々よふおりやる ヨモ「夫ならばこふ出さしませ

「心得ておりやる ヨモ「さらばこおう ツレ「よからう ヨモ

「雪ユキこうくくく ツレ「あられこうくくく ヨモ「さればこ

そふつてくるハ ツレ「其通りぢや ヨモ「唯こへくくく 雪乞

くくく ツレ「電乞アラレコウくくく ヨモ「何とおびたゞ敷ふつた

事でハなひか ツレ「其通りぢや ヨモ「さらば雪こかしをせう

一所へよせさしませ ツレ「心得た ヨモ「さあくつくねひ

く (ト云テ雪を手ニてよせる躰をする) さらば雪こかし

をせう ツレ「一段とよからう ヨモ「雪転ユキマばかし ツレ「雪まろ

こかし ヨモ「ぐひりくくくや ツレ「ぎしヒカくくくや ヨモ

「あらつめたひ事じやハ 卒度此雪を氷室の谷へ納めう 寄し

ませ 二人「あひく さあ づしづしどふ ヨモ「まんまと

「タニへ」納た ツレ「誠にとつくりと納すまいた ヨモ「いざ又

ヲトスキ 乙雪を乞て降せう ツレ「よからう ヨモ「雪こくくく

「電乞アラレコウくくく ヨモ「雪乞くくく ツレ「あられこ

くくく ヨモ「お寺の垣軒カキに降りやとまれ こうくく

出立二人トモニ あつた 水衣 狂言袴 きや半 こし

をひ 初二かたにもとゆい

(以下一行は綴じ込みがきつくて読めず)

(ヲモ)「氷室の谷へ納めう トモ又ハ(ヲモ)「いざ谷へほかそう

トモ云 此時ハぶたひの正面先へする

(ヲモ)「いざ内神へ納めう と云時ハ作物前へ二人して納ル躰する」

(ヲモ)「乍去是ハ氷室の目出度子細 又亀山の院使御申被成る、臣下只今此所へ御参詣の由申間 急あれハ参らばやと存ル

(ヲモ)「先御礼申候 是ハ氷室の明神に使へ申神職の者成か

此所へ御参詣めてとふ存ル 然ハ我等ごときゴトキの者か雪をこひ候

へハ当社の神秘にて か様の晴天にも時ならぬ雪が其ま、ふり

きたり候間 是をちと御覽せられまひか (ヲモ)「畏て御座ル

一段の御きけんに申合た 今一人の者を呼出し申さうする な

ふおりやるか (ツレ)「何事ぞ (ヲモ)」そちをよび出すも別成事

てなひ 只今龜山の院の臣下の御参詣じやか何と目出度事てハ  
ないか (ツレ)「誠に目出度事じや (ヲモ)」「天についてお慰に雪

をこうてお目二かけうと申たれハよからうと被仰るゝ程にいざ  
雪をこうてまれ人のお慰にせう (ツレ)「一段とよからう (ヲモ)

「いさしたくをさしませ (ツレ)「心得た (ヲモ)」「なんとこしらへ

ハよいか「中々よいぞ (ヲモ)「雪乞 (ツレ)「あられこ  
う (ツレ)「さあふるハ (ツレ)「雪乞 (ツレ)「あられこ

られこう (ツレ)「ト何へんも云テ (ヲモ)「扱も (ツレ)「おひ  
た、しうつもつたハ (ツレ)「其通りぢや (ヲモ)「いや雪こかし

をせう (ツレ)「よからう (ヲモ)「雪まろこかし (ツレ)「ゆきまろ  
こかし (ヲモ)「ぎし (ツレ)「や (ツレ)「ぎし (ツレ)「や (ヲモ)

「扱々した、かな物になつたハ いざ内神へ納めう (二人し  
て) (二人)「どろ (ツレ)「ずつしり (ヲモ)「まんまと納た い

さあとの雪をこおう (ツレ)「よからう (ヲモ)「雪乞 (ツレ)「ま  
れ こう (ツレ)「

「石ハ手前ニ云テ有通り」  
(ヲモ)「なふおりやるか (ツレ)「何事ぞ (ヲモ)「いやまれ人の御下

向じやが何と目出度事てハなひか (ツレ)「誠に是ハ目出度事て  
おりやる (ヲモ)「さあらハいつものごとくゆきをこうてお目に

かけう (ツレ)「一段とよからう」

「△雪を乞事二人ふたいの真中ニ立ならび扇をひろけて (ヲモ)「

雪こふ (ツレ)「と云テ両手上る アトも (ツレ)「あられこう (ツレ)「と

云テおも間の通りする 二人大廻りして正面向テ (ヲモ)「され  
ハこそふる (ツレ)「ト云テ面々廻り両方より雪をよせるてい (ヲモ)

「お、つめたひ」と云テ両手へいきをふきかけるていする 正  
面の方へ三つ斗こかし (ヲモ)「した、かになつた」と云テ (ヲモ)

「内神へ納めう」と云テ作物の方へ三つほどこかし一所に拍子

一つふミ 跡の雪面々小廻りして一所に大廻りして小廻り 正  
面向テ一所二左右にてとめる」

「△高安流ニてハ狂言懸りても詞いわず 夫故ワキへハか、ら  
ずにもする」

「△春藤流京都ニて観世安休勸進能之時春藤六右衛門せりふ云」

(ヲモ問)「是ハ先氷室の目出度子細。又都より勅使御下向と申間、  
いそぎあれへ参らばやと存ル 道行常の通り

ヲモ問「是ハ当社に使へ申神職の者成ルが。此所へ御参詣目出度  
存ル。然此氷室の明神のじんひにて。我等ごとききの者が雪を

こい申せば。かやうの晴天ニも時ならぬ雪が其ま、ふり候が。  
是をちと御覽せられまいか (ヲモ)「畏テ候。日本一の御きげん

に申上た。さあらバ今一人の者を呼出し申さうずる。のふおり  
やるか (ツレ)「何事ぞ (ヲモ)「いやまれ人の御下向じやが何と目

出度事てハないか (ツレ)「誠に是ハ目出度事ておりやる (ヲモ)  
「さあらバいつものごとくゆきをこうて御目にかきやう (ツレ)

「二段とよからう (是より常の通り)」

右ハ家元ニ有之借本ノ通り)

#### 四拾五 金札

「か様に爰元へ罷出(たは)為者(もの)を。御存知被成ぬ人ハ何者ぞと思召れうずる。是ハ伊勢太神宮(イセノミヤ)に使へ申す神職(シノヅク)の者にて候。去程に我カ朝(アサ)ハ天地開闢(テノリ)より神国なれば。靈神(ミコト)国中に数多御座スとハ云ながら。中にも太神宮の御事ハ日本の主の御神なれば。毎年国々在々所々よりも老若男女共ニ。内外の御神へあゆミをはこび申さるれば。神前の賑敷(ニギハク)うまします御事。又と并たる神も無御座候。左有に仍テ我等も是を見聞に付正直(セウシキ)を第一と仕ル故カ。何事も思ふ様に御座候。されバ夫に付一「作(サ)」夜も不思議成。御靈夢(ミコト)を蒙りて候。其子細ハ。此度天子へもあらた成御告の有テ。俄に山城の国伏見の里に帝より大宮作り被成る(な)を。拙者に急あれへ参りて。社頭の靈地の清めを仕り。則新宮(シンノミヤ)の社人に成申せとの。太神宮より慥成御告の御座候間。取物も取敢罷出た。急で参らうずる(同公致そう)。「少出ル」参る程に早伏見の里に着た。誠に神慮の有難さハ崇ても厭ぬ御事成ぞ。此伏見の里へ参りて聞申せば。今度大内へも新成御告(シンノミヤ)の有りて。則大宮作り被成んとて。唯今勅使御下向の由申間。某もあれへ参り。拙者にも告の有りて。是迄参り為由申上うと存ル。さればこそ是に御座候よ。あの覺(イラカ)を並た様なる中へ。此躰にて出うはいかなれども。苦(シシ)しからぬ事唯参らう。是へ罷出為ハ。伊勢太神宮に使へ申す神職(シノヅク)の者成ルカ。太神宮よ

りも我等迄新成御告(シンノミヤ)の御座候ひて。急ぎ伏見の里へ参り。社頭の立新地の清めを仕り。則其社人になれと慥成御告の御座候て。勢州より遙々参仕て候が。社壇(シヤダン)の立新地お清メ申さうずるか。「畏て候。左有らば急で祓申さうずる」(祝詞正面向テ拍子有り)「此のつとハ昔ハはよしあれども今ハはよし方のほうにて習由にてはやさぬなり。心得有へし。其時ハはやしなし云)

夫我れ日の本天地開けはじまりしより。あまてるおをんがミの御国なれば。爰に觀請仕奉ル。俄の事なれば庭のいさごを散米とし。扇を幣帛(ヘイハク)と定。よき方に向テ祝詞(イハコト)まいらす。謹上讃語。再拜々々。太鼓打上テ。初はやさねハ爰もはやしなし云) あそこもさいはひ。爰もさいはひ。くくくと。申納て。帰りけり「ト舞テからワキノ方へ行。下ニイテ」是より御殿申候

出立 腰替りのしめ 狂言袴 脚伴(キヤウバン) かけずわふ こしお

ひ 折糸ほし 小サ刀 扇

又(氷室)の出立ノ通りにもスル

〔紀州様若殿宰相様ニテ延享元年子ノ十月十九日之御能ニ喜多十太夫養子ハ之丞(金札)被仰付候。十大夫流ハ雷上ナシニ謡ノ内ニ中人致候由申候。雷上無之候てハ間勤りかね申候由十大夫方へモ葛野市郎兵衛森田長藏へも右之段申候所ニ又十大夫方申候ハ左候ハ、雷上ヲ聞テ中入可致由ニ相済。則仁右衛門弟子浦井貞九郎相勤申候。太鼓ハ觀世左吉弟子多田伝七也。伝七申候

ハ此方ニテハ大夫次第ニて雷上ニテ作物へ入候ハ、打可申由申候

金春惣右衛門流ニテハシテ作物へ入或ハツレニテモ楽ヤへ入候能ハ雷上打申候 〈金札〉などハシテ斗ニテ作物ニ入候間雷上ハ打不申候由申候

〈金札〉ノ脇能ならハ大夫ノ中人雷上ヲ有かなきかをシテ方へ尋へし

### 〔輪藏〕

〔宝生流ノワキ初次第道行過テ(ワキ)都にはやくつきにけり 〳〵 急候程に都ニ早く著て候 是より北野へ参ハヤト存候〕詞有テ狂言ヲ呼出ス 〳〵 〔所の人の渡り候か

狂言 誰にて渡り候ぞ 〳〵 〔是より北野への案内して給り候へ 狂言 尤案内者仕らふずるがさりながら拙者も叶ざる用所

候へ共都はじめたる御方と見へ申テ候間案内者致さうずる 先こう 〳〵 御座候へ 〳〵 心得申候

狂言 〳〵申内にはこそ北野にて候 則是成が隠なき輪藏ニテ候間心静ニ御一見候え

此あしらいハ宝生流ニテハ云也 観世流ニテハいらぬなりあとに書テ有中人の間斗ニテすむなり

### 四拾六 輪藏

「か様に候者ハ。当社に仕へ申神職の者にて御座候。去程に

唐土より釈迦一代経日本へ渡り。此北野々輪藏に納り申を。筑前の国宰府の人にて御座候が。是ハおさなき時より五戒をもやふらず。貴き人にておわしますにより。かの御経をおかミ度思召。則此所へ御出被成候。就夫一代経ハ阿難迦葉出世の羅漢として。五百四拾八卷四百五拾億。三萬一千五百の御経を。大唐より我が朝へ渡シ。王城の北野々輪藏に納メ給ふを。火天顯レ貴心指を感じ給ひ。神通方便にて一夜の中に拝せ申さうずる。然らば上人も弥衆生齊渡し給へ。我も姿を顯し。行道の利益をなさんといふもあへず。其ま、暮に失給ふが。か程あらた成ル御事なれハ。皆ミなも罷出拜ミ給へ。相構て其分心得候へ 〳〵

出立 あついた 水衣 狂言袴 脚伴 こしをひ 大臣ゑ  
ほし前へおり 扇

〔シテ作物ノ中ニイル 脇ニ子方童子二人経ヲ持テ両方ニイル作物舞台ニ直ストワキ出ル 次第道行有テ火天出ル ワキヲヨヒカケテ出ル

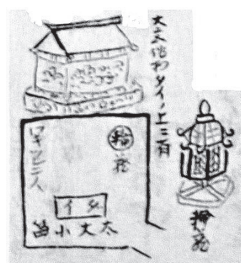
扱舞台ニテ色々有テ火天雷上ニテ中人入スル 夫ヨリ間出ル 驚流社人 大藏末社 又ふくべの神ニテモスル 間過ト作物の引廻シヲ取トシテト童子出ル〕

シテ 狩衣 けさ 半切 ずきん 唐團腰ニさし しゆも  
く杖突 面尉

童子二人 ふり袖はく二つ着シ両はたぬく 上袖折込ニテ  
黒頭 手二経を台ニのせ持テイル

初ノ火天ツレ也 小嶋厚板きなかし 水衣 末広扇 髪  
面尉 後出立ハ半切 そばつき 厚板 黒たれ 輪冠  
末広 面小天神

(下に作り物等の図。文字は右から「輪藏」、「大宮作物タイノ上ニ有」、「輪藏」、「ダイ」、「太 太小笛」、「ワキ ツレ二人」)



〔傅大士 善惠大士ト号 唐ノ双林寺ニテ輪藏トテ一切経を八面の箱ニシテクル／＼廻ルヤウニ拵為人也 二人ノ子有 兄を普建ト云 弟を普成ト云 有時父ノ影水ニ移リテ光明宝蓋有ヲミテ普建是ニ指ヲサシ普成是を見て笑ふト云々 今経藏ニ置所ノ像也 俗ニ笑仏と云 天竺ノ仏法大唐ニ渡ル事 後漢ノ明帝ニ始ル 又異説有リ 大唐ヨリ日本ニ渡ル 仁王卅代欽明天皇拾三年云々〕

〔北野社建立ヨリ宝永三年迄八百余年 菅承相八百五年〕

#### 四拾七 皇帝

「か様に罷出(たゐ)為者ハ。忝も唐の玄宗皇帝(ケンソウコウウテイ)に使(仕)へ申す官人にて候。扱(シ)も此君賢王におわしますにより。吹風枝をならさず。民戸指をさ、ぬ御代にて候。去ル間三千人の后(キョウ)を御寵愛被成

る、。中にも第一の楊貴妃(ヨウキキ)。此程御惱(ゴノラ)なのめならず候が。今日ハ此殿へ車駕被成。貴妃の様軀を観覧可有との御事なれば。百官卿相に至ル迄。相構へてそのぶん心得候へ 〳〵

〔拍子方出ルト台二つ鏡出ル 舞台へ置ト狂言出テ舞台の真中ニテ名乗触テ楽やへ入〕

厚板 狂言袴脚絆ニテ括ル 腰帶 そばつき 官人頭巾 扇

〔大方扇ヲ持事ハふれて太鼓座ニイテシテ成共ワキなり共王出テから楽やへ人物也 同しなから竹杖つき出ル事ハふれてすぐにかくやへ人物也〕

〔置鼓ノ事習〕

〔鶴亀〕〔皇帝〕〔東方朔〕〔西王母〕〔咸陽宮〕

口明事ハ置鼓有大事

六ノ下ヨリ出ル 笛吹出シ一ツ吹又二ツメノ吹時ヲ六ノ下ニ云也 幕ヲ上サセ常ノ通出テシテ柱ノサキニテ右ノ足ヲ出し又左リノ足を出し右ノ足ヲ引左りの足を引 足トリヲミテ鼓ヨリ合スル 六ノ下ヨリ前ニ出テヨシ 六ノ下ニテハヲソシ 跡ニ委有リ〕

〔見懸置鼓習〕

幕ヲ上ルト鼓打出ス 右ノ通り 橋懸リノ長短ニヨリチカイ有リ 長キ時ハ鼓打内ニ打ダスケト

云事入テ打出)

#### 四拾八 鶴亀 (月宮殿トモ云)

「抑是ハ唐の玄宗皇帝に使へ奉ル官人にて候。扱も此君賢王におわします故。吹風枝をならさず。民戸指を鎖ぬ御代なれハ。毎年四季節会の毎始にハ。忝も帝此殿へ御幸被成。一千年の丹頂の鶴。万歳緑毛の亀にまわせられ。月宮殿にハ舞樂を奏し給ふ。か様の目出度折節罷出。皆ミな拝し申されよとの御事なれば。百管卿相に至ル迄。相構へて其分心得候へ」

狂言出立(皇帝)同前 触テ楽屋へ入ル

〔○幸五郎次郎狂言置鼓ノ大事打様〕

(小鼓の打ち様の図。終わりから二行目に「此間少待」、最後の行に「狂言エヘント云コヘ有り」とある。)



#### 四拾九 春日龍神 (三笠龍神)トモ云

か様に罷出為者ハ。春日大明神に使へ申末社の神にて御座候。

去程に珍敷柄ぬ御事なれど。先我朝ハ天地開闢より神国なれば。靈神国々に地をしめ給ひ。威光区々成と申せ共。中にも此春日大明神ハ。諸神に弥増靈現あらた成ル御神なれば。神護景雲式年に河内国平岡より。当国三笠山へ御影降有り。諸々の菩薩和光の姿を仮に顕わしおわしました。現在安穩後生善慈悲萬行の御神なれば。四海万民愚知無知の輩。毎月毎夜老若男女共に。袖を連ね踵を従て。あゆミをはこぶ衆生数かぎりなければ。神前のにぎはしうまします御事。凡ならびたる神も御座なく候。左有に仍テ当社へ參給ふ貴僧高僧多シといえと。中にも梅尾の明恵上人をば太郎と頼。笠置の解脱上人をば次郎と名付御申有。昼夜の擁護誠に有難御事に候。其中にも明恵ハ過去より殊勝におわしますにより。明神も直に御声を被替候。夫のミならず御登山の折節ハ。氏人の国民等ハ申に不及。あの心なき鳥類畜類迄も。皆奈良坂へ御迎に出で。ひぎをおり羽をたれていにやう渴仰仕候。されば夫程貴き御方なれど。御心中にいかと思召候やらん。俄に入唐渡天有べきとて。只今当社へ御暇乞に參給ふを。明神ハいらざる事と思召。秀行を以御留あれば。我仏跡を拜まん為との給ふを。經論聖教の中にも御存知御座可有事なり。其上天台山を望人ハ叡山へ參るべし。又靈鷲山の心指の輩ハ。幸当社を御信仰あれ。則五台山の角欠下ツテ。吉野筑波と成りたれば。我朝に御座有ても同シ御事なれバ。遠海万里の波濤をしを給わん事。さりとてハ御無用と御留被成る。猶も不思議に思召バ。今夜の中に三笠山に五天竺を移

シ。摩耶の誕生伽那の成道。鷲峯の説法、仏御入滅の躰迄も。悉く頭わし拝せ御申有へきとの御事なり。然らバ俗在出家男女共に。相構て其分心へ候へ

出立 水衣 厚板 狂言袴 きや半 腰帶 末社ずきん

鼻引 又ハ登リ髭か 但シやしやの面ニテモ

同 同 〔觀世流語 此間ハ進藤流福王流ニテハアイシロ

ウ 春藤流ニテハ大習ニテ弟子トハイハズ家ノ者トハ云ヨシ アシライ無時ハアトニカキテ有里人間ヲ云也〕

「是ハ和州南都に住者にて候。去程に珍敷からぬ御事なれど。先我朝ハ天地開闢より神国なれば。靈神国々に地をしめ給ひ。威光区々成とハ申せ共。中にも当社ノ御本地ハ。誠哉覽積業地觀文にて御座すが。和光同塵の結縁に。仮りに春日の明神と顯れ給ひ。迷の衆生を八相成道に被成。終に仏道に引入給ふと承ル。現在安穩後生善生の爲に。知るもしらぬも安託て。在々所々より老若男女共に。袖を連ね踵を縦て。歩をはこぶ衆生数かぎり無御座候。夫二就此程寝られざるま、つく／＼と存ル様。誠に老少不定の世の中に。旦忙然と明シ暮らさんより。某も後の世を願わんと存ル付。先何れの宗旨にならん。彼方此方と存ル所に。唯今承れバ。梅尾の明恵上人当社へ御参詣の由風分仕ルが。誠か偽かは是よりすぐに伺公致し。神前の他りにて。窺申さうすると存て罷出た。いやされ

バこそ是に御座候よ〔ト云テ下ニイル〕此程ハ久敷上人の御参詣被成ぬとて。南都の人々待申されたるに。此度の御登山先以目出度候。いつも御社参被成る、時ハ。五日十日已前より其隠なくて。皆路次迄御迎ニ参候が。此度ハ御沙汰もなくふと御参詣ハ不審に御座候。〔是ハ思ひもよらぬ事を仰らる、物哉。上人の御身に。經論聖教に御望ハ有間敷と存ルに。遙々の波濤をしのがれた竺震旦へ御越あらば。其間ハ明神もさび敷ク思召るべし。其上古き人の宣給ふ様。他国の仏跡を拜度おもわば。秋津須比叡山ハ天台山を移されたり。又靈鷲山を心指の輩ハ。則当社へ詣て給へ。春日の本地ハ釈迦如来にてお座せバ。此三笠の森の冬枯を。是ぞ涅槃の所と觀念しらいし申せと承ば。和国に御座有ても同じ御事なれば。此度大唐月氏国への渡海の義ハ。只思召御とまりあれかしと存ル。〔言語道断奇特なる事を仰らる、物かな。左様のあらた成御事ハ。昔も今も聞も及バぬ事なれば。此辺の人々にも罷出拜ミ申せと相触申さうするか。〔畏て候。〔ト云テ立シテ柱ニテ〕やあ／＼皆々承候へ。此度梅尾の明恵上人の御参詣ハ。入唐渡天被成る、御暇乞成ルを。春日大明神ハ慈悲万行の御神なれば。今夜の内に三笠山に五天竺を移し。上人に拝せ御申有べきとの御事なれば。心指の輩ハ皆々罷出よとの御事なり。相構て其分心得候へ

問 のしめ 長上下 小サ刀 扇

## 同 同

〔觀世流立間 里人 觀世ノ能ニテモ春藤流高安  
流宝生流ノワキノ時ハ此立間ヲ云也〕

「是ハ和州南都に住者にて候。去程に珍數柄ぬ御事なれと。  
先我朝ハ天地開闢より神国なれば。雷神數多御座スとハ申なが  
ら。中にも此春日大明神ハ。愚痴無痴の輩を救給わん御方便ニ。  
諸々の菩薩の和光の姿を仮りに目見へ。当社と現シ給ふと聞ニ  
より。現在安穩後生善所の其為ニ。当国の者ハ我等を始て  
渴仰ス。国々在々所々迄も。老若男女共ニ袖を連ね踵を繼て。  
毎日毎夜歩をはこび。神前の賑しう座ス御事。又と并為  
神も無御座候。夫に付此秋津須ニおいて。貴僧高僧おふき内  
ニ。梅尾の明恵上人をハ太郎と名付。笠置の解脱上人をハ次  
郎と頼ミ。此〔ゴ〕兩人の御方をバ。当社の両眼さうの手の如  
ク思召シ。天下の御祈禱をもまかせ御申被成る。其中に取て  
も明恵ハ過去より殊勝ニ御座ス故。明神の直に御詞ヲ替さ  
る、など、申。誠ハ左様ニも御座有ふずと存ル。其故日外明  
恵御当山の刻。俗在出家共ニ人間ハ申に不及。鳥類畜類迄も  
奈良坂へ御迎ニ出。上人を見付畜類ハ膝を折鳥類ハ羽ヲ垂草木  
のたぐひまでも。正しう圍遶渴仰の躰あれば。末の世迄もか  
程殊勝成御方ハ。大唐の身ハいさしらず。倭国にハ有間數との  
御事ニ候。然ハ今日明恵御当山の由風聞致ス其子細ハ。入唐渡  
天の御心指有ニより。御暇乞の為ニ当社へ御参詣被成る、と申  
が。誠ニ我等躰の存ルハ。万里のさうはをしのき入唐渡天ハい  
か、と存ル。殊ニ上人の御身にてハ。経論聖教の内にては御存

知有べし。其上人の申習すハ。天台山を望の物の人ハ比叡山へ  
御参あれ。五台山を拜ミ度御方ハ。吉野筑波を拜し給ふとき  
く。又靈鷲山の心さすともからハ。則当社を御信仰有と申  
セバ。日本ニ御座有ても同じ御事かと存ル所に。明神秀行と現  
シ御留被成。仏跡を拜し度思召ば。今夜の内に三笠山へ  
ゴテンジクツツシ。拜せ御申有ルべきとの御事なれば。南都にお  
いて心指の輩ハ。早々出テ拜ミ被申よとの御事なり。構へて其  
分心得候へ

長上下 小サ刀 扇

〔△△〕和国にハ有ましきとの御事ニ候 夫ニ付今日明恵御当  
山被成る、其子細ハ入唐渡天の御暇乞の為と有ルを誠に我等躰  
の存ルハ トモ云

〔△△〕明神ハ秀行と現し御留被成 左様ニ有ニおいてハ今やの  
内に トモ云

〔御誕生ヨリ元文四年迄二千七百七十五年 年代記抜書ニ有リ  
釈迦如来御入滅ヨリ宝永三年迄二千六百五十年ニ成ル  
春日社御鎮座より九百三十九年〕

〔五拾番〔道明寺〕とげ〔ダ〕いにハ有之候えとも 間の有所ハ  
三拾番目〔鶴祭〕の間の次ニ五十番と云印ヲ付テ書テ有 げだい  
に云落し候故如此ニ候〕